

市民との協働による持続可能なまちづくり

北本市総合振興計画

第 五 次

平成28年度 ▶ 平成37年度

北本市
kitamoto city

緑にかこまれた

健康な文化都市

市民一人ひとりが輝くまちをめざして



「緑にかこまれた健康な文化都市」 の実現に向けて



北本市は、これまで四次にわたり「北本市総合振興計画」を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。

最近では、関東グリコ株式会社北本ファクトリーの誘致及び操業開始、首都圏中央連絡自動車道における桶川北本インターチェンジの供用開始や東名高速道路から東関東自動車道までの区間の開通、上尾道路（上尾バイパス）の事業化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。また、この10年で人口減少と少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少等の年齢構成の変化が、まちの将来に大きな影響を与える状況となっております。

そのような中、第四次北本市総合振興計画が平成27年度で終了することとなり、改めて今後の本市のまちづくりの基本的な考え方を示す必要があることから、このたび、平成28年度から平成37年度までを期間とする「第五次北本市総合振興計画基本構想」並びに平成28年度から平成32年度を期間とする「第五次北本市総合振興計画前期基本計画」を策定いたしました。

策定にあたりましては、人口減少に対応するための一般財団法人地方自治研究機構との共同調査研究及び北本市市民意識調査を実施するとともに、第五次北本市総合振興計画策定に係るまちづくり市民ワークショップを開催し、市民の皆様から多くの貴重な御意見をいただくことができました。また、北本市総合振興計画審議会、第五次北本市総合振興計画市民説明会、パブリックコメントの実施等の様々な市民参画手続きを行いながら、北本市議会への意見照会や協議等を経まして、今後取り組むべき基本的な政策・施策をまとめ、本計画に位置付けたところです。

今後は、新たな総合振興計画に基づき、市民との協働による持続可能なまちづくりを基本理念に「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けた市政運営を行い、市民一人ひとりが輝くまちとなるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの方から様々な御支援、御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも、市政に対しましてより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

北本市長 現王園 孝昭

第五次北本市総合振興計画

目次

序論

| | |
|-----------------|----|
| 1. 計画策定に当たって | 6 |
| (1) 計画策定の趣旨 | 6 |
| (2) 計画の期間と構成 | 6 |
| 2. 計画策定の背景 | 7 |
| (1) 北本市の特性 | 7 |
| 自然環境 | 7 |
| 歴史・沿革 | 7 |
| 交通の状況 | 7 |
| (2) 社会環境の変化 | 8 |
| 人口減少と少子高齢化の進行 | 8 |
| 安心・安全に対する意識の高まり | 8 |
| 高度情報化の進展 | 8 |
| 環境問題の深刻化 | 8 |
| 経済再生に向けた国の方針 | 8 |
| 地方行政の役割の変化 | 8 |
| (3) 北本市の現状 | 9 |
| 人口・世帯の状況 | 9 |
| 産業の状況 | 16 |
| 財政の状況 | 17 |

基本構想

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 目的と期間 | 22 |
| 2. 基本理念と将来都市像 | 22 |
| (1) 基本理念 | 22 |
| (2) 将来都市像 | 22 |
| 3. 将来人口 | 23 |
| (1) 将来人口の目標 | 23 |
| (2) 人口の変化を捉えたまちづくり | 23 |
| 4. 土地利用構想 | 23 |
| (1) 土地利用の基本的な考え方 | 23 |
| (2) 区分別の土地利用の方向性 | 24 |
| (3) 土地利用構想図 | 25 |
| 5. 政策の大綱 | 26 |
| (1) 政策1 子どもの成長を支えるまち | 26 |
| (2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち | 27 |
| (3) 政策3 みんなが参加し育てるまち | 28 |
| (4) 政策4 快適で安心・安全なまち | 28 |
| (5) 政策5 活力あふれるまち | 29 |
| (6) 政策6 健全で開かれたまち | 30 |
| (7) 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト | 30 |

前期基本計画

| | |
|----------|----|
| 分野別計画の見方 | 32 |
|----------|----|

政策1 子どもの成長を支えるまち

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 子育て支援の充実 | 34 |
| 2 母子保健と子どもに関する医療の充実 | 36 |
| 3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み | 38 |
| 4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進 | 40 |
| 5 学校教育の充実 | 42 |

政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

| | |
|----------------|----|
| 1 地域福祉の推進 | 44 |
| 2 保健・医療の充実 | 46 |
| 3 高齢者福祉の充実 | 48 |
| 4 障がい者福祉の充実 | 50 |
| 5 社会保障制度の適正な運営 | 52 |
| 6 生涯学習の推進 | 54 |
| 7 スポーツ活動の推進 | 56 |

政策3 みんなが参加し育てるまち

| | |
|------------------|----|
| 1 市民参画と協働の充実 | 58 |
| 2 暮らしを支える地域活動の支援 | 60 |
| 3 平和と人権の尊重 | 62 |

政策4 快適で安心・安全なまち

| | |
|------------------|----|
| 1 豊かな住環境の整備 | 64 |
| 2 バランスのある土地利用の推進 | 66 |
| 3 環境に優しいまちづくり | 68 |
| 4 道路、上・下水道、河川の整備 | 70 |
| 5 防犯・交通・消費者対策の強化 | 72 |
| 6 消防・防災の充実 | 74 |

政策5 活力あふれるまち

| | |
|---------------|----|
| 1 農業・商業・工業の振興 | 76 |
| 2 文化財の活用・保護 | 78 |
| 3 就労対策の充実 | 80 |

政策6 健全で開かれたまち

| | |
|---------------------|----|
| 1 市民との情報共有 | 82 |
| 2 適正な事務の執行 | 84 |
| 3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進 | 86 |

政策
7

人口減少に対応するための リーディングプロジェクト

| | |
|---------|----|
| 施策のねらい | 88 |
| プロジェクト1 | 89 |
| プロジェクト2 | 89 |

資料編

| | |
|--|-----|
| 第五次北本市総合振興計画 策定経過 | 92 |
| 第五次北本市総合振興計画基本構想（案） 及び前期基本計画（案）について（諮問） | 95 |
| 第五次北本市総合振興計画基本構想（案） 及び前期基本計画（案）について（答申） | 96 |
| 北本市総合振興計画審議会 委員名簿 | 99 |
| 北本市総合振興計画審議会規則 | 100 |
| 第五次北本市総合振興計画策定委員会等設置要綱 | 101 |
| 第五次北本市総合振興計画前期基本計画期間内に 策定または改訂する計画一覧 | 105 |
| 将来人口の想定について | 106 |

序論

P 5

基本構想

P21

前期基本計画

P31

分野別計画の見方

P32

分野別計画

P34

政策1 子どもの成長を
支えるまち

P34

政策2 健康でいきいきと
暮らせるまち

P44

政策3 みんなが参加し
育てるまち

P58

政策4 快適で安心・安全なまち

P64

政策5 活力あふれるまち

P76

政策6 健全で開かれたまち

P82

政策7 人口減少に対応するための
リーディングプロジェクト

P88

資料編

P91

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画の
見方

分野
別計
画

子
こ
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
ー
ド
ィ
ン
グ
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

序 論

1. 計画策定に当たって
2. 計画策定の背景

序論

序論

基本構想

前期基本計画

分野別計画
の
見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らしているまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
まちづくり

資料編

1. 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

北本市では、昭和53年度に北本市総合振興計画を策定して以来、4次にわたって総合振興計画を策定してきました。

平成23年8月の地方自治法改正により、基本構想の策定義務は廃止されましたが、総合振興計画は、北本市が将来どのようなまちでありたいのか、また、そのためにはどのようなことに取り組んでいかなければならないのかを明らかにし、長期展望を持って総合的かつ計画的に行政運営を行っていくための指針となる重要なものと考え、平成22年4月施行の北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、北本市の最上位の計画として策定を継続するものです。

第五次北本市総合振興計画では、人口減少と少子高齢化の進行による年齢構成の変化がもたらす市政運営への影響を念頭に、まちづくりの方向性を検討しました。

今後、老年人口の増加と生産年齢人口の減少という年齢構成の変化や市民のニーズの高度化・多様化に伴い、限られた資源でより効率的に市政を運営すること、市民が実感できる成果を出すことなどが求められます。そこで、目指すまちの姿や目標を具体的に提示することにより、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、達成状況を確認できる計画としました。また、進捗状況の評価結果を予算配分や次年度の取り組みに反映できる行政評価の考え方を導入し、目標管理型の計画として策定しました。「成長」から「成熟」へと向かい、持続可能なまちづくりを進めていきます。

(2) 計画の期間と構成

本計画は、基本構想および基本計画ならびに別に定める実施計画で構成します。基本構想および基本計画については、制度改正や社会状況の変動等により必要が生じた場合は、改訂を行うこととします。

| | | 期間（年度） | | | | | | | | | |
|------|---|-----------------|----|----|---------------|----|------|---------------|----|----|----|
| | | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| 基本構想 | 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。 計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。 | 10年 | | | | | | | | | |
| | | [10年間の期間を示す矢印] | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。 計画期間は、前期基本計画は平成28年度から平成32年度までの5年間、後期基本計画は平成33年度から平成37年度までの5年間とします。 | 前期5年 | | | | | | | | | |
| | | [前期5年間の期間を示す矢印] | | | | | 後期5年 | | | | |
| 実施計画 | 基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。 実施計画は、毎年度、向こう3年間を計画期間として、別途策定します。 | 3年 | | | | | | | | | |
| | | [3年間の期間を示す矢印] | | | [3年間の期間を示す矢印] | | | [3年間の期間を示す矢印] | | | |

2. 計画策定の背景

(1) 北本市の特性

自然環境

本市は、埼玉県の中央部に位置し、北および東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接しています。東西5.8km、南北5.3km、面積19.82km²とバランスの良いコンパクトな市域を有し、都心から約45km圏に位置しています。

安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地上のほぼ平坦で居住に適した地形で、JR高崎線の東西に市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がっています。市域の西側には荒川が流れ、湧水や雑木林などの豊かな自然を残しています。自然に親しめる公園や緑地も多く、幅広い世代の人々に利用されています。

歴史・沿革

縄文時代中期から後期にかけての生活を今に伝える「デーノタメ遺跡」、樹齢は約800年と言われ国の天然記念物に指定されている「石戸蒲ザクラ」、室町時代中頃に築城されたと考えられている「石戸城跡」等、本市には先人たちが築いてきた歴史や文化が多く残されています。

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には14の村からなっていましたが、明治22年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和18年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和34年に町村制施行により北本町となりました。

町村制施行当時は、人口15,300人、世帯数2,849世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊の都市として人口流入が進み、昭和46年に現在の独立行政法人都市再生機構による北本団地の開発もあいまって、人口は33,561人、世帯数8,667世帯となり、埼玉県の33番目の市として現在の北本市が誕生しました。

交通の状況

市の中心部をJR高崎線が走り、上野駅まで45分、新宿駅まで48分で結ばれています。さらに、平成27年3月には高崎線の東京駅への乗入れが始まり、交通利便性が一層高まりました。

主要な道路については、JR高崎線と平行して国道17号が南北に通っています。また、平成27年10月には首都圏中央連絡自動車道が埼玉県内区間全線で開通し、今後の上尾道路（上尾バイパス）の整備と併せ、さらなる発展が期待されます。

(2) 社会環境の変化

人口減少と少子高齢化の進行

全国の市町村の8割以上で人口が減少しており、人口減少は全国的な傾向となっています。今後も少子高齢化と人口減少が進行するという推計結果が示されており、働き手の減少、社会保障費の増大、経済規模の縮小、地方における雇用機会の減少や都市機能の低下等が懸念されています。

安心・安全に対する意識の高まり

東日本大震災以降、より一層、安心・安全に対する意識が高くなっています。地震等の自然災害だけでなく、食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められており、地域の安心・安全を支える住民同士のつながりや共助の取り組みの必要性も高まっています。

高度情報化の進展

パソコン、携帯電話、スマートフォンと、情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーションや情報発信・取得において利便性が向上しています。一方で、人と人とのつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活や発達への影響、年齢や環境による情報量の格差など、新たな問題も生じています。

環境問題の深刻化

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、国レベルでの対策が求められるとともに、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取り組みを進めることが求められます。

経済再生に向けた国の方針

国は、現在の経済状況について、景気が緩やかに回復しているが、海外経済の動向に留意する必要があるとしています。このような中で、国では、東日本大震災からの復興とデフレからの脱却を進めて経済再生と財政健全化を実現する方針を打ち出す一方、これまでの経済政策に加え、子育て支援と社会保障の基盤強化を進めることとしています。これらの施策は、都道府県や市町村だけでなく、民間が担う部分もあり、国民の理解と参画が重要とされています。

地方行政の役割の変化

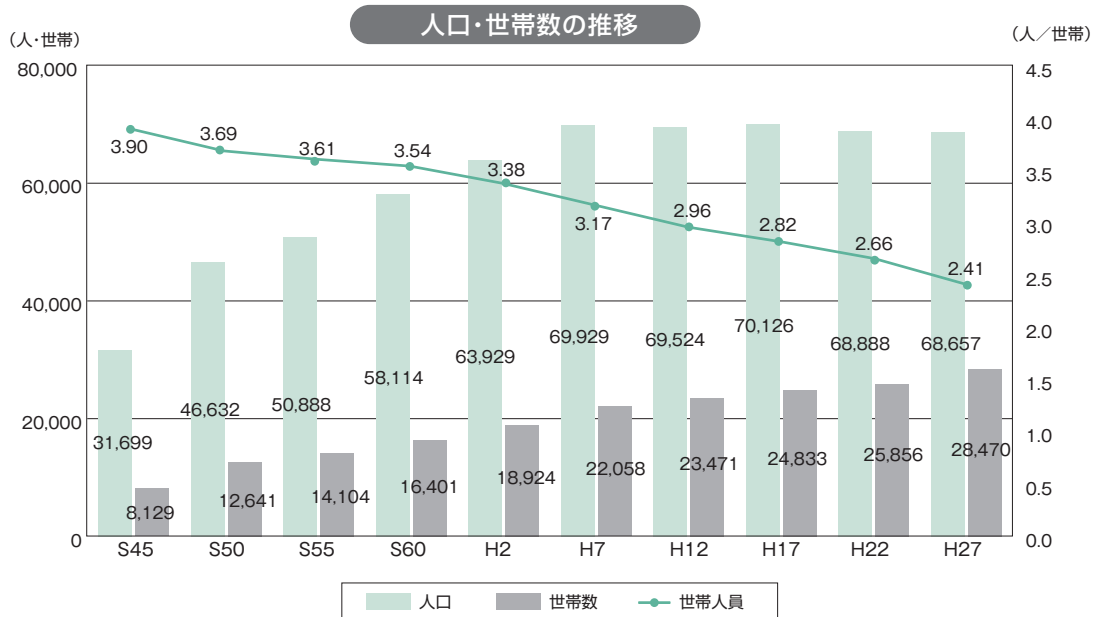
地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権や行政改革が進められてきましたが、今後はさらに、人口減少の抑制、結婚や出産の希望の実現、地方での雇用拡大等、地方創生に向けた取り組みが求められています。市民の参画と市民と行政の協働により、地域性を生かしたまちづくりが必要となっています。

(3) 北本市の現状

人口・世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

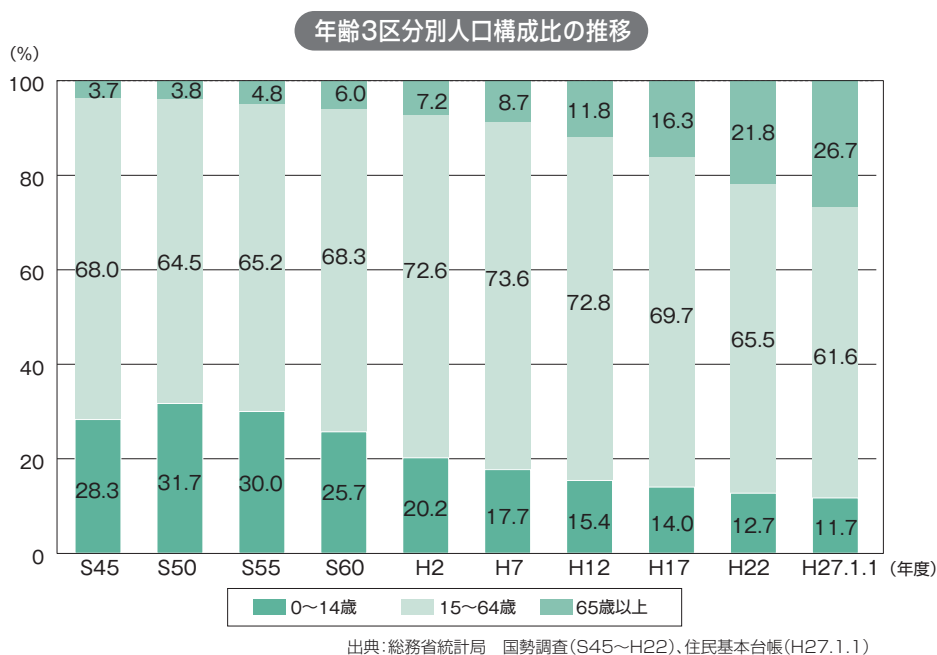
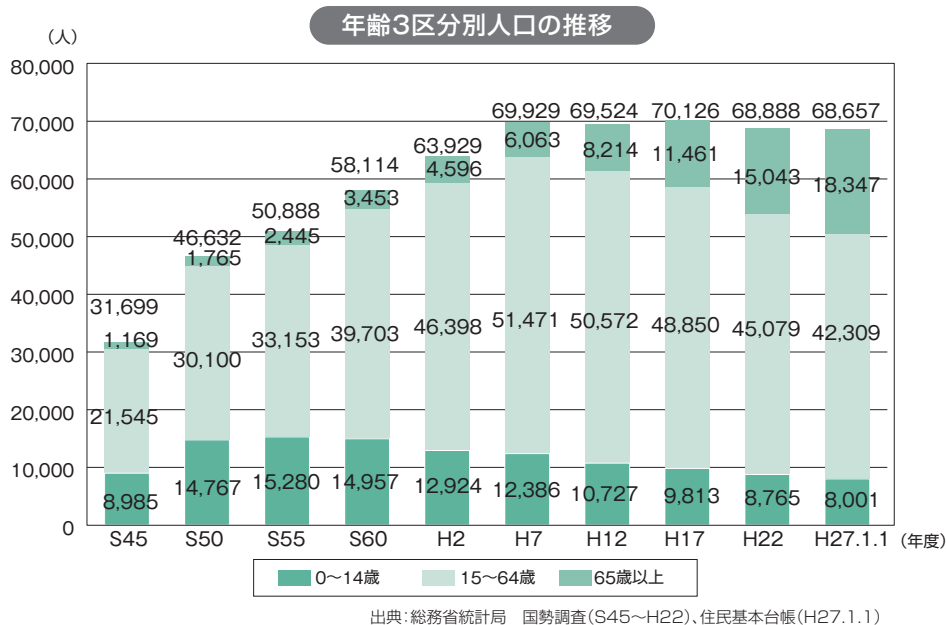
本市の人口は、昭和40年代から50年代にかけて大幅に増加し、平成7年からは横ばいの状態が続いていましたが、平成17年をピークにその後は減少を続けています。一方で、世帯数は増加が続いています。



出典：総務省統計局 国勢調査(S45～H22)、住民基本台帳(H27)

② 年齢3区分別人口の推移

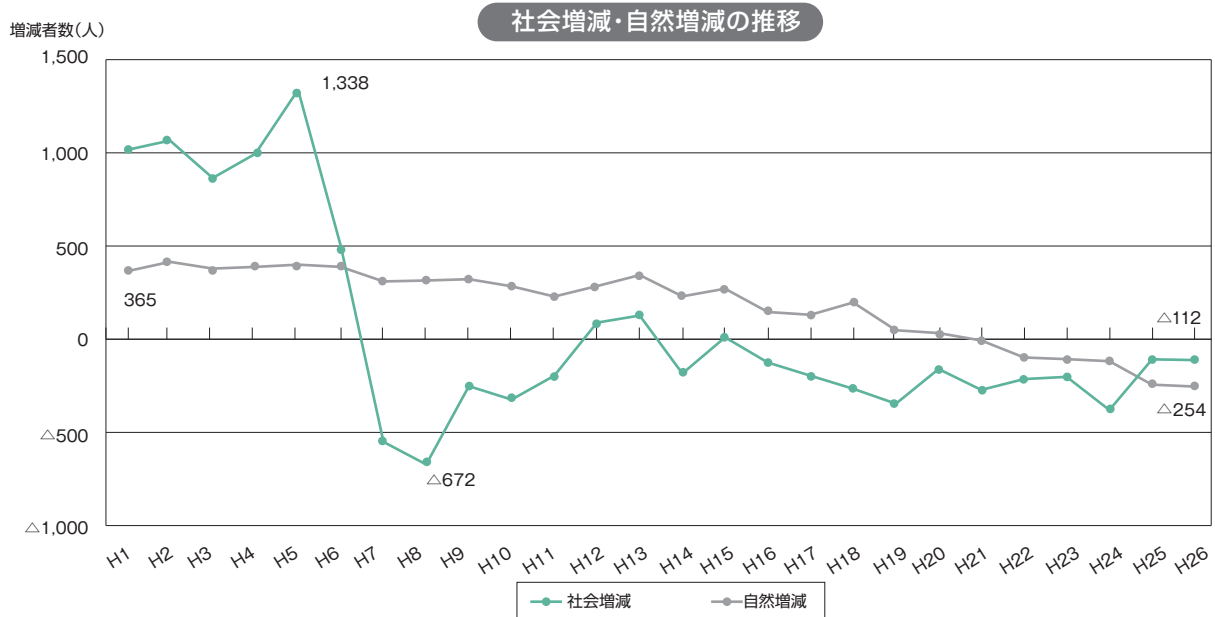
年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢の3区分別に見ると、昭和60年には年少人口の減少が始まっています。また、生産年齢人口のピークは平成7年で、老年人口は昭和45年以降、増加し続けています。平成17年以降は、生産年齢人口が大きく減少するとともに、老年人口が大きく増加しています。高齢化率は、平成22年には超高齢社会といわれる21%を超え、その後も上昇が続いています。



③ 人口動態の推移

社会増減(転入－転出)は、平成5年頃までは大規模マンションの開発等による住宅供給を受けて大幅な転入超過が続いていましたが、それ以降は急激に落ち込み、転出超過傾向が続いています。特に、20歳代から30歳代までの転出超過傾向が顕著になっています。

自然増減(出生－死亡)は、少子高齢化の進行や子育て世代である若年層を中心とした転出超過傾向の影響により死亡数が出生数を超え、平成21年以降は減少が続いています。

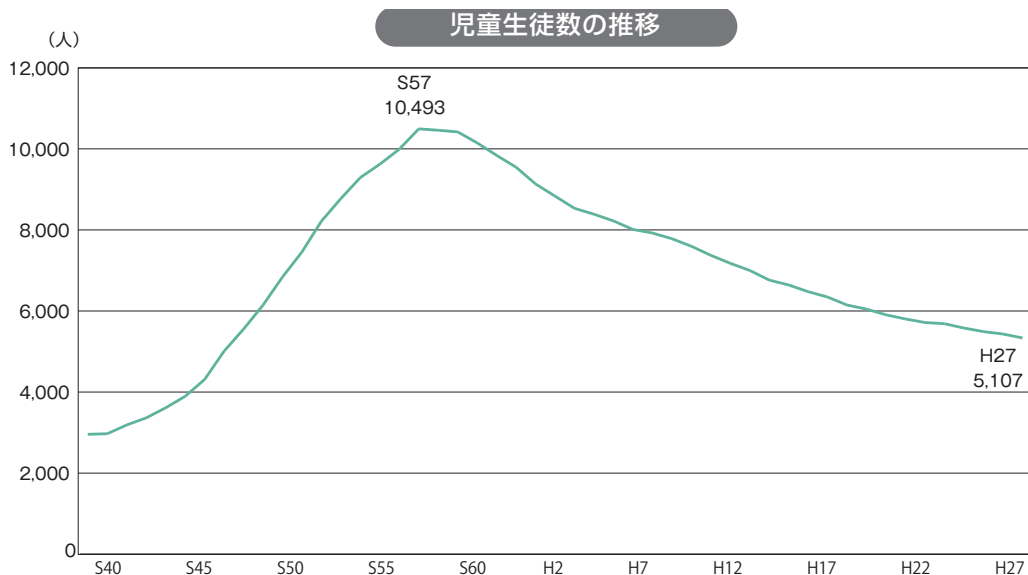


| 年度 | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社会増減 | 転入 | 2,792 | 2,709 | 2,644 | 2,736 | 2,445 | 2,448 | 2,253 | 2,111 | 2,341 | 2,344 |
| | 転出 | 2,988 | 2,975 | 2,990 | 2,896 | 2,717 | 2,662 | 2,455 | 2,491 | 2,449 | 2,456 |
| | 増減 | △ 196 | △ 266 | △ 346 | △ 160 | △ 272 | △ 214 | △ 202 | △ 380 | △ 108 | △ 112 |
| 自然増減 | 出生 | 565 | 607 | 540 | 532 | 510 | 443 | 433 | 451 | 403 | 414 |
| | 死亡 | 434 | 410 | 492 | 499 | 517 | 541 | 540 | 569 | 647 | 668 |
| | 増減 | 131 | 197 | 48 | 33 | △ 7 | △ 98 | △ 107 | △ 118 | △ 244 | △ 254 |
| 人口増減 | | △ 65 | △ 69 | △ 298 | △ 127 | △ 279 | △ 312 | △ 309 | △ 498 | △ 352 | △ 366 |

出典：北本の統計、市民課資料

④ 児童生徒数および出生数の推移

小・中学校の児童生徒数および出生数は、昭和40年代からのベッドタウン化による人口流入により増加が続き、出生数は昭和48年、児童生徒数は昭和57年をピークとしてその後は減少に転じました。最新の状況では、児童生徒数はピーク時の2分の1、出生数は3分の1に減少しています。



出典：北本の統計、学校教育課資料(各年5月1日現在)

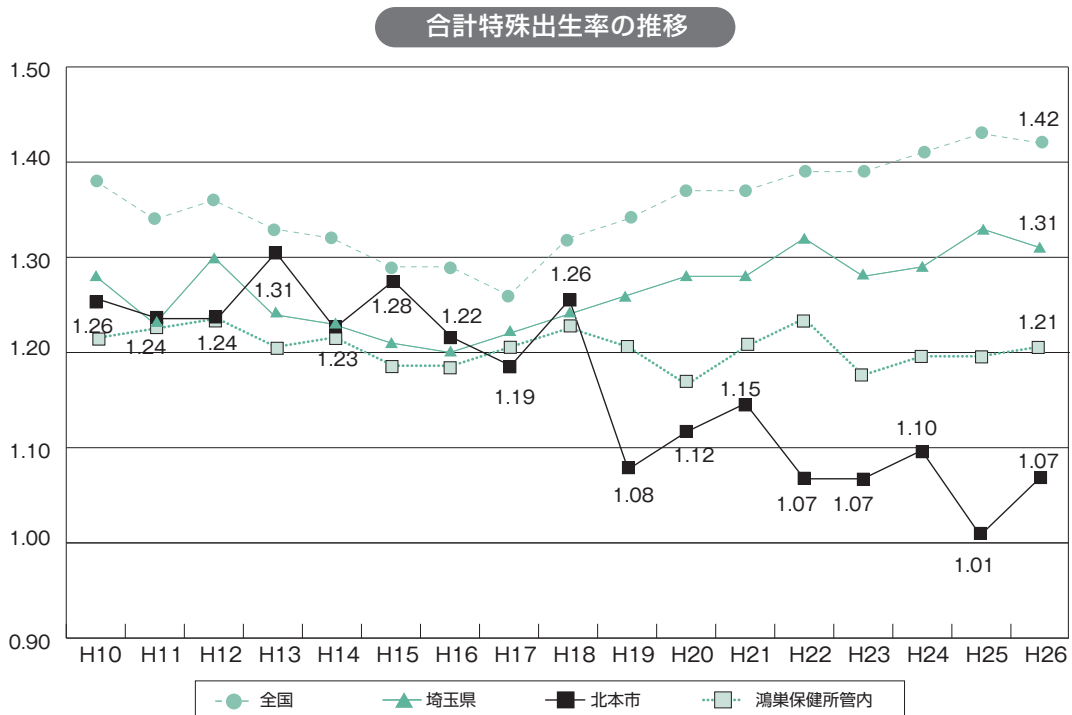


出典：北本の統計、市民課資料(各年度4～3月)

⑤ 合計特殊出生率の推移

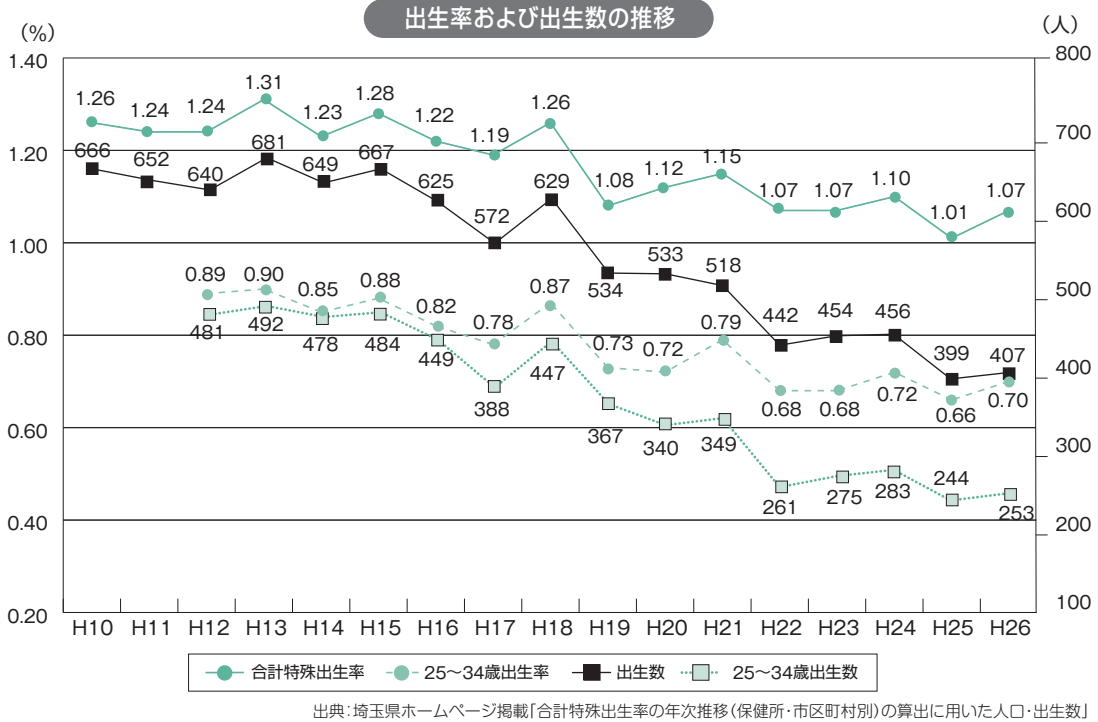
合計特殊出生率*は、平成18年までは埼玉県および鴻巣保健所管内と大きな差はなかったものの、平成19年に大きく減少して以降、全国や埼玉県は増加傾向にあるにも関わらず、本市では1.1前後で推移しています。なお、平成16年頃からの鴻巣保健所管内の各市町の動向は、鴻巣市が一時1.2を超えたものの長期的には1.1前後で維持、上尾市が1.2前後で維持してきて、ここ3年は微増、桶川市および伊奈町が1.2前後での維持から平成25年以降は増加しています。

* 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別出生数/年齢別女性人口)を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。ただし、埼玉県では5歳階級で算出し、5倍した数値を合計して合計特殊出生率を算出しています。

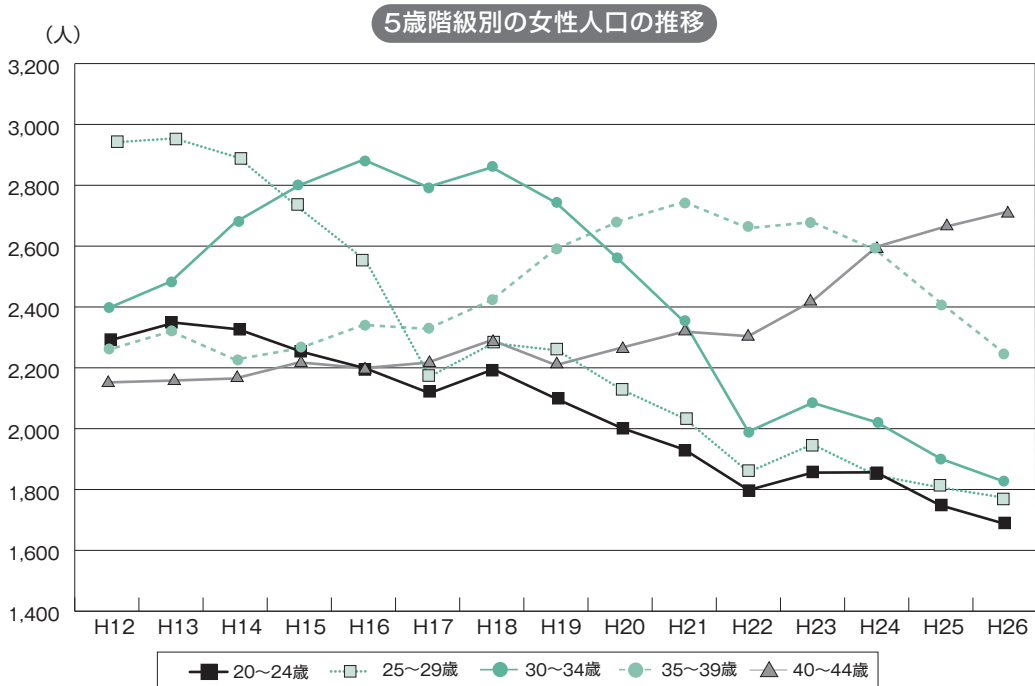


出典：埼玉県ホームページ掲載「合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)」

年齢別の出生率および出生数を見ると、出産する年齢はおおむね25歳から34歳くらいまでが中心となっていますが、この年齢層の出生数はここ10年間で5割近く減少しています。鴻巣保健所管内の市町と比較しても、平成19年以降、この年齢層の出生率が低くなっており、その状況は当該年齢層の転出による人口減少や婚姻率の減少の傾向と類似しています。また、20歳から24歳までの出生率・出生数の減少と反比例するように35歳から39歳までの出生率・出生数が増加傾向にあり、出産の高齢化が見られます。



合計特殊出生率の対象となる女性人口(15~49歳)は、全体としては継続して減少傾向となっており、ここ15年間で約3,600人、20%の減少となっています。内訳を見ると、34歳までは減少しており、40歳から44歳は増加しています。出生率が高い25歳から34歳の女性人口が大幅に減少していることが、出生数の減少の大きな要因となっています。



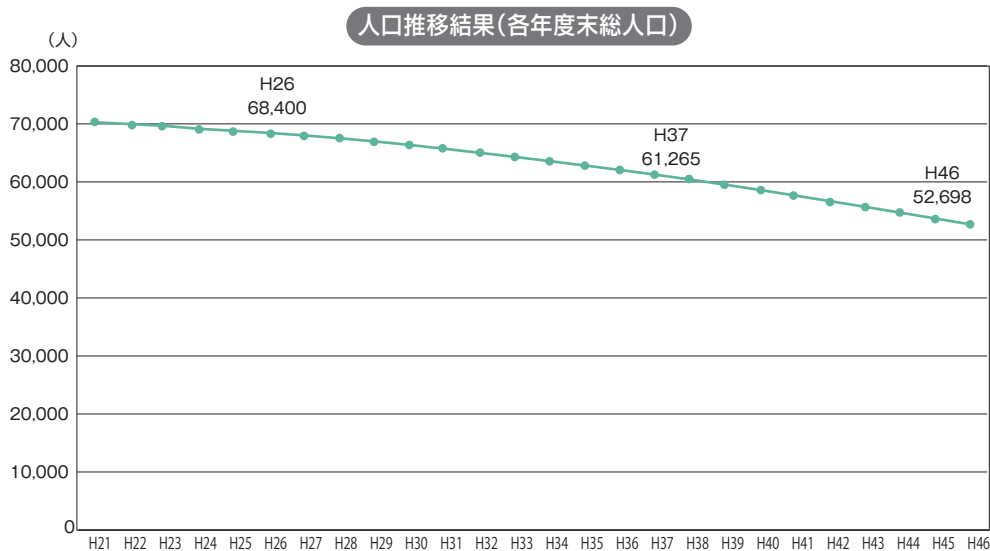
⑥ 将来人口推計

平成26年度末の住民基本台帳人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成22年から平成27年間の生残率の假定値、平成21年度末人口と平成26年度末人口の比較により算出した移動率、平成24年から平成26年の出生率を平均した出生率を設定し、埼玉県が公表している「市町村別将来人口推計ツール」を基本的に使用して将来人口の推計を行いました。

推計結果は、平成37年度末までに総人口は約7,100人減少する見込みとなり、その内訳としては、老年人口(65歳以上)が約2,300人増加する一方、生産年齢人口(15～64歳)は約6,900人減少、年少人口(0～14歳)は約2,500人減少となっています。

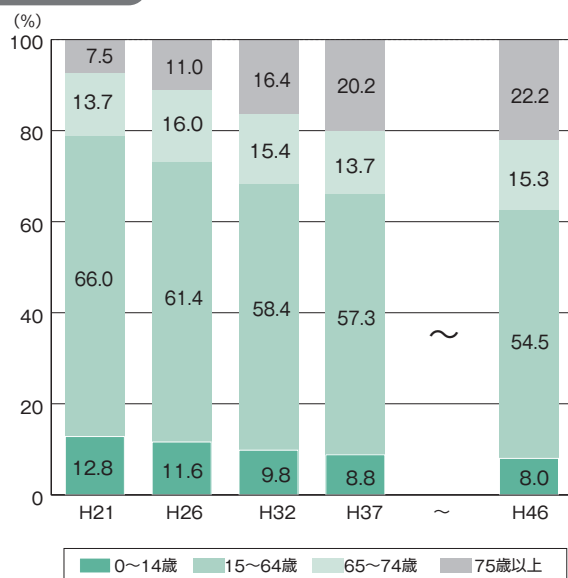
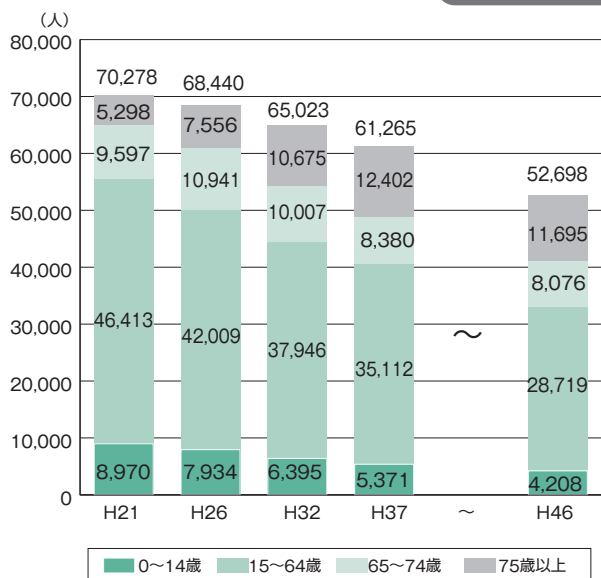
結果として、高齢化率は27%から33.9%に上昇しています。老年人口の内訳を見ると、前期高齢者人口(65～74歳)は約2,500人減少し、後期高齢者人口(75歳以上)は約4,800人増加する見込みとなっています。

これらの人口動向から、医療や介護の需要の増大とその担い手の不足、各種産業の後継者不足と消費者の減少による市内経済の停滞、地域の活力や共助の機能の低下等が懸念されるとともに、税収の減少により各種行政サービスや公共施設の維持管理費の増大に対応する予算の確保が困難になることも懸念されます。



※平成26年度末までは住民基本台帳の実績値を反映しています

人口推計結果(年齢区別の人口)



※平成26年度末までは住民基本台帳の実績値を反映しています

産業の状況

① 農業

販売農家の農家数および農業就業人口はともに減少が続いており、平成12年から平成22年までの10年間でそれぞれ37.9%、32.5%の減少となっています。また、販売農家における農業就業人口の平均年齢は上昇傾向となっており、農業の担い手の減少と高齢化が進行しています。

農家の経営耕地の面積は10年間で21.6%減少しています。土地持ち非農家の所有を含む耕作放棄地の面積は、19ha、67.9%の増加となっています。

② 商業

小売業の事業所数は、減少傾向が続いています。従業者数は、増減を繰り返して推移していますが、平成26年調査では減少しています。年間商品販売額は、事業所数および従業者数の動向とは異なる傾向があり、ここ10年間では増加しています。

③ 工業

製造業の事業所数は、平成22年以降は横ばいの状況が続いています。従業者数および製造品出荷額等は、平成23年までは減少傾向が見られましたが、平成24年に増加し、平成25・26年は平成20年に近い水準を維持しています。

① 歳入歳出決算額の推移

普通会計の歳入歳出決算額は、平成21年度まで歳入は平均170億円強、歳出は平均165億円程度で推移してきました。平成22年度から26年度にかけては、小・中学校の耐震化および大規模改修ならびに市役所庁舎の建替えを行ったため、歳入では国庫支出金および地方債、性質別歳出では普通建設事業費、目的別歳出では総務費および教育費が大幅に増加し、200億円を超える予算規模となりました。

上記以外の決算額の推移としては、性質別歳出では、人件費が減少し、扶助費が増加するとともに、目的別歳出では、土木費がやや減少し、民生費が増加しています。扶助費および民生費の増加は、国の制度改正による児童手当等の増額や生活保護費の増加が主な要因となっています。

② 市税の状況

市税の決算額は、平成10年度に約98億円でしたが、徐々に減少し、平成15年度には約82億円となりました。平成19年度には国から地方への税源移譲により94億円弱に増加しましたが、その後は減少傾向となっています。なお、平成23年度は、個人市民税の減税を行ったため減少し、平成26年度は、市内企業の業績の影響により増加しています。

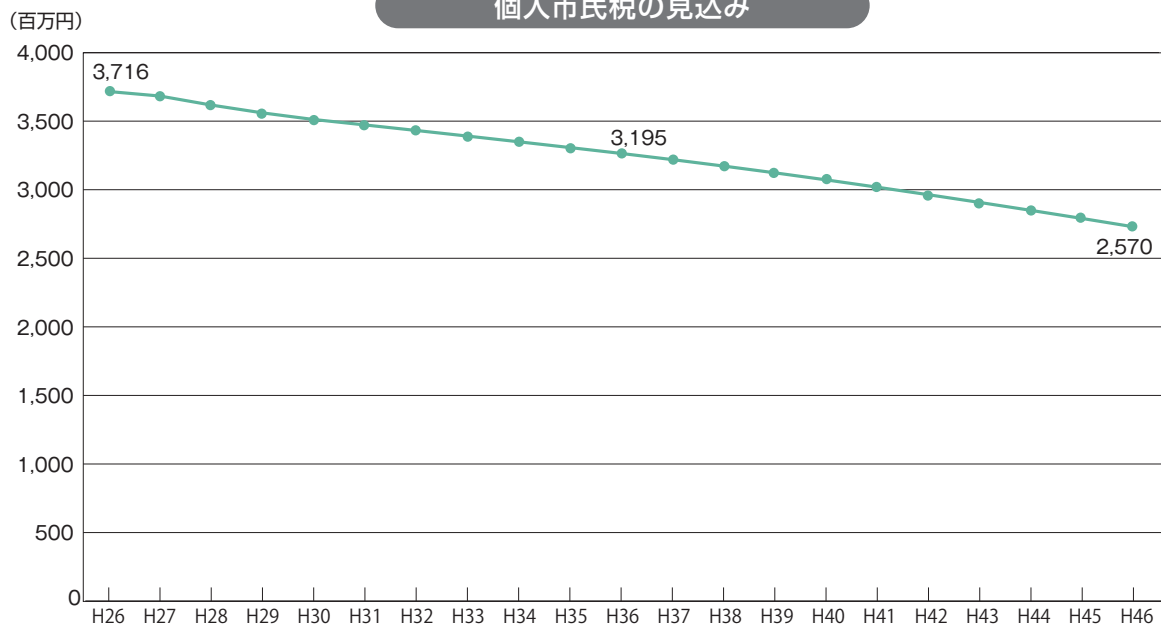
③ 地方債の状況

各年度末の地方債現在高は、平成21年度までは150億円前後で推移していましたが、小・中学校の耐震化および大規模改修に着手した平成22年度から大きく増加し、平成26年度末で約244億円となっています。大型事業を集中的に実施したことにより、平成22年度から26年度までは償還額の2倍以上の借入れが続き、現在高が増加しています。

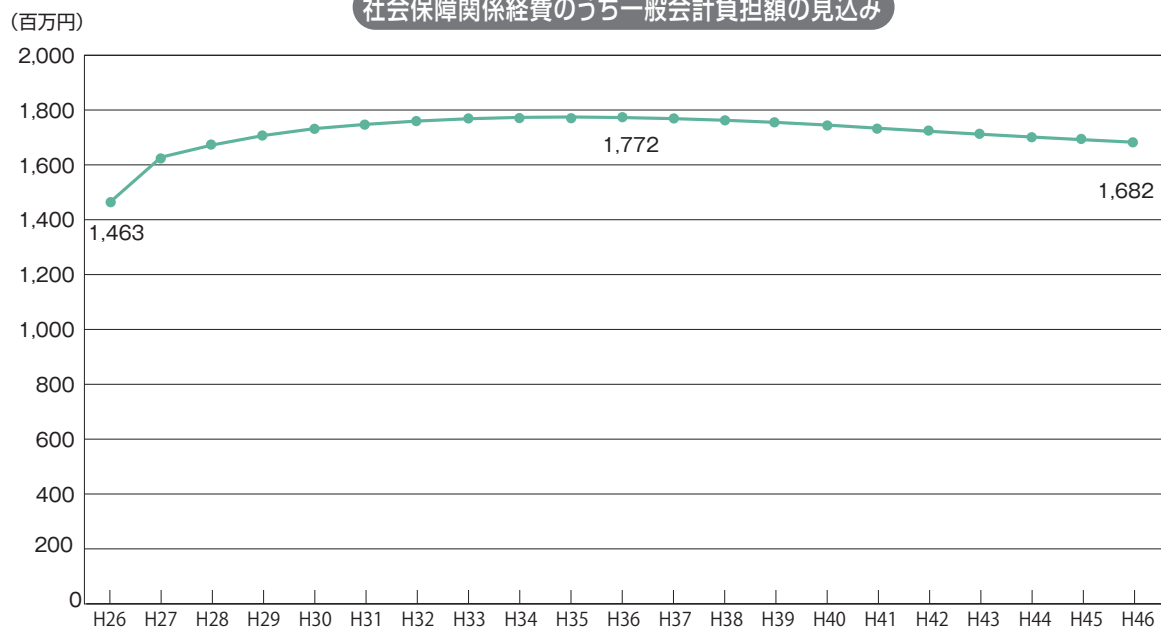
④ 今後の財政推計

個人市民税については、生産年齢人口の減少により減少することが見込まれます。一方、社会保障関係経費については、高齢者の増加により増加することが見込まれます。後期高齢者医療、国民健康保険および介護保険の財政運営が厳しくなれば、保険料の上昇による市民負担の増大や、税収が減少する中での一般会計からの負担増が必要になります。

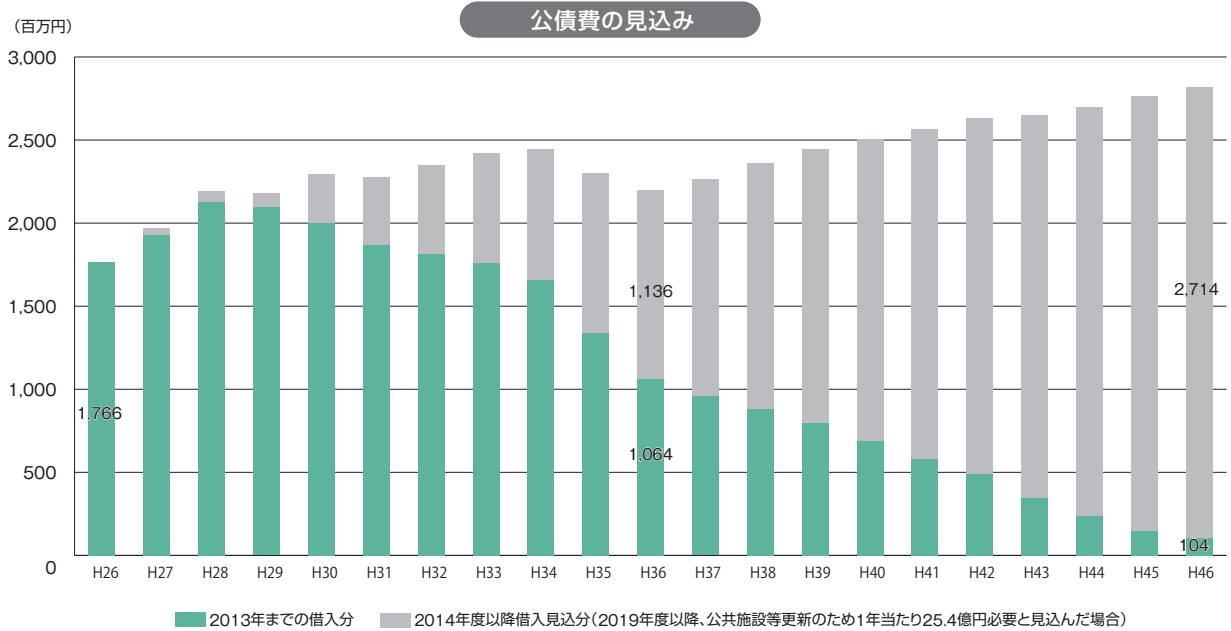
個人市民税の見込み



社会保障関係経費のうち一般会計負担額の見込み



公債費については、今後、小・中学校の耐震化および大規模改修ならびに市庁舎の建替えに伴う地方債償還額が急増するため、現在と比較して、毎年度数億円規模の予算額の上乗せが必要となります。また、公共施設等の更新を実施した場合には、新たな償還額が発生するため、後年度にわたり公債費が高い水準で推移することが見込まれます。



基本構想

1. 目的と期間
2. 基本理念と将来都市像
3. 将来人口
4. 土地利用構想
5. 政策の大綱

基本構想

1. 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

2. 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

「市民との協働による持続可能なまちづくり」

(2) 将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

「緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

3. 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成17年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の中間年度である平成32年度末人口は66,000人、最終年度である平成37年度末人口は63,000人を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和40年代から50年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路および上尾道路(上尾バイパス)等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点および北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的にぎわいが高められるよう交通・交流拠点(駅等の可能性)について検討します。

環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路(上尾バイパス)については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

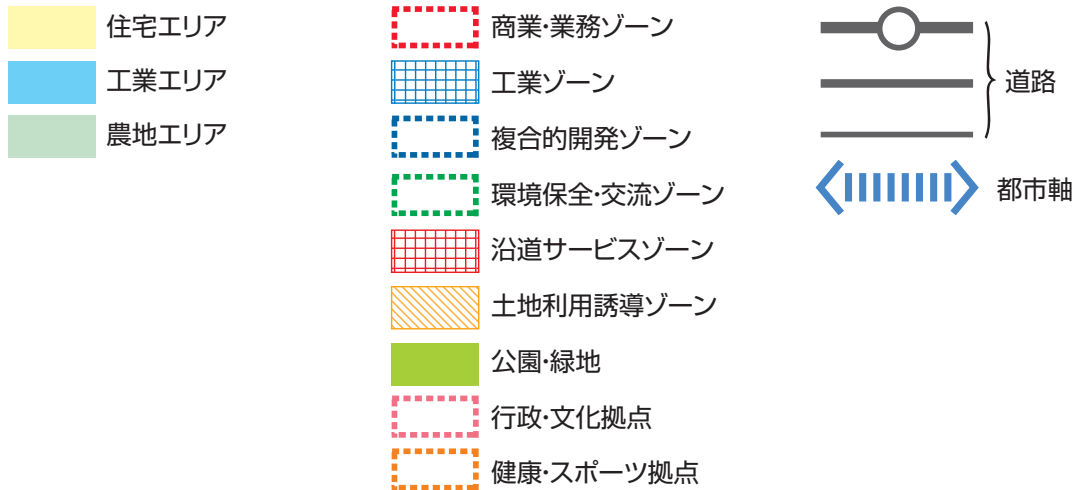
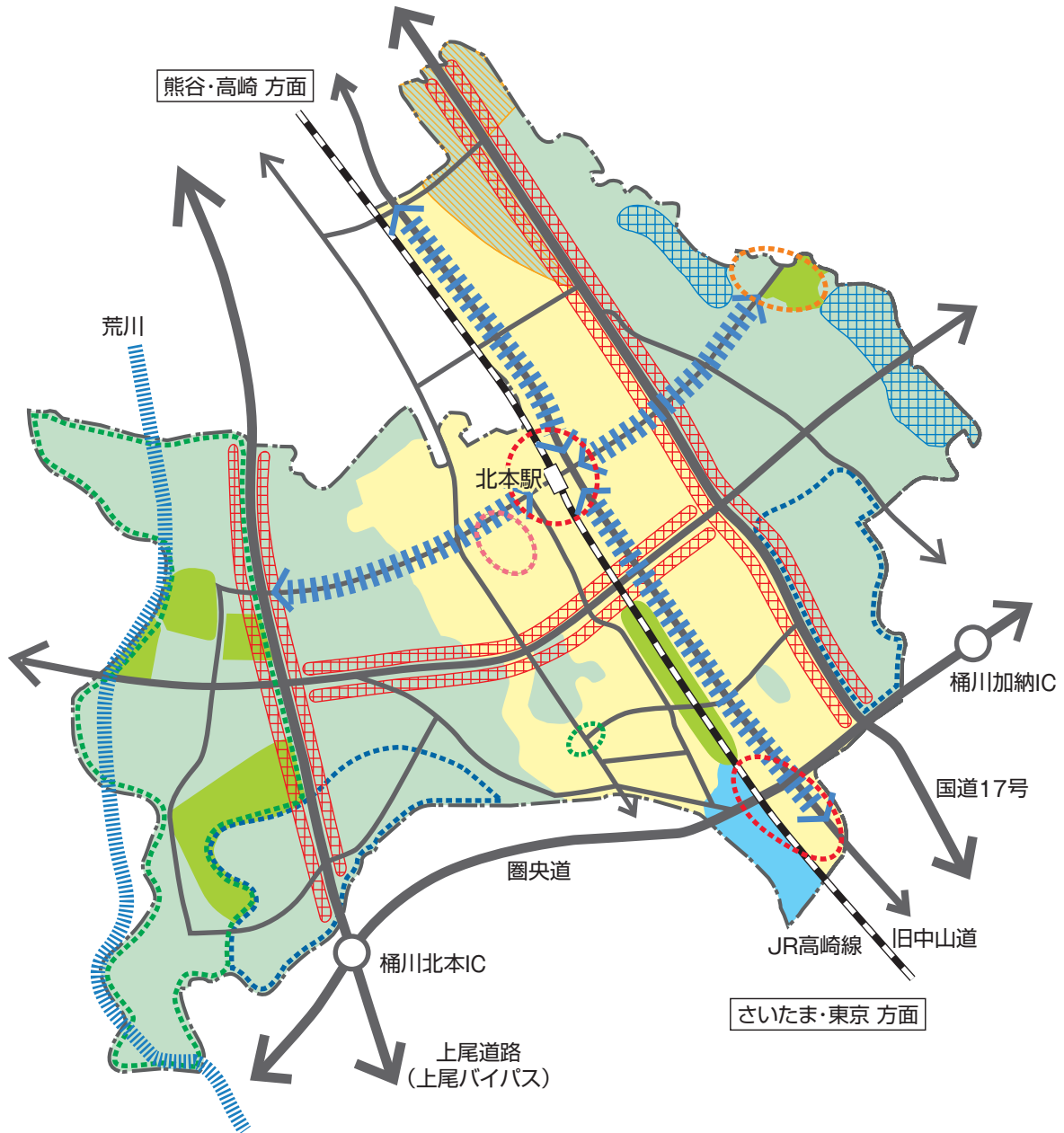
行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

健康・スポーツ拠点

体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
リノベーション

資料
編

5. 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中でのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

施策

1-1 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めるとともに、環境づくりを進めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施します。また、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童および保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

子どもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

1-5 学校教育の充実

これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

基本方針

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

施策

2-1 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

2-2 保健・医療の充実

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

2-5 社会保障制度の適正な運営

すべての市民が安心して生活できるようにするため、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

2-6 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

2-7 スポーツ活動の推進

市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことを目指します。

施策

3-1 市民参画と協働の充実

地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

3-3 平和と人権の尊重

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

施策

4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

4-2 バランスのある土地利用の推進

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点(駅等の可能性)について検討します。

4-3 環境に優しいまちづくり

環境への負荷を軽減し、地球に優しい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働を目指し、新たな広域処理体制の構築を進めます。

4-4 道路、上・下水道、河川の整備

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

4-6 消防・防災の充実

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実を図ります。

(5) 政策5 活力あふれるまち

基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

施策

5-1 農業・商業・工業の振興

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業の推進に努めます。関連団体と連携し、商店の魅力向上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にある様々な資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

5-2 文化財の活用・保護

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

5-3 就労対策の充実

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

(6) 政策6 健全で開かれたまち

基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

施策

6-1 市民との情報共有

市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ICTの新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やSNS等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、様々な手法により広聴活動の充実を図ります。

6-2 適正な事務の執行

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ICTを活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

(7) 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

前期基本計画

- 政策1 子どもの成長を支えるまち
- 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち
- 政策3 みんなが参加し育てるまち
- 政策4 快適で安心・安全なまち
- 政策5 活力あふれるまち
- 政策6 健全で開かれたまち
- 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

分野別計画の見方

目標を設定する上で基準となる数値です。市民アンケート・職員アンケートは平成27年11月に実施し、業務データは策定時点の最新のデータを取得しています。現状では数値を把握していない指標は「―」で表示しています。

前期基本計画(平成32年度)の目標値です。

指標の内容の説明です。

「施策」の名称です。

1-1 子育て支援の充実

この「施策」が目指す、将来のまちの姿です。

施策の目指す姿

●子育てサービスや相談体制が充実していて、安心して子どもを育てることができます。

「施策の目指す姿」の達成度を表す指標(ものさし)です。

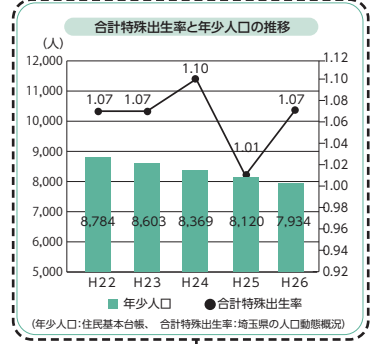
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|------------------------------------|----|-------|-------|---|
| 安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合 | 成果 | 62.6% | ↑ | 子ども・子育て支援ニーズ調査の「地域の子育ての環境や支援」で「満足度が高い」と答えた市民の割合です |
| 合計特殊出生率 | 成果 | 1.07 | 1.20 | 一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。 |
| 年少人口割合 | 成果 | 11.6% | 10.2% | 総人口に占める0歳から14歳までの人口の割合です。 |

施策の現状と課題についてまとめました。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行、夫婦共働きやひとり親世帯の増加等により子育てに対する不安や負担感が増大しています。
- 合計特殊出生率は、平成19年度以降、1.10台で推移していましたが、平成22年度には1.10を割り込んでいるとともに、出生数も低下しています。
- 少子化の進行は、労働力の減少等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる健全な成長への影響や地域社会の活力の低下等が懸念されます。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが求められています。



この「施策」に関連する主な計画の一覧です。

施策内の計画

北本市子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)

施策に関連するデータをグラフ化して表示しています。

用語解説

- 延長保育 保育所(園)に入所している子どもについて、通常の利用時間以外に保育所(園)で保育を実施する事業です。
- 病児保育 医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士と看護師が一時的に保育を行う事業のうち、病気または病後回復期に利用できるものです。
- 病後児保育 医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士と看護師が一時的に保育を行う事業のうち、病後回復期にのみ利用できるものです。
- 放課後児童クラブ 小学生の保護者が就労等により、常時保育を必要とする児童の健全な育成を図るための事業です。北本市では、学童保育室という名称で開設しています。

成果指標をその特性により次の3つに区分しています。

| | |
|----|---|
| 成果 | 施策および基本事業の目指す姿の達成度を示すものです。 |
| 社会 | 施策および基本事業の状況を示すものですが、行政の関与よりも社会・経済情勢等の影響が大きいものです。 |
| 代替 | 成果の指標化が難しい場合に代替として行政の活動量等を設定したものです。 |

「基本事業」の名称
です。

この「基本事業」のねらい、
目指す姿です。

「基本事業の目指す姿」の達成度
を表す指標(ものさし)、現状値、
前期目標値です。

政策1 | 子どもの成長を支えるまち

| 基本事業の構成 | | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|---|--|---------|----------|
| 1-1-1 保育サービスの充実 通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保 育ニーズに対応するサービスが提供されています。 | 重点 | 保育所(園)待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | | 特別保育利用人数 | 620人 | 640人 |
| 主な取り組み… 公立保育所の建替え、民間保育園の助成、特別保育(延長保育*・病児保育*・病後児保育*等)の実施 | | | | |
| 1-1-2 子どもの居場所づくり 安全な環境で集団生活を送り、心身ともに健康に育って います。 | 重点 | 放課後児童クラブ*待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | | 児童厚生施設(児童館および地域子育て支 援拠点施設)の年間延べ利用者数 | 68,331人 | 130,000人 |
| | | 放課後子ども教室の登録者数 | 431人 | 450人 |
| 主な取り組み… 学童保育室の建替え、地域子育て支援拠点の運営、放課後子ども教室の充実 | | | | |
| 1-1-3 子育て不安の解消 必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。 子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整って います。 | 重点 | 子育てが「楽しい」と感じている保護者の 割合 | 73.9% | 77.0% |
| | | 子育てに不安や負担を感じている保護者 の割合 | 4.2% | ↓ |
| | | 子育てについて相談する人がいない保護 者の割合 | 5.1% | ↓ |
| | 主な取り組み… 家庭児童相談室の運営、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援制度の構築 | | | |
| 1-1-4 子育ての経済的負担の軽減 各種支援制度により経済的負担が軽減されています。 | 重点 | 子育てに関する経済的支援を受給してい る延べ人数 | 214千人 | 215千人 |
| | 主な取り組み… 多子世帯への補助・給付、児童手当、児童扶養手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費および交通遺児手当の支給 | | | |

この「基本事業」におけ
る取り組みのうち、主な
ものを掲載しています。

前期基本計画において
重点分野とする基本事業
には、名称の欄に「重点」
のマークを入れています。

目標値は、次の3つのパターンで表しています。

| | |
|-------------|--|
| 「数値」で表すパターン | 業務データから現状値を把握するものについては、具体的な数値で表します。 |
| 「矢印」で表すパターン | アンケートで現状値を把握するものについては、原則として、統計的誤差を考慮し、矢印で方向性を表します。 |
| 「—」とするパターン | 社会・経済情勢等の影響が大きい社会指標や、目標設定がなじまない代替指標については、目標値を設定していません。 |

1-1 子育て支援の充実

施策の目指す姿

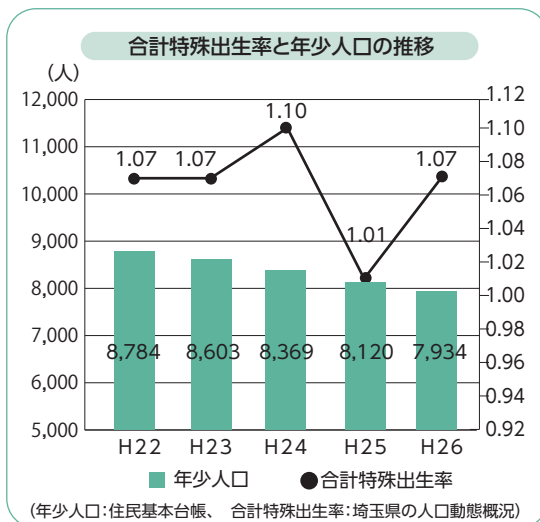
子育てサービスや相談体制が充実していて、安心して子どもを育てることができます。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|------------------------------------|----|-------|-------|---|
| 安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合 | 成果 | 62.6% | ↗ | 子ども・子育て支援ニーズ調査の「地域の子育ての環境や支援」で「満足度が高い」と答えた市民の割合です |
| 合計特殊出生率 | 成果 | 1.07 | 1.20 | 一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。 |
| 年少人口割合 | 成果 | 11.6% | 10.2% | 総人口に占める0歳から14歳までの人口の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行、夫婦共働きやひとり親世帯の増加等により子育てに対する不安や負担感が増大しています。
- 合計特殊出生率は、平成19年度以降、1.10台で推移していましたが、平成22年度には1.10を割り込んでいるとともに、出生数も低下しています。
- 少子化の進行は、労働力の減少等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる健全な成長への影響や地域社会の活力の低下等が懸念されます。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが求められています。



施策内の計画

北本市子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)

用語解説

- 延長保育** 保育所(園)に入所している子どもについて、通常の利用時間以外に保育所(園)で保育を実施する事業です。
- 病児保育** 医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士と看護師が一時的に保育を行う事業のうち、病気または病気回復期に利用できるものです。
- 病後児保育** 医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士と看護師が一時的に保育を行う事業のうち、病気回復期にのみ利用できるものです。
- 放課後児童クラブ** 小学生の保護者が就労等により、常時保育を必要とする児童の健全な育成を図るための事業です。北本市では、学童保育室という名称で開設しています。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|--------------------------------------|---------|----------|
| 1-1-1 保育サービスの充実 通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。 | 重点 保育所(園)待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | 特別保育利用人数 | 620人 | 640人 |
| 主な取り組み… 公立保育所の建替え、民間保育園の助成、特別保育(延長保育*・病児保育*・病後児保育*等)の実施 | | | |
| 1-1-2 子どもの居場所づくり 安全な環境で集団生活を送り、心身ともに健康に育っています。 | 重点 放課後児童クラブ*待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | 児童厚生施設(児童館および地域子育て支援拠点施設)の年間延べ利用者数 | 68,331人 | 130,000人 |
| | 放課後子ども教室の登録者数 | 431人 | 450人 |
| 主な取り組み… 学童保育室の建替え、地域子育て支援拠点の運営、放課後子ども教室の充実 | | | |
| 1-1-3 子育て不安の解消 必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。 | 重点 子育てが「楽しい」と感じている保護者の割合 | 73.9% | 77.0% |
| | 子育てに不安や負担を感じている保護者の割合 | 4.2% | ↓ |
| | 子育てについて相談する人がいない保護者の割合 | 5.1% | ↓ |
| 主な取り組み… 家庭児童相談室の運営、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援制度の構築 | | | |
| 1-1-4 子育ての経済的負担の軽減 各種支援制度により経済的負担が軽減されています。 | 重点 子育てに関する経済的支援を受給している延べ人数 | 214千人 | 215千人 |
| 主な取り組み… 多子世帯への補助・給付、児童手当、児童扶養手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費および交通遺児手当の支給 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本計
画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
ど
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち
健
全
で

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
チ
ン
グ
ま
ち

資
料
編

施策の目指す姿

心身ともに健やかに、子どもが育ちます。

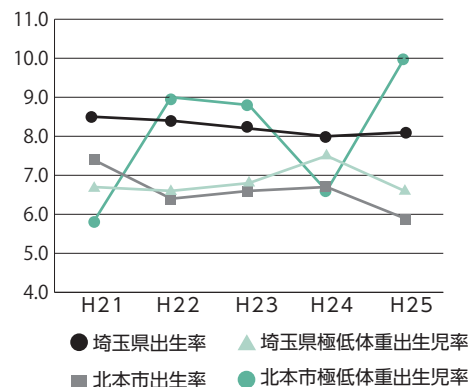
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 | |
|-------------------------------------|----|--------------|-------|---|-------|
| 乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合 | 成果 | 4か月児健診 精検者なし | 100% | 各健診において、精密検査が必要と判断された子どもが、その後必要な医療を受けた割合です。 | |
| | | 1歳6か月児健診 | 50.0% | | 80.0% |
| | | 3歳児健診 | 73.7% | | 80.0% |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 市内および近隣市の分娩取扱医療機関が減少しています。北本市内では、平成15年の4か所から平成21年以降1か所に減少しました。
- 出生率が低下しています。平成25年人口千人あたりの出生率は5.9(埼玉県8.1)でした。その中で、極低体重出生児*の率は10.0(埼玉県6.6)と高い状況となっています。
- 出産直後の母親で育児の負担感が大きいと思われる人の率が高い状況にあります。生後4か月までの子どもがいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業で、平成26年に母親の育児負担に関するアンケートを行ったところ、負担が大きいと考える人が10.2%と高率でした。

出生率および極低体重出生児率の推移(人口千人あたり)



(埼玉県保健統計年報)

施策内の計画

北本市子ども・子育て支援事業計画(H27~H31)

用語解説

極低体重出生児 出生時の体重が1,500g未満の子どもです。なお、出生時の体重が、2,500g未満の子どもを低体重出生児といいます。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---|--------|-------|
| 1-2-1 重点 妊娠・出産に関する保健・医療の充実 母体の健康管理ができています。 | 妊婦が妊婦健康診査を受診した回数(全14回) | 11.9回 | 12.5回 |
| | 妊婦の喫煙率 ※現状値は平成27年4月から12月までの結果を参考表示しています。 | (2.5%) | 2.0% |
| | 妊婦の飲酒率 ※現状値は平成27年4月から12月までの結果を参考表示しています。 | (2.2%) | 2.0% |
| | 主な取り組み… 不妊治療費の助成、妊婦健康診査の助成、産前・産後ケアの充実 | | |
| 1-2-2 重点 子どもに関する医療体制の充実 必要に応じて適切に医療が受けられています | 埼玉県小児救急電話相談「#8000」を知っている人の割合 | — | 35.0% |
| | 主な取り組み… 小児初期・小児二次救急医療の実施、産婦人科医確保の支援 | | |
| 1-2-3 重点 子どもに関する保健の充実 子どもが心身ともに健やかに育っています。 | 4か月児健康診査を受診した子どもの割合 | 97.5% | 98.0% |
| | 1歳6か月児健康診査を受診した子どもの割合 | 94.7% | 96.0% |
| | 3歳児健康診査を受診した子どもの割合 | 92.7% | 95.0% |
| | 麻疹風しんワクチン(2期)を接種した子どもの割合 | 89.9% | 92.5% |
| 主な取り組み… 定期予防接種の実施、任意予防接種費用の助成、乳幼児健康診査の実施 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
の
見
方
計
画

分
野
別
計
画

子
ど
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち
健
全
で

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
マ
ス
ト

資
料
編

施策の目指す姿

虐待を防ぎ、支援を必要とする子どもがその状態にあった支援を受けることができます。

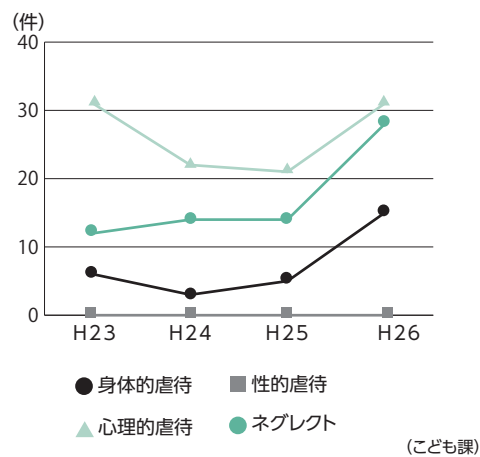
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-------------------------|----|------|-------|---|
| 児童虐待に関する関係機関との連携の割合 | 成果 | 100% | 100% | 児童虐待の相談・通告について、虐待の情報を共有するとともに、適切な対応を行うために、児童相談所等の関係機関と連携した割合です。 |
| 児童発達支援センター*を利用する保護者の満足度 | 成果 | — | 80.0% | 児童発達支援センターを利用する保護者の満足度です。 |
| 障害児学童保育室*を利用する保護者の満足度 | 成果 | — | 80.0% | 障害児学童保育室を利用する保護者の満足度です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 現在、親などによる子どもの虐待が深刻な社会問題になっています。
- 児童虐待の相談件数は、心理的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、身体的虐待、性的虐待の順となっています。
- 障害児学童保育室では、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進しています。なお、支援を必要とする児童の増加により利用者の増加が見込まれます。

年度別虐待通告件数



施策内の計画

北本市子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)

用語解説

- 児童発達支援センター 障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う施設です。
- 障害児学童保育室 市内の小・中学校の特別支援学級に在学する児童等に生活向上のための必要な訓練等を行う施設です。
- 早期支援事業 遊びを通して親子の関係や子どもの育ちを支援する事業で、児童発達支援センターの任意事業です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---------------------|------|-------|
| 1-3-1 障がい児福祉サービスの充実 障がいのある児童および保護者への支援体制が整っています。 | 早期支援事業*の待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | 障害児学童保育室の待機児童数 | 0人 | 0人 |
| | 障がい児福祉サービスの利用人数 | 92人 | 95人 |
| | 障がい児保育の待機児童数 | 0人 | 0人 |
| 主な取り組み… 障がい児保育の実施、障害児学童保育室の運営、発達障がい児への早期支援、障がい児相談の充実 | | | |
| 1-3-2 要配慮家庭への支援の充実 家庭が子どもにとって、安心・安全に育てられる環境となっています。 | 家庭児童相談員の訪問・面談件数 | 154人 | — |
| | 児童虐待に関する関係機関との連携の件数 | 85件 | — |
| 主な取り組み… 要保護児童等への支援、虐待防止対策の実施 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別
計画
の
見
方

分野
別
計画

子
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
マ
チ

資
料
編

施策の目指す姿

学校・家庭・地域の連携により子どもたちを育む環境が整っています。

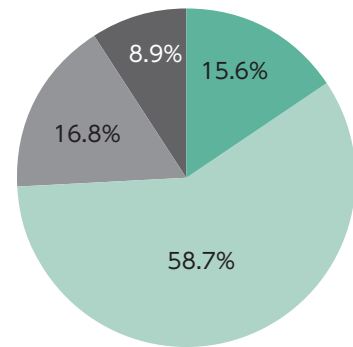
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|---------------------------|----|-------|-------|---|
| 学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民の割合 | 成果 | 74.3% | ↗ | 市民アンケートで、「連携がとれている」「どちらかといえばとれている」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 保護者は、地域の出来事に関心をもっているものの、地域の行事への参加意識が低い現状があります。地域の結び付きを深め、子どもに対する家庭・地域の教育力を高めることが求められています。
- 子どもは、子ども同士、子どもと大人など、人と人とのふれあいを通じて成長していくため、多様な体験の場を確保することが求められています。
- 文化活動や福祉活動などによる地域住民と子どもとの交流や、授業や様々な教育活動への地域住民の関わりが求められています。

学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民の割合



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思わない
■ どちらかといえばそう思う ■ そう思わない

(H27年度 まちづくり市民アンケート)

施策内の計画

北本市教育振興基本計画 (H25～H29)

用語解説

- 地域活動室** 学校に地域の方が集う「地域の拠点となる学校づくり」を推進するために開設された活動の場です。文化活動や福祉活動が行われており、児童生徒の交流や支援等を実施しています。
- 学校応援団** 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むために、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織です。学習活動の支援や安全確保への支援、学校の環境整備への支援などを行っています。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|------------------------------|----------|----------|
| 1-4-1 家庭の教育力の向上 家庭の教育力の向上により、基本的生活習慣が身についています。 | 児童生徒における基本的生活習慣平均実践項目数(全7項目) | 4.33項目 | ↗ |
| 主な取り組み…家庭教育学級・子育て講座の開催 | | | |
| 1-4-2 保護者の学校活動への参加 学校活動への関心が高まり、学校活動へ参加する人が増加します。 | 学校行事への保護者の参加率 | 82.9% | ↗ |
| 主な取り組み…PTA活動の支援 | | | |
| 1-4-3 子どもの読書習慣の向上 読書習慣を身につけ、多くの本を読んでいます。 | 子どもの図書貸出冊数 | 142,804冊 | 145,000冊 |
| 主な取り組み…こども図書館の運営、学校図書館の運営 | | | |
| 1-4-4 地域の教育力の向上 地域の方による活動が活発に行われ、子どもたちの学びや体験の場が確保されています。 | 地域活動室*の利用件数 | 780件 | 800件 |
| | 学校応援団*による支援の件数 | 2,518件 | 2,600件 |
| 主な取り組み…学校応援団の推進 | | | |
| 1-4-5 青少年健全育成の推進 地域が一体となった活動により、青少年が健全に育成されています。 | 青少年の健全育成が推進されていると思う市民の割合 | 63.8% | ↗ |
| 主な取り組み…青少年育成市民会議への支援、青少年の見守り活動の実施 | | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らしたいまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

対応するための
まちづくり

資料編

1-5 学校教育の充実

施策の目指す姿

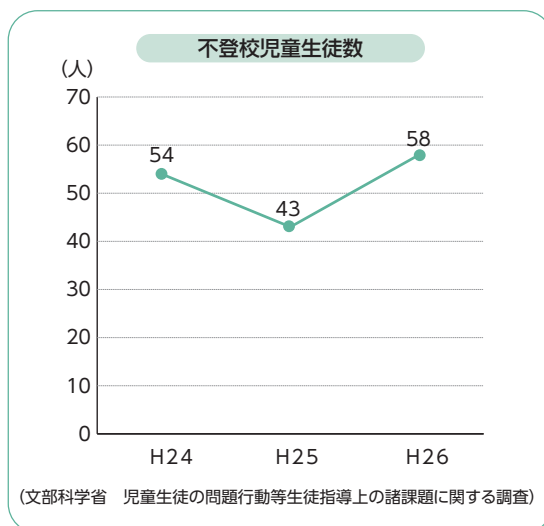
確かな学力と豊かな心、健やかな体を身に付けることができます。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-----------------------|----|-------|-------|--|
| 勉強が好きだと思う児童の割合 | 成果 | 68.3% | 70.0% | [埼玉県学力・学習状況調査]において、勉強が「好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合です。 |
| 勉強が好きだと思う生徒の割合 | 成果 | 36.1% | 40.0% | |
| 不登校児童生徒数 | 成果 | 58人 | 50人 | 1年度内に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、欠席理由が「不登校」に該当する人数です。 |
| 運動・スポーツをすることが好きな児童の割合 | 成果 | 93.1% | 95.0% | [全国体力・運動能力、運動習慣等調査]において、運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合です。 |
| 運動・スポーツをすることが好きな生徒の割合 | 成果 | 86.6% | 90.0% | |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」をいっそう育むことが求められています。
- 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査等の結果の活用や日々の授業改善を通じた学力向上が課題となっています。
- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めることで、生活や学習上の困難を改善し、または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育の充実が求められています。



施策内の計画

北本市教育振興基本計画(H25～H29)

用語解説

- 個別の指導計画** 児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだものです。
- 適応指導教室** 教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教育支援センターです。不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行っています。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---|----------|----------|
| 1-5-1 教育環境の整備 学校施設を支障なく安全に利用できます。 主な取り組み… 教育機器の更新 | 学校施設の維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数 | 0件 | 0件 |
| 1-5-2 教育内容・方法の充実 各小・中学校で学習する内容を児童生徒が理解できています。 主な取り組み… 学校4・3・2制の研究、英語教育の推進、学力向上・生徒指導対策の推進、人権教育の推進 | 重点 県学習状況調査における小4から中3までの学力の伸び(県平均値との差) | +1.5pt | +2.0pt |
| | 人権をテーマとした授業の実施時間数 | 45時間 | 45時間 |
| 1-5-3 体力づくりの推進 適切な運動経験を通して基礎的な身体能力が児童生徒に身についています。 主な取り組み… 体力向上に係る研究および実践の推進、部活動の活性化 | 新体力テスト上位3ランクの児童の割合 | 82.7% | 84.0% |
| | 新体力テスト上位3ランクの生徒の割合 | 87.6% | 88.0% |
| 1-5-4 健康教育の充実 学校・家庭・地域の連携により、自らの健康を適切に管理、改善することのできる児童生徒が育成されています。 主な取り組み… 小学校給食室の改善、小・中学校健康診断の実施 | 12歳児の一人平均う歯(むし歯および治療済みのむし歯)数 | 1.05本 | 1.00本 |
| | 「朝食をほとんど食べない」児童の割合 | 1.1% | 1.0% |
| | 「朝食をほとんど食べない」生徒の割合 | 1.5% | 1.5% |
| | 給食の残菜量 | 44,170kg | 40,000kg |
| | 給食における北本産食材の使用量 | 9,550kg | 10,000kg |
| 1-5-5 子どもの安全確保 事件事故に巻き込まれず、安全に学校生活を送ることができます。 主な取り組み… 安全教育の推進 | 登下校時の交通事故件数 | 5件 | 0件 |
| | 外傷による1日の保健室平均利用件数 | 1.7件 | 1.6件 |
| 1-5-6 特別支援教育の充実 障がいのある児童生徒に対する適切な教育が行われています。 主な取り組み… 特別な教育的ニーズに応じた教育の推進、特別支援教育支援員の配置 | 重点 個別の指導計画*に基づいて授業を受けている児童生徒の割合 | 1.56% | 1.60% |
| 1-5-7 教育相談の推進 学校生活での不安を相談できます。 主な取り組み… スクールソーシャルワーカーの配置、さわやか相談室の活用 | 適応指導教室*における学校復帰率 | 58.0% | 65.0% |

序
論

基本
構想

前期基本計画

分野別計画
の
見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

対応するための
まちづくり

人口減少に
資料編

2-1 地域福祉の推進

施策の目指す姿

地域で手助けしたり手助けされたりする環境が整っています。

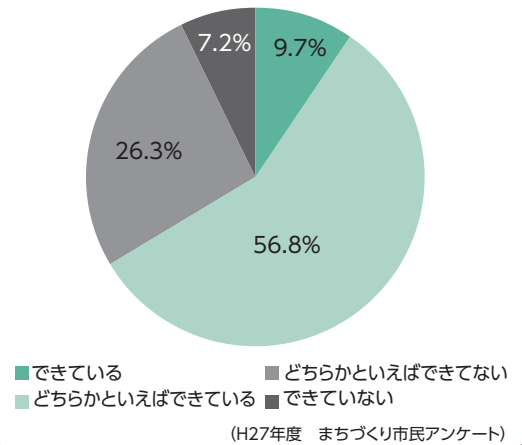
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|----------------------------------|----|-------|-------|--|
| 地域での支え合い、助け合い(共助*)ができていると思う市民の割合 | 成果 | 66.5% | ↗ | 市民アンケートで、居住する地域の住民同士の自主的な支え合い、助け合いが「できている」「どちらかといえばできている」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 個人が人としての尊厳をもって、障がいの有無や年齢にかかわらず、家庭や地域の中でその人らしい安心した生活が送れるよう、自立を支援する担い手の確保が重要です。
- 地域の繋がりが希薄化している中、地域での助け合いや見守り活動などの情報を得ることが難しいため、幅広く情報共有ができるような体制づくりが必要です。
- 高齢化が進むと同時に、単身世帯も増加しているため、家族以外の相談場所を身近に確保することが必要です。

地域での支え合い、助け合いができていると思う市民の割合



施策内の計画

北本市地域福祉計画(H25～H29)

用語解説

- 共助** 地域でともに助け合うことです。
- 地域福祉活動** 住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する様々な主体が協働し、支え合い、助け合う活動です。
- 社会福祉協議会** 社会福祉法に基づき、社会福祉事業の健全な発達に寄与する事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|----------------------------------|---------|---------|
| 2-1-1 福祉意識の醸成 地域福祉活動に参加する人が増えています。 | 地域福祉活動*に参加したことがある市民の割合 | 35.7% | ↗ |
| | 支部社協福祉委員の人数 | 597人 | 605人 |
| 主な取り組み… 社会福祉協議会*への支援 | | | |
| 2-1-2 福祉に関わる人材・組織の育成 地域福祉活動を担う市民や団体が増えています。 | 福祉のボランティア団体数 | 41団体 | 45団体 |
| | 主な取り組み… 福祉のボランティア団体への支援、手話通訳者の養成 | | |
| 2-1-3 地域で見守りあう仕組みづくり 身近な地域での関わりを豊かにして地域の声かけ・見守り活動が進んでいます。 | 良好な近所づきあいができていると思う市民の割合 | 40.8% | ↗ |
| | 支部社協で開催しているサロン(高齢者・子ども)の開催箇所数 | 21か所 | 32か所 |
| | 避難行動要支援者名簿の同意者の割合 | 13.3% | 60.0% |
| 主な取り組み… 災害時要援護者支援体制の確立 | | | |
| 2-1-4 相談体制の充実 日常生活で困っていることを相談できる場所と情報が必要な時に利用できます。 | 困った時に家族以外で相談できるところがある市民の割合 | 88.0% | ↗ |
| | 地域包括支援センター(高齢者)の相談件数 | 10,444件 | 12,000件 |
| | 子育て支援センター(子ども)の相談件数 | 91件 | 95件 |
| | 地域活動支援センター(障がい者)の相談件数 | 2,860件 | 3,000件 |
| 主な取り組み… 結婚を希望する若者への支援、民生委員・児童委員活動の支援 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
あ
い
そ
う
に
ま
ち
を
つ
く
り
ま
す

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
マ
ナ
グ
ラ
ン
ト

資
料
編
集

2-2 保健・医療の充実

施策の目指す姿

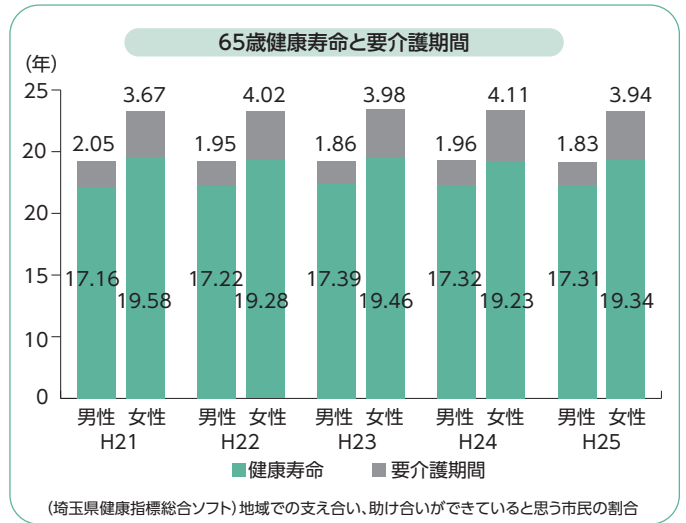
必要に応じて適切な医療を受けながら、安心して暮らしています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|----------|----|---------|---------|-------------------------------|
| 65歳健康寿命* | 成果 | 男17.31年 | 男17.50年 | 日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる期間です。 |
| | | 女19.34年 | 女19.50年 | |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 平均寿命が伸び、高齢化率が急速に上昇する中、自立して過ごせる期間（健康寿命）を延ばすことが求められています。
- 死亡原因の中で生活習慣病の占める割合が約60%を占めています。がんで亡くなる人は3人に1人となっています。
- 高齢化を背景として、肺炎で亡くなる人も増えています。
- 自殺で亡くなる人が、年平均15～20人となっています。国、県では平成15年以降減少傾向ですが、北本市では横ばいの状態です。



施策内の計画

北本市みんないきいき!健康なまちづくりプラン(健康増進計画・食育推進計画)(H26～H35)

北本市第二期特定健康診査等実施計画(H25～H29)

用語解説

65歳健康寿命 65歳になった人が、その後自立して過ごせる期間のことで、具体的には、要介護2になる前までの平均の期間です。なお、要介護期間は、要介護2以上となる期間です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|--|--------|--------|
| 2-2-1 生活習慣の改善 市民が気軽に健康づくりに取り組んでいます。 | 重点 健康増進に関する取り組みの平均実践項目数(全12項目) | 5.30項目 | ↗ |
| | 健康づくり事業等に参加した人数 | 1,392人 | 2,000人 |
| 主な取り組み…健康づくり事業の拡充、各種保健事業の実施 | | | |
| 2-2-2 疾病の予防・早期発見 疾病の予防・早期発見、早期治療ができています。 | 特定健康診査を受診した国保加入者の割合 | 40.7% | 60.0% |
| | 定期的ながん検診を受診している市民の割合 | 24.1% | ↗ |
| | 65歳以上でインフルエンザ定期予防接種を受けている人の割合 | 41.4% | 45.0% |
| 主な取り組み…任意予防接種費用の助成、北本市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導、がん検診、定期予防接種 | | | |
| 2-2-3 地域医療の充実 適切な医療を受けることができる環境が整っています。 | 地域医療環境に満足している市民の割合 | 84.9% | ↗ |
| | かかりつけ医がいる人の割合 | 76.1% | ↗ |
| 主な取り組み…「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」などを持つことの普及 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
童
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
あ
い
ま
わ
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
マ
チ

資
料
編

2-3 高齢者福祉の充実

施策の目指す姿

高齢者の自立をみんなで支え、健康でいきいきと暮らしています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|----------------------|----|-------|-------|-----------------------------|
| 65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率 | 成果 | 12.4% | 12.4% | 65歳以上人口に占める要介護・要支援認定者の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 本市の高齢化率*は、平成25年度には25%を超え、平成37年度には33%を超えると予想されています。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るために、市民が助け合い、地域や行政が支援する体制(地域包括ケアシステム*)づくりが課題となっています。
- 高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送るために、シルバー人材センターや社会福祉協議会等を拠点とした、高齢者の就労支援やボランティア活動などの生きがいづくりが求められています。

要介護・要支援認定率の推移



施策内の計画

北本市高齢者福祉計画2015・第6期介護保険事業計画(H27~H29)

用語解説

| | |
|------------|---|
| 高齢化率 | 総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合です。 |
| 地域包括ケアシステム | 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。 |

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---------------------------------|--------|-------|
| 2-3-1 生きがいと社会参加の促進 高齢者が就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加をしています。 | 社会参加している高齢者の割合 | 52.6% | ↗ |
| | 生きがいを持っている高齢者の割合 | 82.3% | ↗ |
| 主な取り組み… シルバー人材センターの支援、老人クラブ活動の支援 | | | |
| 2-3-2 重点 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 健康づくりを習慣化して健康維持を目指しています。 | 高齢者の健康増進に関する取り組みの平均実践項目数(全12項目) | 6.60項目 | ↗ |
| | 要介護支援認定の新規該当者の平均年齢 | 77.9歳 | 78.5歳 |
| 主な取り組み… 介護予防・生活支援サービス事業の実施、一般介護予防事業の実施 | | | |
| 2-3-3 包括的支援事業の推進 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることが出来ます。 | 要介護・要支援認定者のうち在宅で生活している高齢者の割合 | 97.0% | 97.0% |
| | 認知症サポーター数 | 339人 | 400人 |
| 主な取り組み… 地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別
計画
の
見
方

分野
別
計画

子
童
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
て
い
く
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
タ
ー

資
料
編

施策の目指す姿

障がい者が安心して日常生活、社会生活を営んでいます。

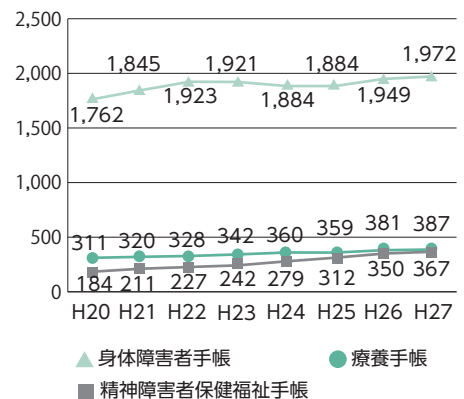
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|---------------------------|----|-------|-------|--|
| 十分にサービスを利用できていると思う障がい者の割合 | 成果 | 30.7% | ↗ | 障害福祉計画策定時のアンケートで、「十分にサービスを利用できている」と回答した人の割合です。 |
| 1週間に3日以上外出している障がい者の割合 | 成果 | 60.0% | ↗ | 障害福祉計画策定時のアンケートで、「1週間に3日以上外出できている」と回答した人の割合です。 |
| 収入を伴う仕事をしている障がい者の割合 | 成果 | 17.7% | ↗ | 障害福祉計画策定時のアンケートで、「収入を伴う仕事をしている」と回答した人の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 平成26年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の定義に難病等が追加されました。
- 平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれています。
- 毎年障害者手帳所持者数が増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が急増しています。
- 「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が望まれています。

障害者手帳所持者の推移



(障がい福祉課)

施策内の計画

第二次北本市障害者福祉計画(H19～H28)

第四期北本市障害福祉計画(H27～H29)

用語解説

| | |
|----------------|--|
| 自立支援 給付サービス | 障がい者および障がい児に個人の状況に合わせて支給する自立のためのサービスです。 |
| 地域生活 支援事業 | 介護給付、訓練等給付、サービス利用計画作成、補装具、自立支援医療、療養介護医療の6種類のサービスがあります。 |
| | 障がい者および障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施される事業です。 |

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|--------------------------|----------|----------|
| 2-4-1 自立支援の推進 障害福祉サービスが十分に提供され、サービスを必要としている障がい者が利用しています。 | 自立支援給付サービス*の利用件数 | 6,843件 | 8,000件 |
| | 自立支援給付サービスの利用時間 | 17,412時間 | 22,000時間 |
| | 福祉施設、病院等から自宅等へ移行した障がい者の数 | 0人 | 3人 |
| 主な取り組み… 障害福祉サービス事業所の運営・助成、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給 | | | |
| 2-4-2 地域生活支援事業の充実 地域生活支援事業*を十分に提供する環境が整っています。 | 地域生活支援事業の利用件数 | 4,047件 | 4,300件 |
| | 地域生活支援事業の利用時間 | 4,260時間 | 4,700時間 |
| 主な取り組み… 地域生活支援事業の推進、地域活動支援センターの支援 | | | |
| 2-4-3 障がい者の就労支援 就労を希望する障がい者が就労しています。 | 就労している障がい者数 | 24人 | 35人 |
| | 就労を受け入れている事業所数 | 22社 | 30社 |
| 主な取り組み… 障がい者就労支援センターの運営 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
の
見
方
計
画

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち
健
全
で

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ョ
ン
計
画

資
料
編

施策の目指す姿

各種社会保障制度が適正に運営されています。

施策の成果指標

※この施策は、基本的に国の制度(公平な負担による社会保障制度)に基づくものであり、国の政策や社会経済状況の影響を大きく受けるため、市としての成果指標は設定していません。

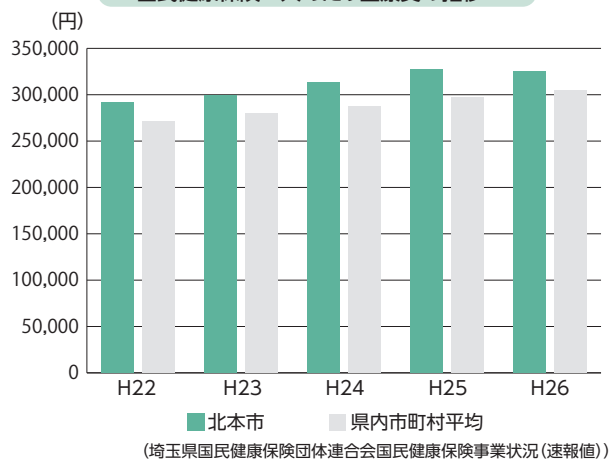
施策を取り巻く環境変化と課題

- 高齢化の進行に伴い、生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合が増加しており、就労による自立は難しい状況となっています。
- 近年、国民健康保険の被保険者数は、減少していますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費が増加し、国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。そのためデータヘルス計画*を策定して、効果的・効率的な保健事業を推進することや国民健康保険税の収納率の向上が課題となっています。なお、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任が、市町村から県に移行することとなっています。
- 高齢化の進行に伴い、後期高齢者医療加入者や介護が必要な高齢者の増加が見込まれており、持続可能な後期高齢者医療制度や介護保険制度の運営が課題となっています。

施策内の計画

北本市高齢者福祉計画2015・第6期介護保険事業計画(H27～H29)

国民健康保険一人あたり医療費の推移



用語解説

- データヘルス計画 健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報を分析して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うための実施計画です。
- ジェネリック医薬品 新薬の特許期間の満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される医薬品です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|--|----------|----------|
| 2-5-1 生活困窮者への自立支援 自立に向けて適切な支援を受けることにより自立します。 | 就労により自立し生活保護が廃止になった世帯数(累計) ※現状値には、直近3か年の累計を参考表示しています。 | (69世帯) | 115世帯 |
| | 主な取り組み… 就労支援プログラムの実施、職業訓練支援員の配置 | | |
| 2-5-2 国民健康保険制度の適正な運営 国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を成す制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。被保険者の健康管理により医療費の伸びが抑制されています。 | 国民健康保険税の現年分収納率 | 92.9% | 94.5% |
| | 国民健康保険被保険者の一人あたり医療費 | 324,977円 | 338,000円 |
| 主な取り組み… データヘルス計画策定、特定健康診査・特定保健指導の実施、現年保険料の期限内納付の推進 | | | |
| 2-5-3 後期高齢者医療制度の適正な運営 後期高齢者医療は、75歳以上の健康保険制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。 | 後期高齢者医療保険料の現年分収納率 | 99.6% | 99.7% |
| | 後期高齢者医療被保険者の一人あたり医療費 | 779,894円 | 790,000円 |
| 主な取り組み… ジェネリック医薬品*の利用促進、現年保険料の期限内納付の推進 | | | |
| 2-5-4 介護保険制度の適正な運営 介護保険は、介護を必要とする高齢者の介護等に係る負担を社会全体で支援する制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。 | 介護保険料の現年分収納率 | 99.1% | 99.3% |
| | 介護保険サービスの満足度 | 59.0% | ↗ |
| 主な取り組み… 第7期介護保険事業計画策定、要介護認定の適正な実施、現年保険料の期限内納付の推進 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
こ
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち
健
全
で

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ビ
リ
タ
ー

資
料
編

施策の目指す姿

多くの市民が生涯学習に取り組んでいます。

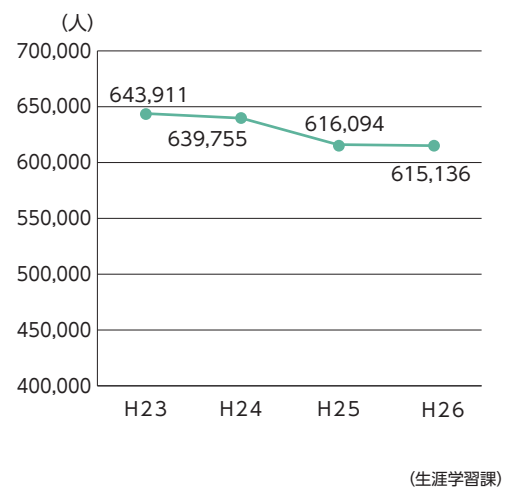
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-------------------|----|-------|-------|--|
| 生涯学習に取り組んでいる市民の割合 | 成果 | 38.5% | ↗ | 市民アンケートで、「生涯学習として継続的に趣味の活動や習い事等をしている」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 本市では、平成26年度に第三次北本市生涯学習推進計画を策定し、誰でも学習できるような生涯学習の環境づくりに努めてきました。現在、女性や高齢者をはじめ、多くの市民が各種講座や市民主体の生涯学習活動に参加し、「一人1学習、1スポーツ、1奉仕」の実践に取り組んでいます。
- 少子高齢化の進行、高度情報化、国際化等の社会情勢の変化の中で、個人の健康づくり、就業や職業に役立つ知識や技術の習得が求められています。
- 若者や働き盛りの世代を含めて参加しやすい学習環境をつくり、学習意欲を高めていくことが必要になっています。また、知識や技能を持つ人が、それを生かせる環境をつくっていくことが重要になっています。今後は、市民と行政が協働して生涯学習によるまちづくりを推進していくことが必要です。

生涯学習施設の年間利用者数の推移



施策内の計画

第三次北本市生涯学習推進計画(H26～H35)

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|----------------------------------|----------|----------|
| 2-6-1 学習機会の充実 多様な学習機会があり満足しています。 | 生涯学習に関するサークル数 | 776団体 | 814団体 |
| | 生涯学習の機会に対する満足度 | 83.0% | ↗ |
| | 人財情報バンク登録者数 | 145人 | 180人 |
| 主な取り組み… 生涯学習活動の情報発信、各種講座の開催 | | | |
| 2-6-2 生涯学習施設の適切な管理と利用促進 生涯学習施設が適切に管理され、市民に利用されています。 | 生涯学習施設の年間延べ利用者数 | 615,136人 | 630,000人 |
| | 生涯学習施設の維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数 | 0件 | 0件 |
| 主な取り組み… 生涯学習施設(小・中学校は含まない)の管理運営 | | | |
| 2-6-3 芸術・文化事業の推進 芸術・文化活動への関心が高まり、鑑賞や活動をする市民が増えます。 | この1年間で芸術・文化活動に参加・鑑賞したことのある市民の割合 | 51.4% | ↗ |
| | 主な取り組み… 市民文芸誌の発行、市民文化祭の開催 | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見
方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料編

2-7 スポーツ活動の推進

施策の目指す姿

スポーツをする市民が増えています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|---------------|----|-------|-------|---|
| 週2回以上のスポーツ実施率 | 成果 | 29.0% | ↗ | 市民アンケートで、「1回30分以上、週2回以上、運動をしている」と回答した市民の割合です。 |

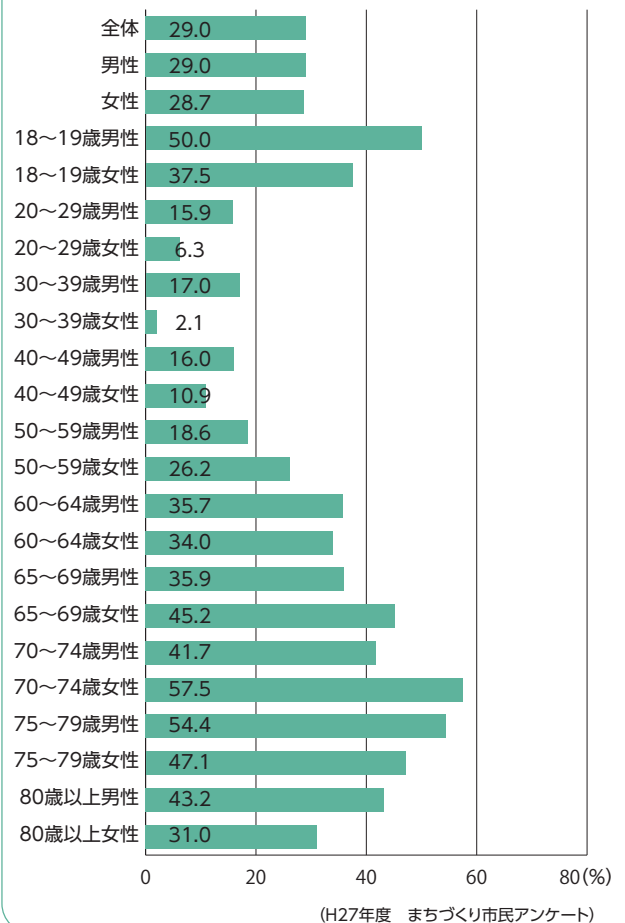
施策を取り巻く環境変化と課題

- 健康志向の高まりにより、スポーツを行う市民が増えています。
- 市民が気軽にスポーツに親しめるように、より身近な「地域スポーツ教室」等の充実と子どもや障がい者、高齢者を対象としたスポーツ事業の展開が必要です。
- 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツに関する興味や関心が高まっています。
- 体育センターは、オープンから24年が経過し、経年劣化による不具合や交換が必要な備品類が多く、大規模改修を行う必要があります。

施策内の計画

北本市スポーツ推進計画(H25～H34)

週2回以上のスポーツ実施率



基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|----------------------------------|----------|----------|
| 2-7-1 スポーツ機会の充実 多様なスポーツやレクリエーションを行うことにより、いきいきと生活しています。 | スポーツ等の教室、大会数 | 132件 | 150件 |
| | スポーツ・レクリエーションを行う機会があると思う市民の割合 | 84.2% | ↗ |
| | 市主催のスポーツ・レクリエーションイベントの年間参加者数 | 41,400人 | 42,000人 |
| 主な取り組み…各種スポーツ大会の開催、地域スポーツの普及推進、スポーツ関係団体への支援 | | | |
| 2-7-2 スポーツ施設の適切な管理と利用促進 体育施設が適切に管理され、市民に利用されています。 | 体育施設の年間延べ利用者数 | 240,101人 | 245,000人 |
| | 体育センターの維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数 | 1件 | 0件 |
| 主な取り組み…野球場の改修、体育センターの管理運営、学校体育施設開放の拡充、スポーツ施設の新設 | | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見
方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料
編

3-1 市民参画と協働の充実

施策の目指す姿

市民の主体的な参画*と協働*によるまちづくりに取り組んでいます。

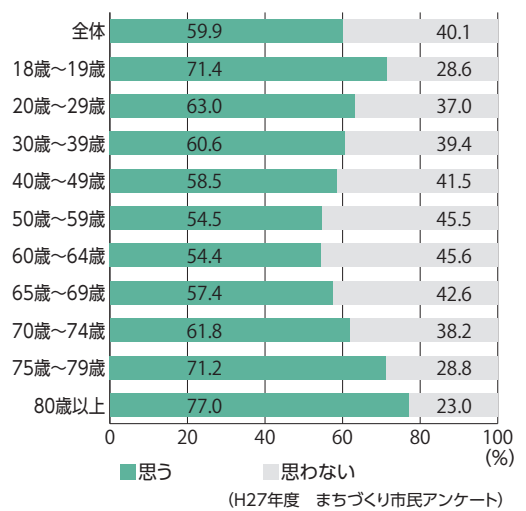
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|---------------------------------|----|-------|-------|--|
| 市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合 | 成果 | 59.9% | ↗ | 市民アンケートで、「市が積極的に市民参画と協働によるまちづくりを進めていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 平成25年4月に「北本市市民参画推進条例」と「北本市協働推進条例」を施行しました。様々な分野において、「市民の市政参画」と「市民と行政の協働」が求められています。
- 市民参画を推進する上で重要なのは、参画しやすい環境づくりです。そのためには、市民をはじめ市内関係団体など様々な分野との連携を図り、若者から高齢者まで幅広い世代の方が参画できる機会や場所づくりを進め、魅力あるまちづくりを行う必要があります。
- 地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応するため、市民と市との協働による取り組みが求められています。協働による取り組みをさらに推進するため、市民の積極的な活動を支援し柔軟かつ斬新なアイデアを基に協働の体制を強化し、地域における課題解決に向け取り組む必要があります。

市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合



施策内の計画

北本市市民公益活動推進計画(H25～H29)

用語解説

- 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施および評価の各過程に市民が参加することです。
- 協働 市民と行政が対等の立場で共通の目標に向けて協力することです。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---|--------|-------|
| 3-1-1 市民参画の推進 市政に参加する市民が増えています。 | 市民公募による附属機関の委員割合 | 5.0% | 10.0% |
| | ワークショップや市民説明会へ参加した人数(累計) ※現状値は条例施行以降の平成25・26年度の累計を参考表示 | (216人) | 550人 |
| | 市民アンケート平均回答率 | 50.0% | 60.0% |
| 主な取り組み…市民参画手続の実施、若者を対象としたワークショップ等の開催 | | | |
| 3-1-2 協働の推進 市民と行政が対等な立場でともに課題解決に取り組んでいます。 | 協働事業提案制度により実施した事業の件数(累計) | 4件 | 8件 |
| | ボランティアや市民公益活動に参加した市民または参加してみたいと思う市民の割合 | 29.0% | ↗ |
| | 市民と行政がともに地域の課題解決に取り組んでいると思う市民の割合 | 51.4% | ↗ |
| 主な取り組み…協働事業提案制度の推進、アダプトプログラムの推進 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
別
計
画
の
見
方

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ブ
マ
チ

資
料
編

施策の目指す姿

地域の活動に参加する市民が増えています。

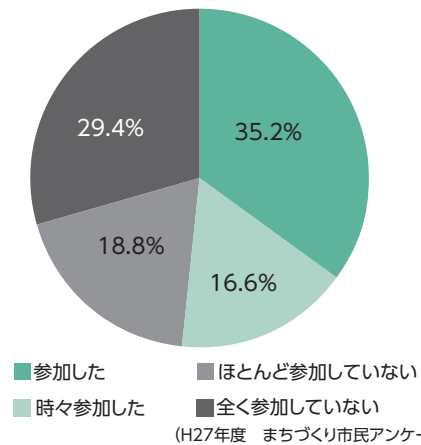
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|------------------|----|-------|-------|--|
| 地域活動に参加している市民の割合 | 成果 | 51.8% | ↗ | 市民アンケートで、「この1年間に自治会等の地域活動に参加した」「時々参加した」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 地域の重要性は見直されてきていますが、少子高齢化等の影響により、地域活動に参加する人は減少してきています。地域で支え合うまちづくりを進めるには、自治会等の組織の維持や活性化の具体的な方策の展開が求められます。
- 行政と自治会等の市民団体が、それぞれの立場や位置づけ等を踏まえた役割分担を行い、自立性の確保に配慮することが重要です。
- 自治会集会施設の新規整備や老朽化した施設の修繕、建替え等、地域の実情に合わせた施設の整備や維持管理が必要です。

地域活動に参加している市民の割合



基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|----------------------------|---------|---------|
| 3-2-1 地域活動の推進 地域活動の重要性を理解し、参画意識がある市民が増えます。 | 自治会等の地域の活動が必要だと思う市民の割合 | 81.7% | ↗ |
| | 自治会に加入している世帯の割合 | 78.1% | 82.0% |
| | 地域コミュニティ委員会の活動に参加した市民の延べ人数 | 48,000人 | 50,000人 |
| 主な取り組み…自治会・コミュニティへの支援、若者が参加しやすい環境づくり | | | |
| 3-2-2 地域活動の拠点施設の整備促進 地域活動の拠点施設が整備・管理され活発に利用されています。 | 自治会活動の場소가充足していると思う市民の割合 | 67.3% | ↗ |
| | 安全性や利便性が改善された自治会集会施設の数(累計) | 20施設 | ↗ |
| 主な取り組み…自治会集会施設整備費の補助、市立集会所の維持管理 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
別
計
画
の
見
方

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ョ
ウ

資
料
編

3-3 平和と人権の尊重

施策の目指す姿

- 平和を尊重し、基本的人権が守られる地域社会が形成されています。
- 男女が社会の対等な構成員として活躍できる地域社会が形成されています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-----------------------------|----|-------|-------|---|
| 人権が尊重されているまちだと思う市民の割合 | 成果 | 78.0% | ↗ | 市民アンケートで、北本市が「人権が尊重されているまちだと思う」と回答した市民の割合です。 |
| あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合 | 成果 | 60.4% | ↗ | 市民アンケートで、北本市が「あらゆる分野で男女が平等に参画している」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 「平和を考える集い」は、若い世代の参加者が少ない傾向にあり、参加者へのアンケートや実行委員会の意見を取り入れながら、若い世代も興味を持つようなテーマ・催しを検討し、幅広い世代の参加を促進する必要があります。
- 今日においても同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、多様化する社会生活を背景に様々な人権問題が存在しています。今後も引き続き人権教育および人権啓発を推進する必要があります。
- 少子高齢化が進み、雇用環境や家族形態の多様化など、社会環境は急激に変化しています。このような中、豊かで活力のあるまちづくりのため、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*を築くことが、重要な課題となっています。

施策内の計画

第四次北本市男女行動計画(H25～H29)

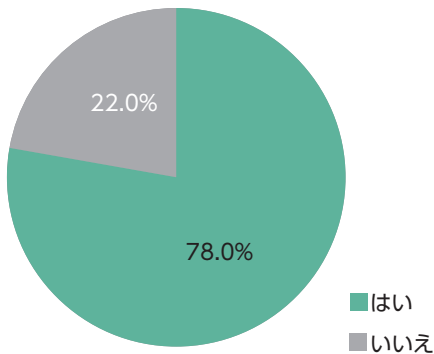
用語解説

男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障され、それによって利益を受け、ともに責任も担う社会のことです。

基本事業の構成

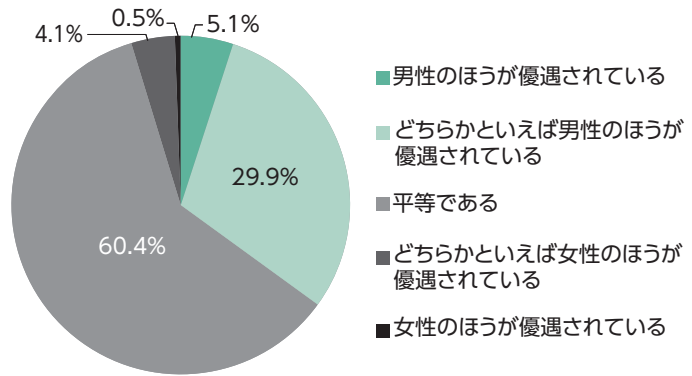
| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|------------------------------------|--------|--------|
| 3-3-1 平和啓発の推進 平和の大切さを感じることができるようになります。 主な取り組み… 平和を考える集いの実施 | 「平和を考える集い」の参加者数 | 1,112人 | 1,170人 |
| 3-3-2 人権意識の高揚 市民一人ひとりが、あらゆる人権問題を正しく理解し、他の人の人権に配慮します 主な取り組み… 人権を守る市民の集い、各種講座・研修の実施、啓発紙の発行 | 義務教育終了後、人権について学んだことのある市民の割合 | 46.1% | ↗ |
| | この1年間に他の人の人権に配慮して生活した市民の割合 | 91.0% | ↗ |
| | 市や公共施設において、開催された人権講座・研修会に参加した市民の人数 | 607人 | 650人 |
| 3-3-3 男女共同参画の推進 男女共同参画の意識が向上し、男女共同参画の考え方に則った行動をする市民が増えています。 主な取り組み… きたもと男女共生塾、啓発紙の発行、第五次北本市男女行動計画策定 | 家事・育児・介護に参加している既婚男性の割合 | 92.3% | ↗ |
| | 地域活動に参加している働く女性の割合 | 50.0% | ↗ |
| | 市の審議会等に女性が登用されている割合 | 30.0% | 40.0% |

人権が尊重されているまちだと思う市民の割合



(H27年度 まちづくり市民アンケート)

あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合



(H27年度 まちづくり市民アンケート)

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見
方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

人口減少に
対応するための
まちづくり

資料
編

4-1 豊かな住環境の整備

施策の目指す姿

- 安全で安らげる空間・住環境が形成されています。
- 日常交通の利便性が確保されています。

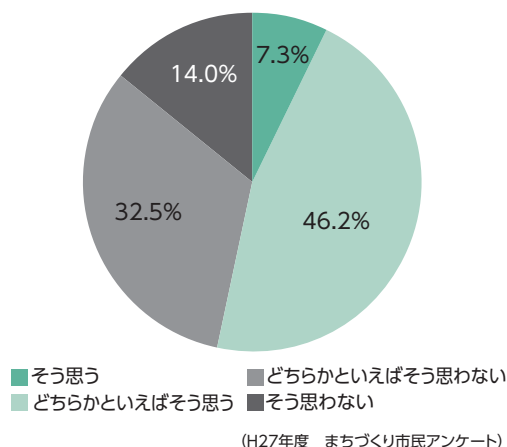
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|---------------------------|----|-------|-------|--|
| 安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合 | 成果 | 53.5% | ↗ | 市民アンケートで、安全で安らげる空間・住環境となるような土地利用や開発ができていくかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。 |
| 日常の移動の交通手段がなくて困っている市民の割合 | 成果 | 10.1% | ↘ | 市民アンケートで、病院や日常の買い物などに行くときの交通手段がなく、「困っている」「どちらかといえば困っている」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 公園緑地は、緑の拠点として身近な自然とのふれあいやレクリエーションなど様々な市民ニーズに対応するため質的な充実と整備の推進が必要です。
- 地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度により、公共施設だけでなく、民間の開発においても良好な住環境および景観の形成への配慮が必要です。
- 民間の開発事業に対して、要綱に基づく指導を行い、良好な住環境を形成する必要があります。
- 災害に強いまちづくりにより安心して暮らせるよう、建築物の耐震化を図る必要があります。
- 地球環境に優しい住環境形成の観点から、環境負荷の少ない住まいづくりが望まれています。
- 市営住宅の施設や設備の老朽化が進んでいることから、改修や更新を計画的に推進し、住環境の整備、施設の長寿命化を図る必要があります。
- 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通で、神奈川県・山梨県方面や千葉県・茨城県方面へのアクセスが向上しています。
- 上野東京ラインが開通して、鉄道の利便性が向上しましたが、終電の延長など更なる充実が求められています。また、高齢化に伴い増え続ける交通弱者への支援や交通空白地域の解消策として、路線バスやデマンドバス等市内公共交通の確保について検討が必要です。

安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合



施策内の計画

- 北本市都市マスタープラン(H21～)
- 北本市緑の基本計画(H28～H40)
- 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画(H28～H32)
- 北本市公営住宅長寿命化計画(H24～H33)

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|---|---------|-------|
| 4-1-1 公園の整備と緑地の保全 公園が整備されて適切な維持管理が行われ、緑地が保全されています。 | 市民一人あたりの都市公園面積 (総公園面積/総人口) | 10.1㎡ | 11.0㎡ |
| | 公園施設の維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数 | 0件 | 0件 |
| | 憩いの場・安らげる場としての公園の満足度 | 75.4% | ↗ |
| 主な取り組み… 公園の整備・維持補修、公園施設の巡回管理 | | | |
| 4-1-2 良好な住環境および景観の誘導 公共施設だけでなく、民間の開発においても良好な住環境および景観の形成への配慮がされています。 | 重点 民間開発事業に対する指導事項の実行割合 | 93.0% | 100% |
| | 地区計画制度届出の違反件数 | 0件 | 0件 |
| 主な取り組み… 近居・同居・移住支援(新築・リフォーム補助)、空き家対策・利活用、中古住宅流通・活用促進、駅から徒歩圏内の用途地域見直し、開発行為等に対する指導 | | | |
| 4-1-3 安全で環境負荷の少ない住宅への支援 安全で環境負荷の少ない快適な住まいづくりが推進されています。 | 住宅の耐震化率 | 86.0% | 95.0% |
| | 長期優良住宅、低炭素住宅の認定件数の割合 | 10.0% | 15.0% |
| 主な取り組み… 住宅耐震化の促進、省エネ住宅の認定 | | | |
| 4-1-4 市営住宅の整備 市営住宅の整備が図られ、適切に管理されています。 | 市営住宅の維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数 | 0件 | 0件 |
| | 主な取り組み… 市営山中住宅大規模改修、市営住宅の維持管理 | | |
| 4-1-5 鉄道輸送力の増強 鉄道の利便性が高く、多くの方が利用しています。 | 北本駅の平日の運行本数 | 224本 | — |
| | 1日あたりの鉄道利用者数 | 19,331人 | — |
| 主な取り組み… 高崎線輸送力増強推進協議会への参加、要望活動 | | | |
| 4-1-6 市内公共交通の確保 市内の交通手段が確保され、円滑に移動できます。 | 路線バスのバス停数 | 98か所 | 103か所 |
| | 主な取り組み… デマンドバス等の運行、民間路線バス等への支援、公共交通網の広域化の検討 | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の
見
方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

対応するための
人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料
編

4-2 バランスのある土地利用の推進

施策の目指す姿

農住工商のバランスの取れた、安全・快適・活力を備えた効率的な土地利用になっています。

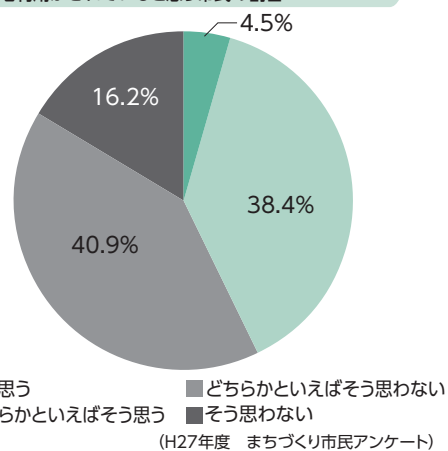
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|--|----|-------|-------|---|
| 農住工商のバランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合 | 成果 | 42.9% | ↗ | 市民アンケートで、農住工商のバランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされているかについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 久保特定土地区画整理事業区域内に、デーノタメ遺跡や希少野生動植物のオオタカの生息が確認されているため、遺跡との共存や自然環境の保全対策が求められています。
- 優良農地を保全し、農地の生産性を維持する必要があります。
- 企業進出の誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ることが必要です。
- 圏央道の開通や上尾道路Ⅱ期区間*の事業化に伴い、市内への企業進出が期待されます。複合的開発ゾーンの広域的な視点に立った活用方法を検討する必要があります。
- まちの活力維持のため、本市の魅力を生かし、多様なニーズにあわせた住宅供給の促進が求められています。

農住工商のバランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合



施策内の計画

北本市都市マスタープラン(H21～)
北本市産業振興ビジョン(H19～)

用語解説

上尾道路Ⅱ期区間 上尾道路(上尾バイパス)の桶川市川田谷から鴻巣市箕田までの9.1kmの区間です。
開発に係る事前協議 北本市開発行為等の指導に関する要綱に基づく協議です。
沿道サービス施設 ガソリンスタンド、ドライブイン、コンビニエンスストア等の商業施設です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|---|--------|--------|
| 4-2-1 土地区画整理事業の推進 健全かつ良好な住宅市街地が形成され、多くの市民が暮らしています。 | 久保特定土地区画整理事業の進捗率 | 34.0% | 66.1% |
| 主な取り組み… 事業計画の変更、家屋移転補償、街路築造工事 | | | |
| 4-2-2 優良農地の保全 生産性の高い農用地面積が維持されています。 | 利用集積面積 | 23.4ha | 33.0ha |
| 主な取り組み… 農地の利用集積 | | | |
| 4-2-3 商業・業務地等の整備 重点 商業・業務地の集積により市民の利便性が向上します。 | 北本駅周辺およびニツ家地内の商業・業務集積地における店舗・事務所の開発に係る事前協議*件数 | 1件 | — |
| 主な取り組み… 商業・業務地の集積、空き店舗対策、交通・交流拠点(駅等の可能性)の検討 | | | |
| 4-2-4 沿道サービス施設の誘導 沿道サービス施設*が増加し、市内での消費が拡大します。 | 国道17号、南大通りおよび上尾道路(上尾バイパス)沿道における開発に係る事前協議件数 | 1件 | — |
| 主な取り組み… 上尾道路(上尾バイパス)沿道等への商業施設の誘導 | | | |
| 4-2-5 住宅供給の促進 多様なニーズにあった住宅供給がされています。 | 住宅の建築確認申請数(戸数) | 224件 | 250件 |
| 主な取り組み… 市の魅力を生かした住宅供給策(農園付き住宅等)の検討、不動産事業者等との情報共有 | | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の見方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料編

4-3 環境に優しいまちづくり

施策の目指す姿

- 地球環境に優しい生活をしている市民が増加しています。
- 資源循環型のごみ処理がされ、ごみの総排出量が減少しています。
- 衛生的な生活環境になっています。

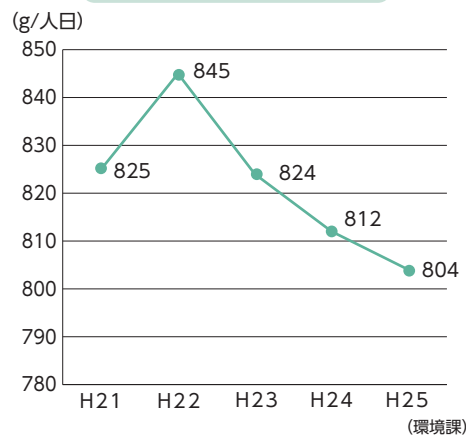
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|----------------------|----|--------|-------|--|
| 地球環境に優しい取り組みの平均実践項目数 | 成果 | 2.65項目 | ↗ | 市民アンケートによる「地球環境保全の取り組み」の実践項目数の平均です。(全7項目) |
| 市民一人1日あたりのごみ排出量 | 成果 | 804g | ↘ | 一般廃棄物処理実態調査(環境省)および市調査結果による市民一人1日あたりのごみの排出量です。 |
| 事業所公害・生活公害による事件数 | 成果 | 1件 | 0件 | 事業所公害・生活公害の事件があった数です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 大量消費や大量廃棄などを起因とした地球温暖化や大気汚染を軽減するため、日常生活の中で資源やエネルギーを大切に利用するなど環境への負荷の少ない生活に取り組んでいく必要があります。
- 市民一人1日あたりのごみ排出量は、減少してきていますが、今後ごみの発生・排出抑制に努める必要があります。
- 典型7公害*については、調査や監視体制を充実させ、未然に防止することが重要です。

一人1日あたりのごみ排出量



施策内の計画

第二次北本市環境基本計画(H28～H37)

第3次北本市地球温暖化対策実行計画(H26～H30)

北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)(H28～H37)

用語解説

- 典型7公害 環境基本法により規定されている、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の7種類の公害です。
- t-Co2 二酸化炭素トンと読みます。温室効果ガスを二酸化炭素の重量に換算して表現したものです。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|-------------------------------------|-------------|--------|
| 4-3-1 地球温暖化対策の推進 環境への負荷が軽減されるための効果的な取り組みが実践されています。 | 省資源・省エネ・再生可能エネルギー製品を使用している世帯(市民)の割合 | 66.9% | ↗ |
| | 市役所の年間温室効果ガス排出量 | 3,687t-Co2* | (※) |
| 主な取り組み… 省エネ対策の促進 | | | |
| 4-3-2 4Rの推進 断る(リフューズ)、減量化(リデュース)、再資源化(リサイクル)、再利用(リユース)の4Rに取り組んでいます。 | 4Rの推進に関する取り組みの平均実践項目数(全13項目) | 5.48項目 | ↗ |
| | 主な取り組み… 新ごみ処理施設建設の推進、資源回収の推進 | | |
| 4-3-3 環境衛生の推進 快適な生活環境が維持されています。 | 事業所公害・生活公害の苦情件数 | 5件 | 0件 |
| | 主な取り組み… 環境状況の調査・監視 | | |
| 4-3-4 浄化槽放流水の水質改善 浄化槽放流水や単独処理浄化槽使用世帯の生活雑排水による水路や側溝の水質汚染および悪臭が減少しています。 | 単独処理浄化槽の設置基数 | 3,712基 | 3,480基 |
| | 適正な維持管理がされている浄化槽の割合 | 11.6% | 20.0% |
| 主な取り組み… 浄化槽の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進 | | | |

※第3次北本市地球温暖化対策実行計画(H26～H30)において、市役所の年間温室効果ガス排出量の目標を策定し、市庁舎・文化センター・児童館については27年度比1.8%の削減、その他の公共施設は平成24年度比3%の削減と定めています。前期の目標値につきましては、次期北本市地球温暖化対策実行計画の策定時に設定します。

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画

分野
別計
画

子
ども
の成
長を
支
える
まち

健
康で
いき
いきと
暮
らせる
まち

み
ん
な
が
参
加し
育
てる
まち

快
適で
安心
・
安全
な
まち

活
力あ
ふれ
る
ま
ち

健
全で
開
かれ
た
ま
ち

人
口減
少に
対
応す
るた
めの
リ
チ
ン
グ
マ
チ

資
料
編
纂

施策の目指す姿

道路、上・下水道、河川が整備され、安全で利便性が高い都市基盤となっています。

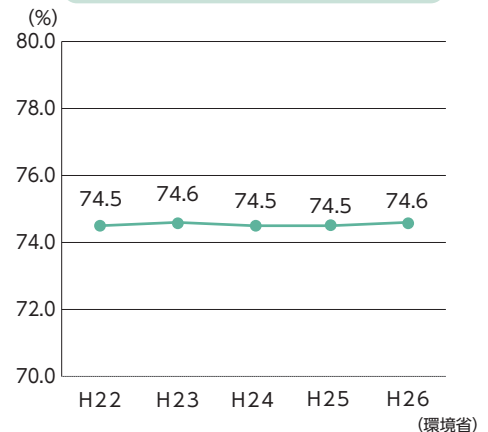
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|--------------|----|-------|-------|--------------------------------|
| 道路に関する市民満足度 | 成果 | 65.2% | ↗ | 市民アンケートの生活道路*と都市計画道路の満足度の平均です。 |
| 水道水の供給事故件数 | 成果 | 0件 | 0件 | 水道施設から送水が停止した重大事故件数です。 |
| 汚水処理人口率 | 成果 | 74.6% | 75.0% | 公共下水道と合併浄化槽を利用している人口の割合です。 |
| 床下および床上浸水家屋数 | 成果 | — | 0戸 | 床下および床上浸水被害のあった家屋数です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 圏央道の開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化など、大規模道路整備により交通環境の変化が起きています。交通体系の見直しとともに、生活道路の整備や改修が必要となっています。
- 公共施設であるトンネルや橋について、5年に1度の点検が義務化されるなど、公共施設のより一層の安全対策、老朽化対策が求められています。
- 台原地区や中丸地区における市街化編入により、地区内の道路整備をはじめとした生活環境の整備が必要となっています。

汚水処理人口率の推移



用語解説

| | |
|------|--|
| 生活道路 | 国道や県道などの大規模道路(都市計画道路)を除く、住民生活に直結した道路です。 |
| 改良率 | 全道路延長のうち、道路構造令の規定に適合するように拡幅するなどの改築を行った道路延長の割合です。 |
| 舗装率 | 全道路延長のうち、舗装済の道路延長の割合です。 |

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|---------------------|--------|--------|
| 4-4-1 生活道路の整備充実 快適な生活環境の創出のため、側溝や舗装の整備充実が図られています。 | 生活道路の満足度 | 59.5% | ↗ |
| | 生活道路の改良率* | 63.1% | 63.5% |
| | 生活道路の舗装率* | 74.9% | 75.4% |
| 主な取り組み… 道路新設改良、道路舗装改修、道路環境の維持管理、道路台帳整備 | | | |
| 4-4-2 都市計画道路の整備 計画決定されている都市計画道路の整備が進んでいます。 | 整備済み区間の延長 | 10.2km | 11.9km |
| | 幹線道路の満足度 | 70.8% | ↗ |
| 主な取り組み… 中央通線の整備、中山道整備に対する負担 | | | |
| 4-4-3 公共下水道(汚水)の整備 公共下水道(汚水)が整備され、清潔で快適な生活環境が確保されています。 | 公共下水道整備率 | 82.8% | 93.7% |
| | 水洗化率 | 96.3% | 98.0% |
| | 老朽管の更新延長 | 4.8km | 6.3km |
| 主な取り組み… 公共下水道(汚水)の建設・維持管理、流域下水道に対する負担 | | | |
| 4-4-4 雨水排水施設の整備充実 雨水管や水路・河川が整備され、浸水対策が進んでいます。 | 宅地内での雨水浸透柵の設置戸数(累計) | — | 50戸 |
| | 雨水管の整備率 | 22.6% | 23.6% |
| 主な取り組み… 河川の維持管理、公共下水道(雨水)の整備・維持管理 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
の見
方
計画

分野
別
計画

子ども
の成長
を支
える
まち

健康
でいき
いきと
暮ら
せる
まち

みんな
が参加
し
育て
る
まち

快適
で安心
・
安全
な
まち

活力
あふ
れる
まち

健康
で
開
か
れた
まち

人口
減少
に
対
応
する
ための
リ
テ
ン
シ
ョ
ン
策

資料
編

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

施策の目指す姿

事故や犯罪が起きにくい環境になっています。

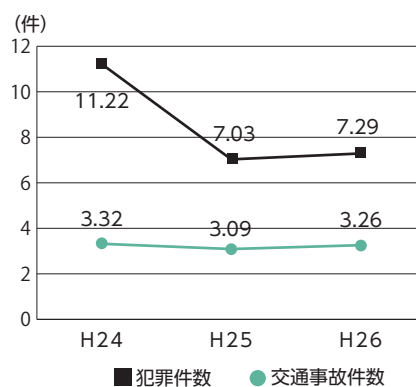
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|----------------|----|-------|-------|----------------------------|
| 人口千人あたりの犯罪件数 | 成果 | 7.29件 | 6件 | 県警本部発表の人口千人あたりの刑法犯認知件数*です。 |
| 人口千人あたりの交通事故件数 | 成果 | 3.26件 | 3件 | 県警本部発表の人口千人あたりの人身交通事故件数です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 犯罪件数は平成15年の1,622件をピークに減少していて、平成26年には492件となり、ピーク時の3分の1まで減少しています。
- 市民の安全・安心なまちづくりのためには、犯罪を起こさせない環境づくりが重要です。そのため、地域において、自主防犯組織を組織して、防犯に対する意識を高め、自主的な防犯活動への参加や犯罪の未然防止を図る必要があります。
- 交通事故件数は年間1,500件前後を推移しており、そのうち人身事故は、200件前後とほぼ横ばいとなっています。
- 交通事故を減らすために、交通事故を防止する道路環境の整備を図るとともに、交通ルールやマナーを遵守する規範意識の醸成を図る必要があります。
- 平成26年の消費者安全法の改正に基づき、消費生活センターの組織運営等について、強化していく必要があります。

人口千人あたりの犯罪件数および交通事故件数



(埼玉県警本部)

用語解説

刑法犯認知件数 警察が犯罪について、被害の届出等により、その発生を確認した件数です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|----------------------------|--------|--------|
| 4-5-1 防犯意識の高揚 犯罪に遭わないように自衛や未然防止の意識が高まっています。 | 防犯対策の平均実践項目数(全6項目) | 0.82項目 | ↗ |
| | 地域防犯団体を組織している割合 | 66.6% | 70.0% |
| 主な取り組み… 防犯共助県づくり推進事業への参加 | | | |
| 4-5-2 防犯環境の整備充実 防犯灯や道路照明灯が整備され、防犯対策や交通安全対策が充実しています。 | 防犯灯・道路照明灯の設置数 | 5,228基 | 5,330基 |
| | 防犯設備(防犯カメラ等)の整備件数 | 4件 | 8件 |
| 主な取り組み… 道路照明灯等の整備 | | | |
| 4-5-3 交通安全の啓発 交通事故が減少するよう、市民が意識して行動しています。 | 交通ルールを遵守している市民の割合 | 76.0% | ↗ |
| | 放置自転車数 | 211台 | 120台 |
| 主な取り組み… 交通安全対策の推進 | | | |
| 4-5-4 交通安全施設の整備充実 交通安全対策として、カーブミラーや道路の区画線等の交通安全施設が十分に整備されています。 | 交通安全施設の整備項目数(累計) | 42項目 | 45項目 |
| | 主な取り組み… 交通安全施設の整備 | | |
| 4-5-5 安全な消費生活の確保 消費者トラブルに遭わないようにするとともに、遭ったときには解決への支援を受けることができます。 | 消費生活相談件数 | 364件 | — |
| | 消費者トラブルの解決方法の平均認識項目数(全7項目) | 0.94項目 | ↗ |
| 主な取り組み… 消費生活相談の実施 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
別
計
画
の
見
方

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ョ
ウ

資
料
編

4-6 消防・防災の充実

施策の目指す姿

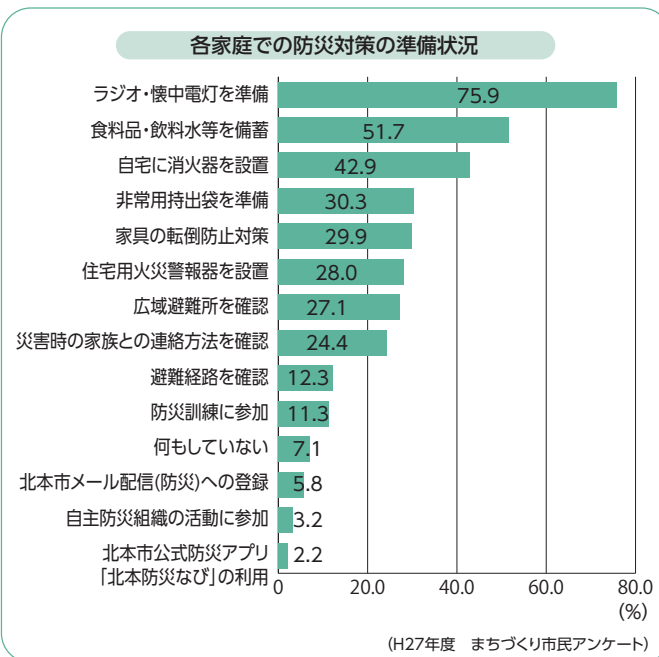
安心で災害に強いまちになっています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-----------------|----|-----|-------|---------------------------------------|
| 災害による負傷者および死亡者数 | 成果 | 0人 | 0人 | 1月から12月までに市内で発生した自然災害による負傷者および死亡者数です。 |
| 火災による負傷者および死亡者数 | 成果 | 0件 | 0件 | 1月から12月までに市内で発生した火災による負傷者および死亡者数です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 地震、風水害、大雪等の危険性を把握・整理するとともに防災基本計画、埼玉県地域防災計画、埼玉県地震被害想定調査、各種法令等との整合を図り、災害対策基本法の改正の内容を反映し、地域防災計画を見直す必要があります。
- 防災に関する情報が市民に届く仕組みの強靱化が必要であることから、防災行政無線のデジタル化を速やかに行うことが求められます。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において職員の初期対応がスムーズに行えるような訓練や地域で災害に対応できるような訓練の実施が求められます。
- 地震や災害に備え、常備・非常備消防力の強化が必要です。



施策内の計画

北本市地域防災計画(S50～)

序論

基本構想

前期基本計画

分野別計画の
見方

分野別計画

子どもの成長を支えるまち

健康でいきいきと暮らせるまち

みんなが参加し育てるまち

快適で安心・安全なまち

活力あふれるまち

健康で開かれたまち

人口減少に対応するためのまちづくり

資料編

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|---------------------------------|--------|--------|
| 4-6-1 防災減災意識の高揚 防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。 | 防災対策の平均準備項目数(全13項目) | 3.45項目 | ↗ |
| | 災害時に職員として果たすべき役割や、初動を理解している職員割合 | 79.4% | ↗ |
| 主な取り組み… 自主防災活動の促進、防災リーダーの育成 | | | |
| 4-6-2 災害時の支援体制の充実 防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。災害時の支援体制が整っています。 | 備蓄食料の備蓄率 | 79.4% | 85.0% |
| | 防災行政無線のデジタル移行件数 | 0件 | 50件 |
| | 北本市メール配信(防災)の登録者数 | 2,227人 | 2,300人 |
| | 防災協定数 | 29件 | 33件 |
| 主な取り組み… 防災拠点施設の整備、防災行政無線のデジタル移行 | | | |
| 4-6-3 地域防災力の向上 災害時に地域で対応できる防災力が向上しています。 | 自主防災組織の組織率 | 51.8% | 55.0% |
| | 防災訓練に参加した市民の割合 | 11.1% | ↗ |
| 主な取り組み… 防災訓練の実施 | | | |
| 4-6-4 消防力の強化 消防活動が迅速に行われています。 | 消防水利基準達成率 | 57.5% | 60.0% |
| | 消防団員の出勤率 | 66.3% | 70.0% |
| 主な取り組み… 消防団施設・設備の更新、消防団体制の充実 | | | |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
の見方
計画

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健全で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料
編

施策の目指す姿

市内産業によるにぎわいや活力が継続的に創出されています。

施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-------|----|----------------|-------|---|
| 市内総生産 | 社会 | 159,647 百万円 | ↗ | 埼玉県統計「埼玉の市町村民経済計算」における北本市の第1次産業から第3次産業までの産出額の合計から経費を差し引いた額です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 農業者の減少や高齢化に伴い、農業後継者や地域農業の担い手不足を招き、遊休農地の増加や市内の生産力が低下するおそれがあり、関連団体と連携して持続的な農業経営を支援する必要があります。
- 地産地消を継続するとともに、市内農産物の生産力の向上を図り、加工して販売する6次産業化の取り組みを進める必要があります。
- 商店の減少や商店主の高齢化に伴い、商店会の活動が衰退しないよう、関連団体と連携し、市内商業を活性化する必要があります。
- 市内での創業に対応可能な環境づくりと、市内事業者の安定的な経営を図る必要があります。
- 地域にある様々な資源を活用して交流人口の増加を図り、それを経済的な波及効果へ結びつける仕組みづくりが必要です。
- 企業立地の要望に対応できる体制を整える必要があります。

施策内の計画

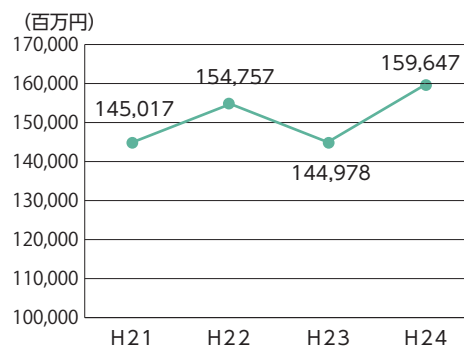
北本市産業振興ビジョン(H19～)

北本市観光基本計画(H25～H29)

用語解説

クラウドファンディング インターネット経由などで不特定多数の人に財源の提供や協力などを呼びかける資金調達的手法です。

市内総生産



(埼玉県 埼玉の市町村民経済計算)

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|---|-----------|-----------|
| 5-1-1 持続可能な農業経営への支援 持続可能な農業経営に向けた担い手育成や、農地の利用集積が進んでいます。 | 重点 認定農業者数 | 45人 | 45人 |
| | 新規就農者数(累計) | 1人 | 2人 |
| | 1戸あたりの経営面積 | 1.06ha | 1.08ha |
| 主な取り組み… 遊休農地の活用、新規就農者の確保、農業後継者の育成、農業の法人化の支援 | | | |
| 5-1-2 付加価値の高い農業の推進 野菜等の地産地消、6次産業化による加工品等で付加価値が高まっています。 | 地場物産館桜国屋の売上額 | 260,110千円 | 280,000千円 |
| | 市内の農産物を購入する市民の割合 | 88.3% | ↗ |
| 主な取り組み… 農業ふれあいセンターの施設の充実、各種農業の振興支援 | | | |
| 5-1-3 地域商業の活性化 商店の魅力向上や市民の市内購買率向上により、市内で買い物をする人が増えています。 | 重点 日用品を市内で買っている市民の割合 | 94.8% | ↗ |
| | 主な取り組み… 中心市街地活性化、住宅改修資金の補助、空き店舗・空きビルの再生支援 | | |
| 5-1-4 商工業経営の支援 創業のための支援等を活用し、事業の継続、規模の拡大がなされています。 | 重点 商工会会員数 | 896社 | — |
| | 創業に関する相談件数 | 28件 | 35件 |
| 主な取り組み… 商工会への支援、創業支援、クラウドファンディング*の取り組みの推進 | | | |
| 5-1-5 観光の振興 祭りやイベントなど、まちの魅力を活用して交流人口が増加しています。 | 重点 観光入込客数 | 849千人 | 1,000千人 |
| | 主な取り組み… 市内経済の活性化につながる仕組みの構築 | | |
| 5-1-6 企業誘致の推進 新たに立地を希望する企業が支援や相談を受けることができます。 | 重点 企業の立地相談件数(累計) | 0件 | 5件 |
| | 主な取り組み… 広域交通網を生かした企業・店舗誘致 | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
の見
方
計画

分野
別
計画

子ども
の成長
を支
える
まち

健康
でいき
いきと
暮らし
せる
まち

みんな
が参加
し
育て
る
まち

快適
で安心
・
安全
な
まち

活力
あふ
れる
まち

健全
で
開
か
れた
まち

人口
減少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
モ
ン
ド
シ
フト

資料
編

5-2 文化財の活用・保護

施策の目指す姿

歴史や自然の魅力を語る北本の文化財について関心を持つ市民が増えています。

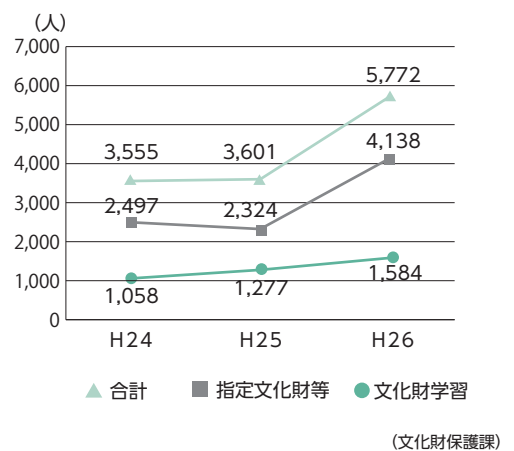
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|--------------------|----|-------|-------|--|
| 文化財を見学または学習した市民の割合 | 成果 | 18.6% | ↗ | 市民アンケートで、「この1年間に北本市の文化財を見学または学習したことがある」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 遺跡やその他の文化財は、北本の歴史や自然の魅力を語る貴重な資源です。消失、散逸のおそれのある文化財について、調査・研究・保存に努めるとともに、重要遺跡については、内容確認調査や報告書の発行等により、活用を図る必要があります。
- 文化財を活用し、地域の歴史や自然、文化を学ぶ取り組みが求められています。このため文化財を活用し、公開、展示、さらに学習する施設を整備する必要があります。
- 郷土芸能の後継者不足は、各団体の共通の課題です。後継者育成、伝承活動の支援等を通じ、郷土芸能の保存に取り組む必要があります。

文化財学習の参加者数および指定文化財等の来訪者の推移



施策内の計画

石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画(H25～)

石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画(H25～)

用語解説

デジタルアーカイブ 有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存・活用することです。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|-----------------------|--------|--------|
| 5-2-1 文化財の調査・研究・保存 重点 消失、散逸のおそれのある文化財の調査・研究・保存が進んでいます。 | 保護されている指定・登録文化財件数 | 50件 | 55件 |
| | 文化財の調査件数 | 46件 | 50件 |
| | 文化財の収集件数 | 71件 | 100件 |
| 主な取り組み… (仮称)埋蔵文化財センターの整備、石戸蒲ザクラ周辺の整備、重要遺跡の保存 | | | |
| 5-2-2 文化財の普及・啓発・活用 文化財を活用し、地域の歴史や自然の魅力、文化を学ぶ環境が整っています。 | 文化財学習の参加者数 | 1,584人 | 2,000人 |
| | 報告書刊行、ホームページ・広報等での掲載数 | 2件 | 12件 |
| | 指定文化財等の来訪者 | 4,138人 | 6,000人 |
| 主な取り組み… 植物文化財の保護管理 | | | |
| 5-2-3 伝統文化の継承 後継者が育成され、郷土芸能が保存されています。 | 郷土芸能団体加入者数 | 289人 | 350人 |
| | デジタルアーカイブ*された無形文化財の件数 | 0件 | 5件 |
| 主な取り組み… 郷土芸能団体への支援、郷土芸能の後継者の育成 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分
野
の
見
方
計
画

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ョ
ウ
計
画

資
料
編
集

5-3 就労対策の充実

施策の目指す姿

就労対策の各種サービスを受けることができます。

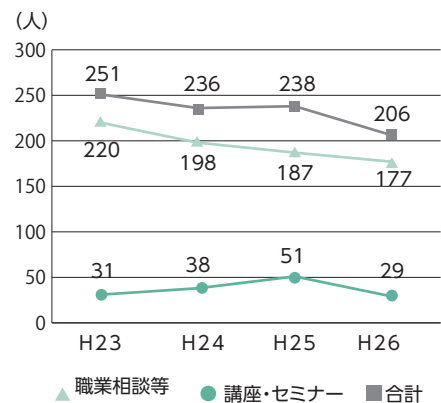
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-----------|----|------|-------|--|
| 就労対策の利用者数 | 成果 | 206人 | 232人 | 内職相談*および無料職業相談*における求職者数とセミナー・講座出席者数です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 市内の労働力を生産に結び付け、地域経済の活性化を図るため、雇用の促進につなげる環境づくりが必要です。
- 人口減少の現状の中で、職住近接の状況を生み出し、本市の人口流出を抑制するため、地域での就労を促進することが必要です。
- 無料職業相談や内職相談など、就労対策の各種サービスを充実し、利用者の増加を図ることが必要です。
- 女性の就労対策を進め、いわゆる「M字カーブ*」の解消に努めることが重要です。

就労対策の利用者数



(産業振興課)

施策内の計画

北本市産業振興ビジョン(H19～)

用語解説

| | |
|-----------|--|
| 内職相談 | 内職を探す市民向けのあっせんを含めた相談サービスです。勤労福祉センターで週2回実施しています。 |
| 無料職業相談 | 仕事を探す市民向けの職業紹介と相談を行うサービスです。勤労福祉センターで週2回実施しています。 |
| M字カーブ | 女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線です。出産・育児期にあたる30歳代でいったん離職し、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しています。 |
| 勤労者住宅資金貸付 | 市内に住居建築を予定している勤労者向けの住宅融資制度です。(限度額有担保1,500万円、無担保500万円) |

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|--------------------|------|----------|
| 5-3-1 勤労者への支援 市内の在勤在住就業者のための福利厚生施策やメニューが充実しています。 主な取り組み… 勤労者住宅資金貸付*のあっせん | 住宅融資の新規申込額 | 0千円 | 15,000千円 |
| 5-3-2 自己研さん機会の提供 市内の在勤在住就業者の自己研さんの機会が提供されています。 主な取り組み… 各種セミナー・講座の開催 | セミナー参加者数 | 29人 | 42人 |
| 5-3-3 雇用・就労対策の推進 雇用・就労のための相談体制が充実しています。 主な取り組み… 正規雇用促進制度、内職相談、無料職業相談、子育て中の女性への就労支援 | 内職相談および無料職業相談の相談者数 | 177人 | 190人 |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
別
計
画
の
見
方

分
野
別
計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち
健
全
で

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ョ
ウ

資
料
編

6-1 市民との情報共有

序論

基本構想

前期基本計画

分野別計画
の
見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

対応するための
リテラシー向上

資料編

施策の目指す姿

参加の促進と信頼の確保のために、市民との情報共有が進んでいます。

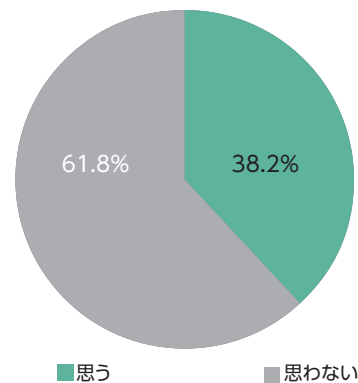
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|------------------------------|----|-------|-------|---|
| 市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う市民の割合 | 成果 | 38.2% | ↗ | 市民アンケートで、「市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 平成26年度に実施した市民意識調査において、パソコンの利用率（ほぼ毎日+週に1回以上+月に数回）が54.7%、LINEについては28.0%と、広報紙以外の手段による情報伝達についても可能性が高い状況となっています。
- 市民意識調査において、市政に対する関心について、「とても関心がある」と「少しは関心がある」の合計が、平成21年度の73.4%から、平成26年度には71.5%へ低下するとともに、市政へ「まったく関心がない」と「あまり関心がない」の合計が、平成21年度の12.2%から、平成26年度には25.2%へ上昇しています。

市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う市民の割合



(H27年度 まちづくり市民アンケート)

用語解説

- オープンデータ** 行政機関等が保有する公共データを「機械判読に適したデータ形式」で、「誰もが二次利用を可能とするルールのもと公開」されたデータのことです。
- SNS** ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称です。様々な事業者により提供される、利用者間でのコミュニケーションのためのサービスのことです。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|---|----------------------------|-------|-------|
| 6-1-1 情報公開の推進 行政の透明性が確保されています。 | 情報公開請求による公開件数 | 72件 | — |
| | オープンデータ*の公開件数 | 342件 | 592件 |
| 主な取り組み… オープンデータの推進 | | | |
| 6-1-2 広報活動の充実 幅広い市民へ情報が提供されています。 | 市からの情報提供の内容や質に満足している市民の割合 | 78.8% | ↗ |
| | 市からの情報提供のタイミングに満足している市民の割合 | 78.4% | ↗ |
| | 必要な市政情報をすぐに見つけることができた市民の割合 | 61.8% | ↗ |
| 主な取り組み… 広報紙・議会だよりの充実、ホームページ・SNS*等による情報発信 | | | |
| 6-1-3 広聴活動の充実 幅広い市民からの意見を聴く体制ができています。 | 市民の声を聴く機会に満足している市民の割合 | 70.4% | ↗ |
| | 市政に意見が反映されていると思う市民の割合 | 24.2% | ↗ |
| 主な取り組み… 市長への提言、インターネットモニター、市民意識調査、ワークショップ等の開催 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
童
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ラ
シ
ー
マ
チ

資
料
編

6-2 適正な事務の執行

施策の目指す姿

適正に事務が執行されているとともに、行政情報が適切に管理されています。

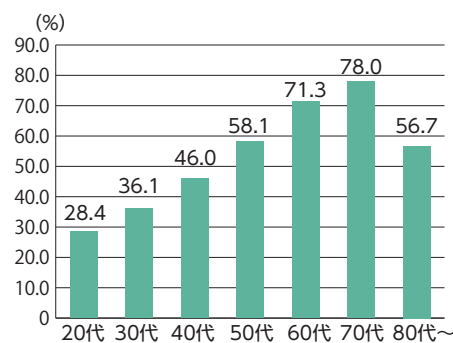
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|-----------------------|----|-------|-------|--|
| 適正に事務が執行されていると思う職員の割合 | 成果 | 88.4% | ↗ | 職員アンケートで、「市の事務が適正に執行されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した職員の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 情報系ネットワークシステムおよび基幹系システムの機器のリース期間にあわせて、システムおよび機器を更新する必要があります。
- 高齢化や人口減少による深刻な財政難が見込まれ、公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、公契約*の適正化と公共サービスの質の確保と向上が求められています。
- 選挙の投票率は低下傾向にあります。とりわけ若年層においては、低い水準にとどまっています。市民の意思が正しく政治に反映されるよう、投票率の向上を目指す取り組みが求められています。

各年代の投票率(H27市議市長選挙)



(選挙管理委員会事務局)

用語解説

| | |
|-----------|---|
| 公契約 | 国や自治体が発注する、公共工事、業務委託、物品調達等の様々な契約です。 |
| 制限付一般競争入札 | 入札参加資格に一定の資格条件(地域要件等)を付し、条件を満たした入札参加希望者に競争させることにより落札者を決定する入札です。 |

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|--------------------------------|-------|-------|
| 6-2-1 行政情報の適切な管理 行政文書が適正に管理され、個人情報保護されています。 庁内ネットワークを活用した情報の一元化と共有化が図られるとともに、セキュリティ対策が実施されています。 | 個人情報漏えい件数 | 0件 | 0件 |
| | 情報セキュリティ監査の指摘事項に対する是正割合 | 100% | 100% |
| 主な取り組み… セキュリティ対策の実施 | | | |
| 6-2-2 適正で公正な契約の執行 市の発注に関し、より一層の透明性、公平性および競争性が高められるとともに、契約の適正な履行が確保されています。 | 完了工事等の成績評価65点未満による入札参加停止警告の件数 | 1件 | 0件 |
| | 入札による工事契約のうち制限付一般競争入札*による契約の割合 | 37.5% | 50.0% |
| 主な取り組み… 制限付き一般競争入札制度の拡充、各種工事の検査の実施 | | | |
| 6-2-3 適正な会計処理 会計規則等に基づき適正に会計処理が行われています。 | 例月出納検査の指摘事項に対する是正割合 | 100% | 100% |
| 主な取り組み… ネット口座振替受付サービスの実施 | | | |
| 6-2-4 適正な選挙事務の執行 公平・公正な選挙の執行により市民の意思が正しく政治に反映されます。 投票率が向上しています。 | 選挙事務に係る事故件数 | 0人 | 0人 |
| | 市議市長選挙における若年層(18歳～29歳)の投票率 | — | 34.0% |
| | 県議会議員選における若年層(18歳～29歳)の投票率 | — | 26.0% |
| | 知事選挙における若年層(18歳～29歳)の投票率 | — | 20.0% |
| | 衆議院議員選挙における若年層(18歳～29歳)の投票率 | — | 41.0% |
| | 参議院議員選挙における若年層(18歳～29歳)の投票率 | — | 39.0% |
| | 市議市長選挙の投票率(全体) | 55.1% | 60.0% |
| | 県議会議員選挙の投票率(全体) | 43.6% | 48.0% |
| | 知事選挙の投票率(全体) | 31.3% | 36.0% |
| | 衆議院議員選挙の投票率(全体) | 57.5% | 62.0% |
| | 参議院議員選挙の投票率(全体) | 53.8% | 58.0% |
| 主な取り組み… 広報・啓発の推進 | | | |

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

分
野
別
計
画

分
野
別
計
画

子
ど
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
言
っ
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
い
れ
る
ま
ち

開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
モ
ン
テ
カ
ラ
ー

資
料
編

施策の目指す姿

効果的かつ効率的な行財政運営が行われています。

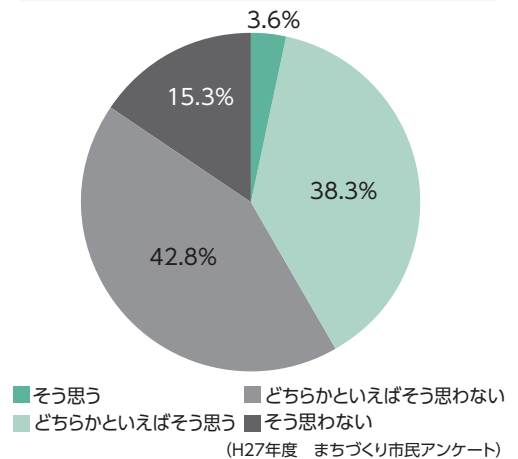
施策の成果指標

| 指標名 | 区分 | 現状値 | 前期目標値 | 説明 |
|--------------------------------|----|-------|-------|---|
| 施策の成果指標の達成率 | 成果 | — | 90.0% | 施策成果指標の達成割合です。 |
| 効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合 | 成果 | 41.9% | ↗ | 市民アンケートで、「効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。 |

施策を取り巻く環境変化と課題

- 多くの市民の参画により制定された自治基本条例の規定により、効果的かつ効率的な市政運営を行うこと、行政評価の結果を反映した市政運営を行うことが求められています。
- 今後も高齢化を伴う人口減少が加速していくため、将来的に税収が減少していくことが見込まれます。しかし、行政サービスのニーズは減少しないことから、限られた財源を選択と集中により有効活用していくことが求められます。
- 人口減少や人口構成の変化に応じ、公共施設の利用状況が変化することが見込まれます。また、施設の老朽化が進んでいるため、計画的に大規模改修等を進める必要があります。
- 市税は減収傾向にあるため、納税意識の高揚、期限内納付に向けた対応など、納付環境の整備や納税相談の利用促進を図る必要があります。また、実態調査や財産調査を実施し、税法に基づく適正な滞納処分の推進など、収納率の維持・向上に努めることが必要です。
- マイナンバー制度の適切な運用について、全庁的な取り組みが必要となっています。
- 産業、文化、行政面等において相互に連携し、より豊かな市民生活につながる行政運営を図るため、姉妹都市である福島県会津坂下町をはじめ他の自治体との様々な分野での交流について検討する必要があります。

効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合



用語解説

実質公債費比率 市の平均的な年間収入に対する借金返済額の割合です。

将来負担比率 市の平均的な年間収入に対する将来に負担が見込まれる負債(借金)の割合です。

基本事業の構成

| 基本事業名・目指す姿 | 指標名 | 現状値 | 前期目標値 |
|--|-----------------------------|-----------|-----------|
| 6-3-1 成果志向に基づく行政経営の推進 環境変化や市民ニーズに対応し、計画的かつ効果的・効率的に事務事業が実施されています。 | 基本事業の成果指標の達成率 | — | 90.0% |
| | 行政評価の考え方を意識して事業を推進している職員の割合 | 90.5% | ↗ |
| 主な取り組み… 行政評価の実施 | | | |
| 6-3-2 人材育成の推進と適正な人事管理 効果的な人材育成・適正な人事管理が行われています。 | 職員一人あたりの研修参加回数 | 0.98回 | 1.2回 |
| | 主な取り組み… 人事評価の実施、職員研修の実施 | | |
| 6-3-3 重点 健全な財政運営と資産管理 資産管理が適切に行われ、市民サービス向上のための事業に必要な財源が確保されるとともに、公債費等の後年度負担が抑制されています。 | 実質公債費比率* | 3.9% | 8.1% |
| | 将来負担比率* | 52.5% | 48.2% |
| | 有効利用されている普通財産地の割合 | 25.7% | 27.8% |
| 主な取り組み… 公共施設等総合管理計画の策定、財政計画の策定、行政評価に基づく予算編成、予算案編成過程の公開、行政版クラウドファンディングの導入の検討 | | | |
| 6-3-4 税収の確保 課税業務が適正に執行され、税収が確保されています。 | 市税の収納率 | 95.3% | 96.5% |
| | 市税の収入未済額 | 417,109千円 | 306,610千円 |
| 主な取り組み… 現年課税分の期限内納付の推進、口座振替の普及拡大 | | | |
| 6-3-5 質の高い窓口サービス 市民が必要とするサービスが適切に提供されています。 | 証明発行の所要時間に係る満足度 | 74.0% | ↗ |
| | 証明発行に関する職員対応の満足度 | 78.0% | ↗ |
| 主な取り組み… 行政需要に応じた組織体制の見直し | | | |
| 6-3-6 電子自治体の推進 ITを活用した行政サービスを多くの方が利用しています。 | 行政手続きのオンライン化割合 | 47.1% | 50.0% |
| | オンライン手続き利用割合 | 31.0% | 35.0% |
| 主な取り組み… 電子申請サービスの普及拡大 | | | |
| 6-3-7 広域行政の推進 広域での連携により、利便性が高い市民サービスが提供されるとともに、効率的な行政運営が行われています。 | 相互利用できる公共施設の数 | 51施設 | 51施設 |
| | 共同処理している事務の件数 | 11件 | 11件 |
| 主な取り組み… 広域処理の推進、近隣市町等との事業連携の調査研究 | | | |

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画

分野
別計
画

子
童
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
す
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
モ
ン
タ
リ
ン
グ

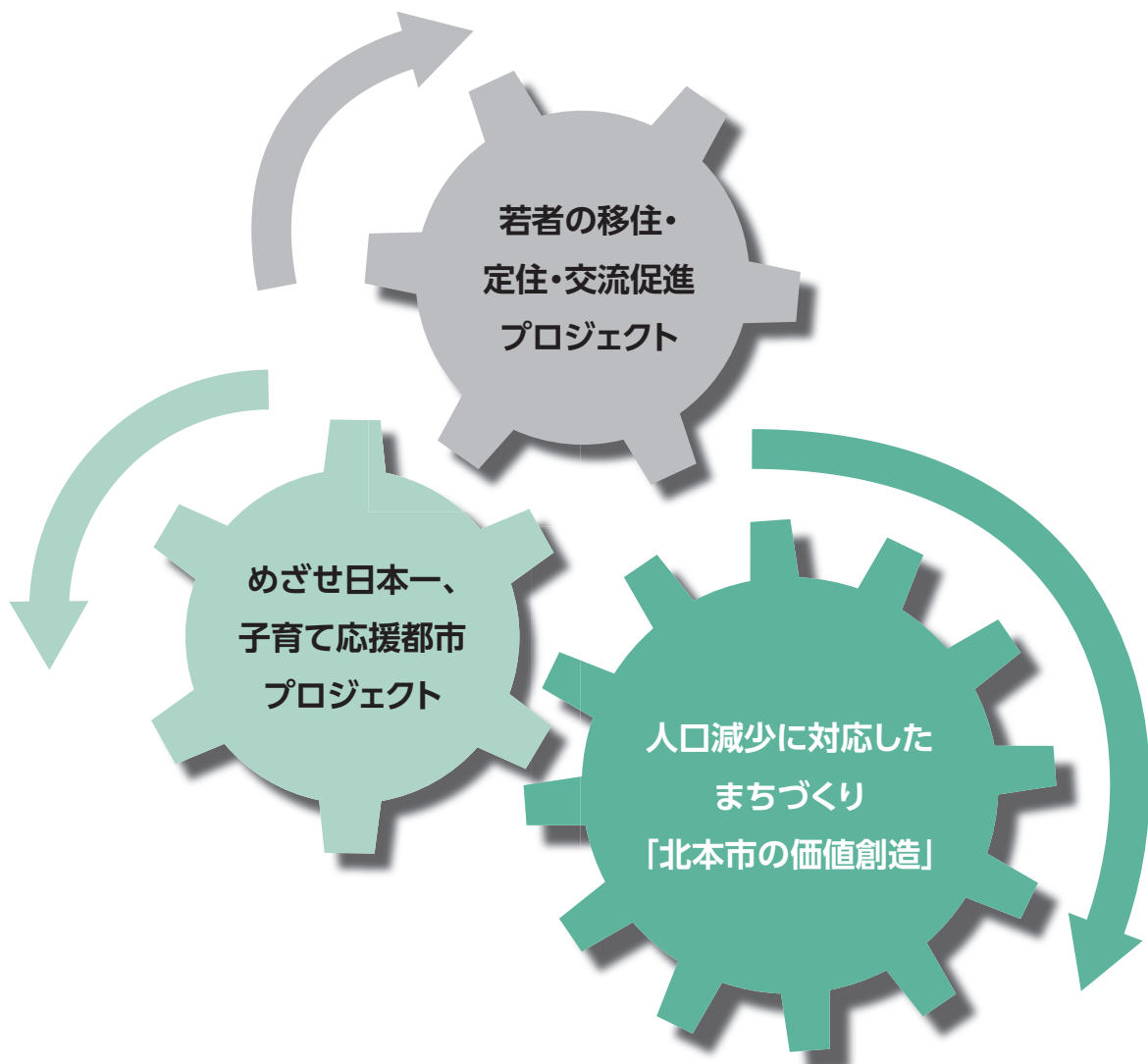
資
料
編
集

7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

施策のねらい

本市の人口は平成17年をピークに減少に転じ、少子化や団塊世代の高齢化等が進み加速しています。今後も続く人口減少に対応していくため、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

市民ニーズや社会の変化、国の地方創生方針等に柔軟に対応するため、適宜見直しを行いながら、横断的で機動性の高い政策として推進していき、新たな「北本市の価値創造」を目指します。



用語解説

| | |
|--------------|---|
| リーディングプロジェクト | 課題を抽出し、それを解決するために取り組む自治体の地域振興プロジェクトのことです。 |
| インセンティブ | ある取り組みに対して、行動を促して活発化させるための動機付けなどを指します。 |
| リノベーション | 既存のものを再利用したり、それを創造的に変えたりすることで、新たなものを構築することです。 |
| アクティブシニア | 自分なりのこだわりや価値観を持ち、仕事や趣味に意欲的で元気なシニア世代のことです。 |
| コミュニティスクール | 保護者や地域住民が学校運営に参画して地域の力を生かす「学校運営協議会」制度です。 |
| テレワーク | 情報通信機器を利用した、場所や時間にしばられない働き方のことです。 |

序
論

基本
構想

前期
基本計
画

分野
別計
画
の
見
方

分野
別計
画

子
と
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
ら
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
ー
ド
ィ
ン
グ
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編
集

プロジェクト 1

「若者の移住・定住・交流促進」プロジェクト

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供することで「住みたくなるまち」としての魅力高めるとともに、その後の暮らしにおいて安全・安心・安らぎを感じてもらえるような取り組みを進めて「住み続けたいまち」としての魅力高め、東京や県南部などへの転出の抑制を図ります。

また、将来にわたってまちの活力が維持できるよう、様々な世代、性別、世帯構成の市民が集う活動を支援し、人や地域が連携する仕組みをつくり、若い世代が地域で活躍できる場を生み出します。

● 多世帯同居や近居を希望する人への支援

・中古住宅や空き家の活用促進 ・建替えや改築等に係るインセンティブ付与

● 貸家から持ち家への誘導

・住宅事情に合わせた用途地域の見直し ・中古住宅や空き家の活用促進 ・想定誘導エリアの検討

● 新婚・子育て世帯への住宅支援

・住宅取得や入居に係るインセンティブ付与 ・北本の魅力(緑、災害が少ない)を生かした住宅供給

● 様々な主体が交流することができる場の整備

・地域における多世代間の交流活動の活性化 ・地域を支える若い担い手の育成

● 新たな産業や雇用機会が創出される環境の整備

・企業等の立地要望に柔軟に対応できる体制づくり ・公民連携リノベーションの検討

プロジェクト 2

「めざせ日本一、子育て応援都市」プロジェクト

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、不安要素をなくすための支援をまちぐるみで一体となって行い、出生率の向上につなげます。

また、これまで注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「出産・子育てに優しいまち」として若い世代にアピールしていくとともに、子育てしながら働きたいと考えている母親が、希望する働き方を実現するための支援と就労環境の整備を進めます。

● 多様な出産ケースへの的確な支援

・高齢出産、里帰り出産などへの対応 ・産科医・小児科医の充実に向けた支援

● 子育て世帯への精神的・経済的負担の軽減

・出産・育児相談やセミナーの充実 ・多子世帯に対する保育料等の軽減 ・0歳児おむつ無料化

● 質の高い保育環境の整備

・待機児童数ゼロ ・病児、病後児保育の拡充 ・子どもの預かり時間の多様化

● 地域による子どもの預かり、見守りの推進

・事業所内保育の推進 ・地域ボランティア(アクティブシニア)の活用

● 多様な教育的ニーズに応じた取り組みの推進

・地域による学習体験の機会創出 ・空き教室の活用(市営塾等) ・コミュニティスクールの検討

● 子育て中の女性への就職支援と職住近接の推進

・就労希望者と企業とのマッチング ・テレワーク環境の整備 ・女性に優しい地元企業のPR

資料編

第五次北本市総合振興計画 策定経過

第五次北本市総合振興計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)について(諮問)

第五次北本市総合振興計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)について(答申)

北本市総合振興計画審議会 委員名簿

北本市総合振興計画審議会規則

第五次北本市総合振興計画策定委員会等設置要綱

第五次北本市総合振興計画前期基本計画期間内に策定または改訂する計画一覧
将来人口の想定について

第五次北本市総合振興計画 策定経過

平成26年

| | |
|--------|---|
| 6月25日 | 第1回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 7月22日 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究 第1回委員会 |
| 9月 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究 女性の就業環境に関するアンケート調査 |
| 9～10月 | 市民意識調査 |
| 10月 2日 | 第2回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月 6日 | 第1回第五次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ |
| 10月 8日 | 第1回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 10月30日 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究 第2回委員会 |
| 11月14日 | 第2回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 11月19日 | 第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループスタートミーティング 1日目 |
| 11月20日 | 第2回第五次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ |
| 11月21日 | 第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループスタートミーティング 2日目 |
| 12月11日 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究 グループインタビュー |
| 12月22日 | 第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ市民ワークショップ打合せ |
| ・26日 | |

平成27年

| | |
|-------|---|
| 1月23日 | 第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ市民ワークショップ打合せ |
| 2月 5日 | 第3回第五次北本市総合振興計画策定に係る人口減少問題ワーキンググループ |
| 2月 9日 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究 第3回委員会 |
| 2月11日 | 第五次北本市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ第1日目 (第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループメンバー参加) |
| 2月16日 | 第四次北本市総合振興計画の総括に関する職員説明会 |
| 2月17日 | 第3回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 2月21日 | 第五次北本市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ第2日目 (第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループメンバー参加) |
| 3月 | 一般財団法人地方自治研究機構共同調査研究報告書完成 第五次北本市総合振興計画 策定基礎調査報告書完成 |
| 3月17日 | 第3回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 4月 6日 | 平成27年度第1回第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ |
| 4月10日 | 第4回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 4月24日 | 第5回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 5月 7日 | 平成27年度第2回第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ |
| 5月11日 | 第6回第五次北本市総合振興計画土地利用構想検討ワーキンググループ |
| 5月11日 | 平成27年度第3回第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ |
| 5月19日 | 平成27年度第4回第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ |
| 6月 2日 | 第4回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 6月16日 | 第5回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 6月24日 | 第6回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 6月26日 | 第五次北本市総合振興計画基本計画に関する職員説明会 |

序
論

基本
構想

前期基本計画

分野別計画
の
見
方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
まちづくり

資料編

| | |
|--------|---|
| 8月 5日 | 平成27年度第 1 回北本市総合振興計画審議会(基本構想(案)諮問) |
| 8月11日 | 第五次北本市総合振興計画基本構想(案)に係るパブリック・コメント開始 |
| 8月12日 | 北本市議会全員協議会(第五次北本市総合振興計画基本構想(案)の説明及び意見照会) |
| 8月21日 | 第 7 回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 8月26日 | 第 8 回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 9月 4日 | 第 9 回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 9月10日 | 第五次北本市総合振興計画基本構想(案)に係るパブリック・コメント終了 |
| 9月18日 | 第五次北本市総合振興計画策定に係わる請願(議請第 4 号)採択 |
| 9月25日 | 平成27年度第 2 回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 10月15日 | 第10回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月20日 | 第11回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月21日 | 第12回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月23日 | 第13回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月26日 | 平成27年度第 3 回北本市総合振興計画審議会(基本構想(案)答申) |
| 10月27日 | 第14回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 10月30日 | 第五次北本市総合振興計画策定に係る特別職協議 |
| 11月 | まちづくり市民アンケート |
| 11月13日 | 平成27年度第 4 回北本市総合振興計画審議会(前期基本計画(案)諮問) |
| 11月20日 | 北本市議会全員協議会(第五次北本市総合振興計画前期基本計画(案)の概要の説明及び意見照会) |
| 11月23日 | 第五次北本市総合振興計画前期基本計画(案)の概要に関する市民説明会 |
| 11月27日 | 第五次北本市総合振興計画基本構想について(議案第65号)上程 |
| 12月 2日 | 第五次北本市総合振興計画審査特別委員会設置 |
| 12月 7日 | 第五次北本市総合振興計画前期基本計画(案)の概要に係るパブリック・コメント開始 |
| 12月15日 | 北本市総合振興計画の基本計画を議決事件とする請願(議請第 8 号)採択 |
| 12月15日 | 北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例の全部改正について(委提第 3 号)原案・可決 |
| 12月15日 | 第五次北本市総合振興計画審査特別委員会閉会中の継続審査とする決定 |

平成28年

| | |
|-------|---|
| 1月 5日 | 第五次北本市総合振興計画前期基本計画(案)の概要に係るパブリック・コメント終了 |
| 1月15日 | 第15回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 1月20日 | 平成27年度第 5 回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 1月21日 | 第16回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 1月27日 | 平成27年度第 6 回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 2月 3日 | 平成27年度第 7 回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 2月 5日 | 平成27年度第 8 回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 2月 9日 | 平成27年度第 9 回北本市総合振興計画審議会(前期基本計画(案)答申) |
| 2月23日 | 第五次北本市総合振興計画前期基本計画について(議案第 8 号)上程 |
| 3月18日 | 第五次北本市総合振興計画審査特別委員会閉会中の継続審査とする決定 |
| 3月18日 | 第四次北本市総合振興計画基本構想及び第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部改定について(委提第 2 号)原案・可決 |
| 6月 7日 | 第五次北本市総合振興計画審査特別委員会委員長報告、採決(議案第65号・議案第 8 号)否決 |
| 6月24日 | 北本市総合振興計画審議会委員への第五次北本市総合振興計画に関する議会否決の経緯等の報告 |
| 7月26日 | 第五次北本市総合振興計画策定に向けての協議について(北本市議会議長あて申し入れ) |

| |
|-------------------------|
| 序論 |
| 基本構想 |
| 前期基本計画 |
| 分野別計画の 見方 |
| 分野別計画 |
| 子どもの成長を支えるまち |
| 健康でいきいきと暮らせるまち |
| みんなが参加し育てるまち |
| 快適で安心・安全なまち |
| 活力あふれるまち |
| 開かれたまち |
| 健康で |
| 人口減少に対応するための リノベーション |

資料編

| | |
|--------|--|
| 8月 2日 | 第1回第五次北本市総合振興計画策定に向けての北本市議会窓口議員との協議 |
| 8月 8日 | 第2回第五次北本市総合振興計画策定に向けての北本市議会窓口議員との協議 |
| 8月 9日 | 平成28年度第1回北本市総合振興計画審議会(委嘱等) |
| 8月17日 | 第17回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 8月29日 | 北本市議会全員協議会(第五次北本市総合振興計画基本構想(案)の説明及び意見照会) |
| 9月 2日 | 北本市総合振興計画審議会委員と北本市議会議員との懇談会 |
| 9月13日 | 第3回第五次北本市総合振興計画策定に向けての北本市議会窓口議員との協議 |
| 9月13日 | 第18回第五次北本市総合振興計画策定委員会 |
| 9月20日 | 北本市議会全員協議会(第五次北本市総合振興計画前期基本計画(案)の説明及び意見照会) |
| 9月29日 | 平成28年度第2回北本市総合振興計画審議会(基本構想(案)及び前期基本計画(案)諮問・審議) |
| 10月 3日 | 第五次北本市総合振興計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)に係るパブリック・コメント開始 |
| 10月28日 | 第五次北本市総合振興計画基本構想(案)及び前期基本計画(案)に係るパブリック・コメント終了 |
| 11月 4日 | 第4回第五次北本市総合振興計画策定に向けての北本市議会窓口議員との協議 |
| 11月 9日 | 平成28年度第3回北本市総合振興計画審議会(審議) |
| 11月15日 | 平成28年度第4回北本市総合振興計画審議会(基本構想(案)及び前期基本計画(案)答申) |
| 11月28日 | 第五次北本市総合振興計画の基本構想及び前期基本計画について(議案第75号)上程 |
| 12月 1日 | 第五次北本市総合振興計画審査特別委員会設置 |
| 12月14日 | 第五次北本市総合振興計画の基本構想及び前期基本計画について(議案第75号)原案可決 |

北本市総合振興計画審議会
会長 関根 幹 雄 様

北本市長 現 王 園 孝 昭

第五次北本市総合振興計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）
について（諮問）

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、第五次北本市総合振興計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画の
見方

分野
別計
画

子
ど
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ブ
マ
チ

資
料
編

北 総 審 収 第 1 号
平成28年11月15日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市総合振興計画審議会
会 長 関 根 幹 雄

第五次北本市総合振興計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）
について（答申）

平成28年9月29日付け北企企発第62号で諮問のありました第五次北本市総合振興計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

答 申

北本市では、少子高齢化の進行により、今後も人口減少が続くことが予測されており、特に若い世代の減少は、まちの活力の低下につながることを懸念される。一方で、首都圏中央連絡自動車道の開通等、まちの活性化への大きな可能性も有しているところである。このような中で、第五次北本市総合振興計画は今後の市政運営の方針を示すものとして、重要なものである。

当審議会は、市長から諮問された第五次北本市総合振興計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、審議において示された修正案を含め、その内容は妥当であると認める。

今後、この基本構想に基づき、将来都市像の実現に向け、市民との協働による持続可能なまちづくりを基本理念として、人口の変化へ適切に対応した行財政運営に努められたい。また、計画の推進にあたっては、別紙の当審議会意見に十分配慮され、着実な施策の実施に努められたい。

序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別
計
画
の
見
方

分
野
別
計
画

子
ど
も
の
成
長
を
支
え
る
ま
ち

健
康
で
い
き
い
き
と
暮
ら
せ
る
ま
ち

み
ん
な
が
参
加
し
育
て
る
ま
ち

快
適
で
安
心
・
安
全
な
ま
ち

活
力
あ
ふ
れ
る
ま
ち

健
全
で
開
か
れ
た
ま
ち

人
口
減
少
に
対
応
す
る
た
め
の
リ
テ
ン
シ
ン
グ
マ
ス
ト

資
料
編

意見

1 「子どもの成長を支えるまち」について

国全体で、少子高齢化と人口減少に対して対策を講じているところである。本市においても、出生数や若年人口の減少の要因に即した対策を講じ、出産・子育てに関する環境の向上に努められたい。

すべての子どもの健やかな成長を支えるため、支援が必要な子どもや家庭に対する取り組みが必要とされている。学校教育においても、子どもやその保護者が相談や支援を受けやすい体制を整え、長期的な視点をもって個々に必要なサポートを受けられるよう、施策の充実に努められたい。

学校・家庭・地域の連携による教育の推進が求められる中で、家庭教育の礎としての親のための学習の必要性が高まっている。様々な社会問題の解決に向け、家庭教育力の向上につながる親の学習について検討されたい。

2 「健康でいきいきと暮らせるまち」について

高齢者人口が増加している中で、地域福祉の充実や健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要となっている。地域みんなで支え合う体制の充実を図るとともに、健康づくりの活動につながる魅力的な施設の整備や高齢者の社会参加への支援について、市全体で総合的な視点を持って推進されたい。

若者の結婚に対する支援については、国においても推進されているところである。本市においては、現在の実施内容を踏まえながら、市内の各種団体での取り組みも推進されたい。

3 「みんなが参加し育てるまち」について

市政への市民参画や市民と行政の協働の推進は、市政運営の基本である。セーフコミュニティに代表される市民と行政の協働による取り組みやボランティア活動を様々な分野で推進されたい。

少子高齢化や核家族化が進んでいることや大規模災害の発生を受け、地域のつながりの重要性が再認識されている。自治会等の地域活動団体は、地域での助け合い（共助）や地域活動の一番の基礎となるものであり、その活性化に対する支援及び公共施設も含めた活動場所の確保に努められたい。

4 「快適で安心・安全なまち」について

人口減少に伴い、将来的な市街地の空洞化が懸念される。未然に防ぎ、活性化を促す施策の推進に努められたい。また、高齢者人口の増加に伴い、市内公共交通の利便性の向上が求められているため、創意工夫により、積極的な対策を検討されたい。

生活道路については、市民生活を支える重要な基盤として、不陸や狭あい道路の解消等安全性に配慮した整備を進め、市民満足度の向上を図られたい。

防犯及び交通安全対策については、市内の現状を把握した上で、すべての市民の実践活動として取り組むことが重要である。これまでも取り組みの成

果が見られるところであるが、今後も、防犯等の市民活動に対する啓発と支援を推進されたい。

防災対策については、行政・市民等各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策を十分に検討されたい。

5 「活力あふれるまち」について

農業経営者の高齢化が進み、後継者の育成が急務となっている。早急に現状を把握し、農業の担い手の確保に努められたい。また、他の自治体の成功事例を参考に農業振興施設の充実や利便性の向上を図るとともに、製造業と農業の連携等の企画調整を進め、総合的な視点で産業の振興に努められたい。

今後、人口減少による市内消費の低下が懸念されるため、市内経済の活性化については、大型店舗にとどまらない、市内の店舗全体での消費を促す施策の実施に努められたい。また、観光分野の取り組みについてもさらなる活性化を図り、市内消費の拡大並びに市全体の振興に寄与するよう努められたい。

首都圏中央連絡自動車道が県内全線開通し、上尾道路（上尾バイパス）の事業化が決定するなど、本市の交通環境に大きな変化が見られる。それらの整備効果を生かし、本市の活性化に寄与する企業誘致を進めるための体制づくりを進められたい。

就労対策については、特に若者や女性の働く場の確保に努められたい。

6 「健全で開かれたまち」について

開かれたまちづくりのためには、市民にわかりやすく情報提供することが重要である。また、市の情報を対外的に広くPRすることは市の活性化につながる手法の一つとして重要である。市全体で、広報の重要性を認識し、積極的な広報活動に取り組まれたい。

人口急増期に整備した公共施設が次々に更新時期を迎え、今後、維持管理や更新の費用が大きな負担となってくる。また、生産年齢人口の減少により、税収の減少や市内経済の縮小が懸念される。このような状況を市民と共有し、共にこれからのまちづくりを考えていけるよう情報提供に努められたい。

財政運営が厳しくなっていくことが見込まれる中、今後、近隣自治体との連携が重要となる。広域行政に関して積極的に協議を重ね、広域連携のさらなる推進に努められたい。

7 「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」について

今後も続く人口減少に立ち向かい、持続可能なまちづくりを進めていくため、社会状況の変化や国の方針、市民ニーズ等を的確に把握しながら、組織横断的で機動性・柔軟性に富んだ体制により積極的な施策の展開に努められたい。特に、まちの活力維持には若い世代の活躍が不可欠であることから、若者の定住・移住、交流及び子育てに対して重点的に取り組まれたい。

北本市総合振興計画審議会 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属 |
|------------------|--------------------|-------------------------|
| 第1号委員 | おばな ひとし 尾花 仁 | 北本市都市計画審議会会長 |
| | おがわ かずこ 小川 和子 | 北本市子ども・子育て会議副会長 |
| | そめや みきお 染谷 幹雄 | 北本市社会教育委員会議委員長 |
| 第2号委員 | おがわ としひろ 小川 登志洋 | 北本市PTA連合会 |
| | こぐち えみこ 小口 恵美子 | 北本市民生委員・児童委員協議会 |
| | せきね みきお 関根 幹雄 | 北本市社会福祉協議会 |
| | かとう よしお 加藤 芳雄 | 北本市自治会連合会 |
| | うしやま たけひこ 牛山 武彦 | 北本市コミュニティ協議会 |
| | なかむら きんや 中村 公哉 | 鴻巣地区地域安全推進連絡協議会 北本支部 |
| | ひろかわ あきひこ 広川 明彦 | 北本市消防団 |
| | あらい けいすけ 新井 啓佑 | 北本市農業青年会議所 |
| | おおくま としゆき 大熊 利之 | 北本市商工会 |
| | わかやま しん 若山 晋 | 北本市観光協会 |
| よしの みちこ 吉野 道子 | 北本市明るい選挙推進協議会 | |
| 第3号委員 | あいかわ たつお 相川 達男 | 公募による委員 |

※敬称略

序
論

基本
構想

前期基本計画

分野別計画
の
見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

人口減少に
対応するための
リデザインまち

資料編

北本市総合振興計画審議会規則

平成21年9月30日

規則第28号

改正 平成28年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(平28規則15・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第五次北本市総合振興計画策定委員会等設置要綱

平成26年5月16日市長決裁
平成27年4月1日改正
平成27年6月1日改正
平成27年6月30日改正
平成28年8月17日改正

(設置)

- 第1条 第五次北本市総合振興計画(以下「計画」という。)の策定のため、第五次北本市総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の補助機関として、第五次北本市総合振興計画策定検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。
- 3 委員長は、必要に応じて、第五次北本市総合振興計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 計画案の総合調整に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表第1に定める者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(報告)

第7条 委員会の検討結果は、市長に報告しなければならない。

(検討部会の事務)

- 第8条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 計画の素案の検討に関すること。
- (2) 委員会への意見に関すること。
- (3) その他、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

序
論

基本
構想

前期基本計画

分野別計画
の
見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

人口減少に
対応するための
リノベーション

資料編

(検討部会の構成)

第9条 検討部会の構成員は、別表第2に掲げるとおりとする。

(検討部会の任期)

第10条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第11条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、別表第2に定める者をもって充てる。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(検討部会の会議)

第12条 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 検討部会には、関係者を出席させることができる。

(ワーキンググループの事務等)

第13条 ワーキンググループの事務等に関することは、委員長が別に定める。

(庶務)

第14条 委員会等の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

別表第1

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 理事 |
| 副委員長 | 教育長 |
| 委員 | 企画財政部長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 委員 | 市民経済部長 |
| 委員 | 福祉部長 |
| 委員 | 健康推進部長 |
| 委員 | 都市整備部長 |
| 委員 | 都市整備部参与 |
| 委員 | 会計管理者 |
| 委員 | 議会事務局長 |
| 委員 | 教育部長 |

別表第2

1 検討部会(子ども・子育て部門)

| | |
|------|-----------------|
| 部会長 | 教育部長 |
| 副部会長 | 福祉部長 |
| 委員 | 健康推進部長 |
| 委員 | 健康推進部参事兼健康づくり課長 |
| 委員 | 福祉課長 |
| 委員 | 障がい福祉課長 |
| 委員 | こども課長 |
| 委員 | スポーツ健康課長 |
| 委員 | 教育総務課長 |
| 委員 | 学校教育課長 |
| 委員 | 生涯学習課長 |

2 検討部会(福祉・生涯学習部門)

| | |
|------|-----------------|
| 部会長 | 福祉部長 |
| 副部会長 | 教育部長 |
| 委員 | 企画財政部長 |
| 委員 | 企画財政部参事兼企画課長 |
| 委員 | 健康推進部参事兼健康づくり課長 |
| 委員 | 教育部副部長兼文化財保護課長 |
| 委員 | 福祉課長 |
| 委員 | 障がい福祉課長 |
| 委員 | 高齢介護課長 |
| 委員 | 保険年金課長 |
| 委員 | スポーツ健康課長 |
| 委員 | 生涯学習課長 |

3 検討部会(市民自治部門)

| | |
|------|------------------|
| 部会長 | 企画財政部長 |
| 副部会長 | 市民経済部長 |
| 委員 | 企画財政部参事兼企画課長 |
| 委員 | 市民経済部副部長兼くらし安全課長 |
| 委員 | 市民課長 |

4 検討部会(環境・生活・都市整備部門)

| | |
|------|------------------|
| 部会長 | 都市整備部長 |
| 副部会長 | 市民経済部長 |
| 委員 | 企画財政部長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 委員 | 都市整備部参与 |
| 委員 | 企画財政部参事兼企画課長 |
| 委員 | 総務部副部長兼税務課長 |
| 委員 | 総務部参事兼総務課長 |
| 委員 | 市民経済部副部長兼くらし安全課長 |
| 委員 | 都市整備部副部長兼下水道課長 |
| 委員 | 都市整備部参事兼都市計画課長 |
| 委員 | 市民課長 |
| 委員 | 産業観光課長併農業委員会事務局長 |
| 委員 | 久保土地区画整理事務所長 |
| 委員 | 建築開発課長 |
| 委員 | 道路課長 |

5 検討部会(産業部門)

| | |
|------|------------------|
| 部会長 | 市民経済部長 |
| 副部会長 | 教育部長 |
| 委員 | 企画財政部長 |
| 委員 | 企画財政部参事兼企画課長 |
| 委員 | 市民経済部副部長兼くらし安全課長 |
| 委員 | 生涯学習課長 |
| 委員 | 産業観光課長併農業委員会事務局長 |

6 検討部会(行財政部門)

| | |
|------|--|
| 部会長 | 総務部長 |
| 副部会長 | 会計管理者 |
| 委員 | 企画財政部長 |
| 委員 | 市民経済部長 |
| 委員 | 教育部長 |
| 委員 | 議会事務局長 |
| 委員 | 企画財政部参事兼企画課長 |
| 委員 | 総務部副部長兼税務課長 |
| 委員 | 総務部参事兼総務課長 |
| 委員 | 市民経済部副部長兼くらし安全課長 |
| 委員 | 秘書課長 |
| 委員 | すぐやる課長 |
| 委員 | 財政課長 |
| 委員 | 納税課長 |
| 委員 | 市民課長 |
| 委員 | 議会事務局副参事 |
| 委員 | 選挙管理委員会事務局長併監査委員 事務局長併固定資産評価審査委員会書記 |

序
論

基本
構想

前期基本計画

分野別計画
の見方

分野別計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らせるまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

健康で
開かれたまち

人口減少に
対応するための
まちづくり

資料編

第五次北本市総合振興計画前期基本計画期間内に策定または改訂する計画一覧

| 計画名称 | 内 容 | 関連する政策 |
|----------------------------|--|--------|
| 北本市子ども・子育て支援事業計画 | 子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、教育、保育、地域子ども・子育て支援業の提供体制の確保及びその関連業務の円滑な実施に関する計画 | 1 |
| 北本市教育振興基本計画 | 教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての計画 | 1 |
| 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 | 新しい社会福祉の理念を達成するために、市民と行政等との協働により目指すべき地域福祉の明確な方向性を示し、総合的かつ計画的に推進するための計画 | 2 |
| 第三期北本市特定健康診査等実施計画 | 国保被保険者の40歳以上の人の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法、実施目標等を設定する計画 | 2 |
| 北本市高齢者福祉計画2018・第7期介護保険事業計画 | 高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現にむけて取り組むべき施策全般を明らかにするとともに、要支援・要介護認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等について明らかにする計画 | 2 |
| 第三次北本市障害者福祉計画 | 障害者のライフステージや個々のニーズに応じて、長期的で基本的な障害者福祉施策の方向を明確化する計画 | 2 |
| 北本市第五期障害福祉計画・障害児福祉計画 | 障害福祉サービスの提供体制及び障害児通所支援、障害児相談体制の確保等を円滑に実施するための計画 | 1・2 |
| 第四次北本市生涯学習推進計画 | 生涯学習推進基本構想及び推進計画 | 2 |
| 北本市市民公益活動推進計画 | 市民公益活動の推進のための施策を定める計画 | 3 |
| 第五次北本市男女行動計画 | 本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにする計画 | 3 |
| 北本市都市マスタープラン | 総合振興計画及び県が定める北本市都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、市全体やそれぞれの地域における将来のあるべき姿や整備の方針を定め、具体的な都市づくりの指針を示す計画 | 4 |
| 北本市緑の基本計画 | 第五次北本市総合振興計画及び北本市都市マスタープランを踏まえ、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するための計画 | 4 |
| 北本市公共下水道事業経営計画 | 多様化する課題に対応し、独立採算制の原則に基づき安定的かつ効率的に公共下水道事業のサービスを提供していくために、今後の下水道経営のあり方を定める計画 | 4 |
| 第二次北本市環境基本計画 | 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画 | 4 |
| 第4次北本市地球温暖化対策実行計画 | 市が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図る計画 | 4 |
| 北本市地域防災計画 | 北本市の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする計画 | 4 |
| 北本市産業振興ビジョン | 農業、商業、工業及び観光の現状と課題を踏まえて、このまちの産業の本来あるべき姿として基本方針を定める計画 | 5 |
| 北本市公共施設等総合管理計画 | 長期的かつ経営的な視点で、公共施設やインフラの老朽度合いや維持管理費用を予測し、計画的な修繕、改修、処分、統廃合等についての方針を定める計画 | 6 |
| 北本市財政計画 | 財政運営の基盤となる財政の見通しを示し、現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための取組を明らかにする計画 | 6 |

序
論

基本
構想

前期基本
計画

分野別
計画
の見方

分野別
計画

子どもの成長を
支えるまち

健康でいきいきと
暮らしなごまち

みんなが参加し
育てるまち

快適で安心・
安全なまち

活力あふれる
まち

開かれたまち
健康で

人口減少に
対応するための
チャレンジまち

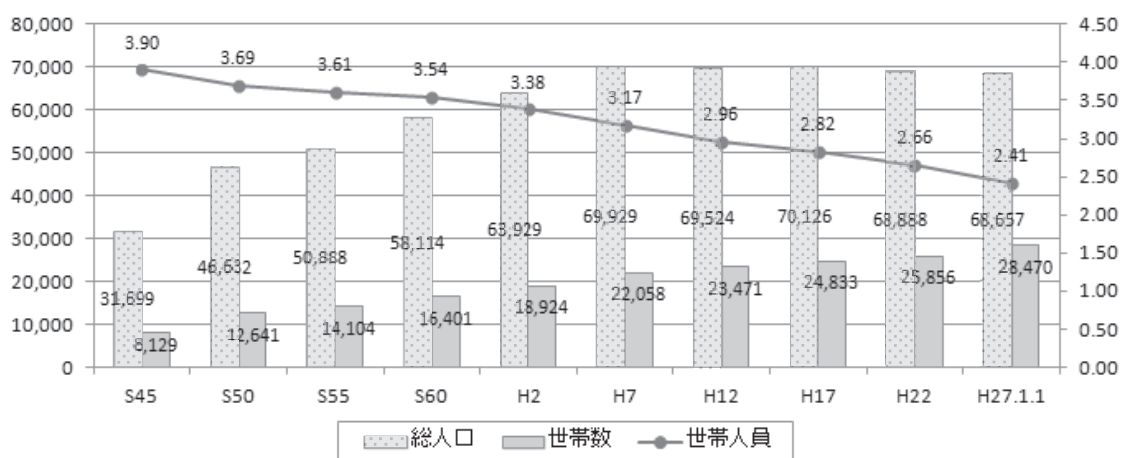
資料編

将来人口の想定について

1 人口の動向

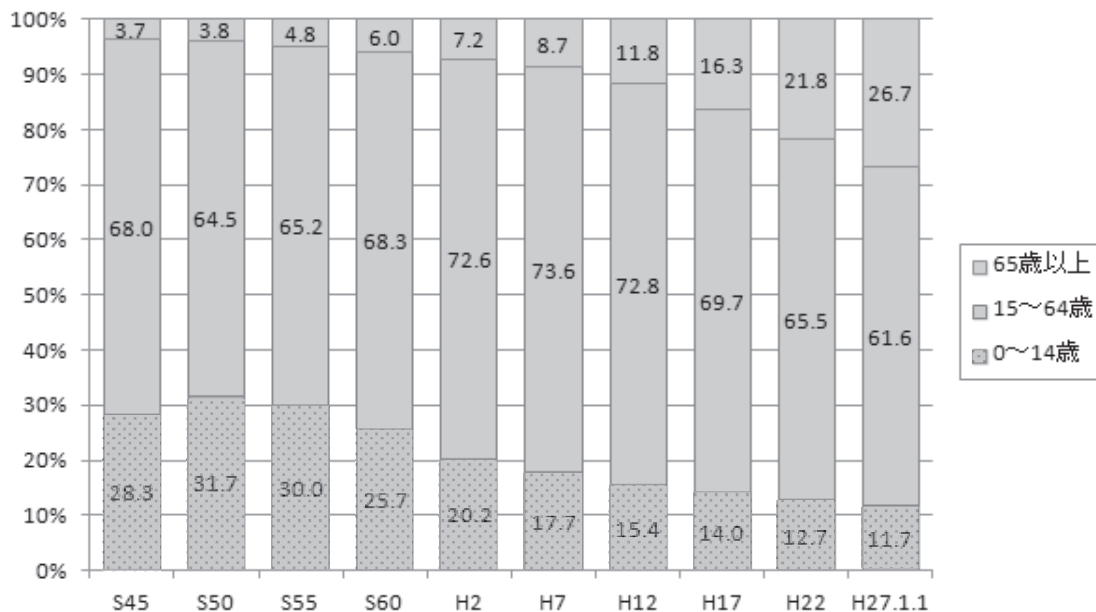
- 北本市の人口は、平成 17 年をピークに減少を続けている。また、高齢化率の上昇が続いている。

〈人口・世帯数の推移〉



出所：国勢調査（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

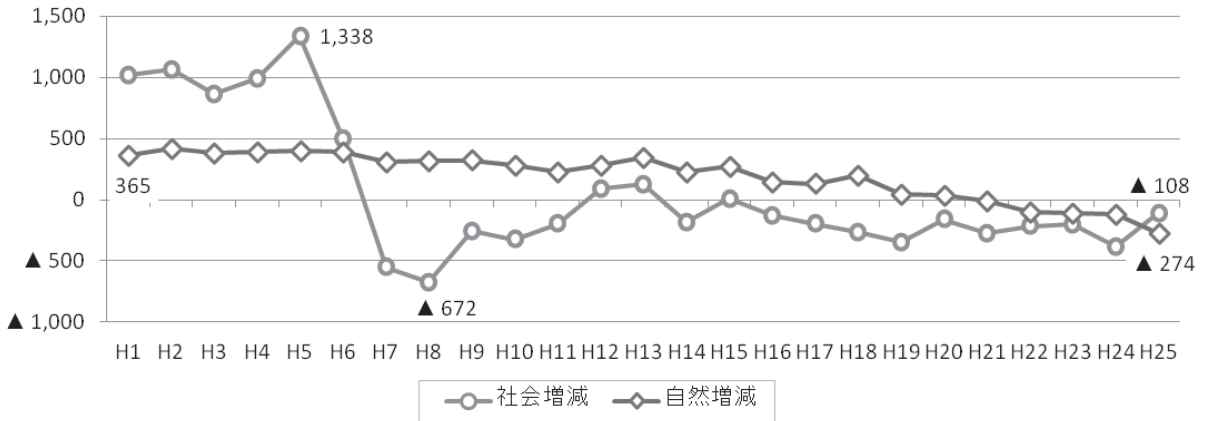
〈年齢3区分別人口構成比の推移〉



出所：国勢調査（S45～H22）、住民基本台帳（H27.1.1）

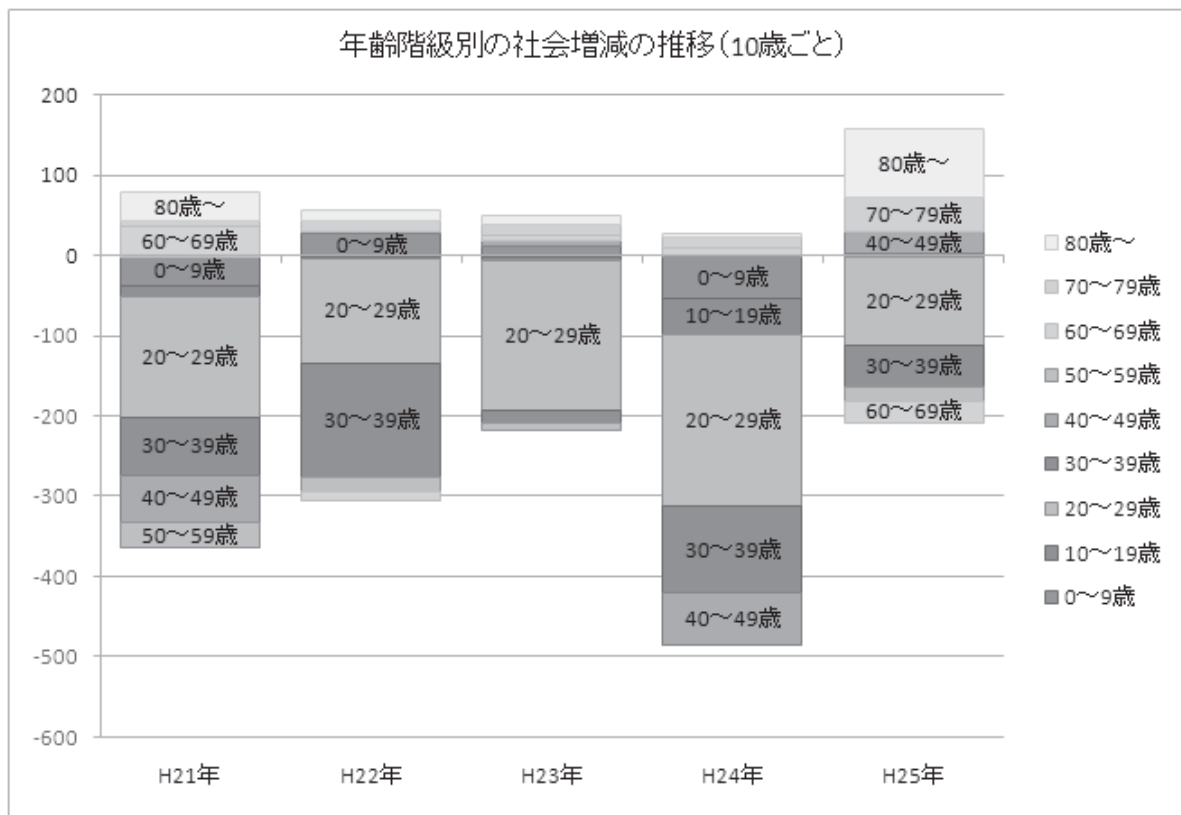
- 社会増減（転入－転出）は、平成5年以降、急激に落ち込み、転出超過傾向が続いている。自然増減（出生－死亡）は、少子高齢化の影響により死亡数が出生数を超え、平成21年以降マイナスが続いている。

〈社会増減・自然増減の推移〉



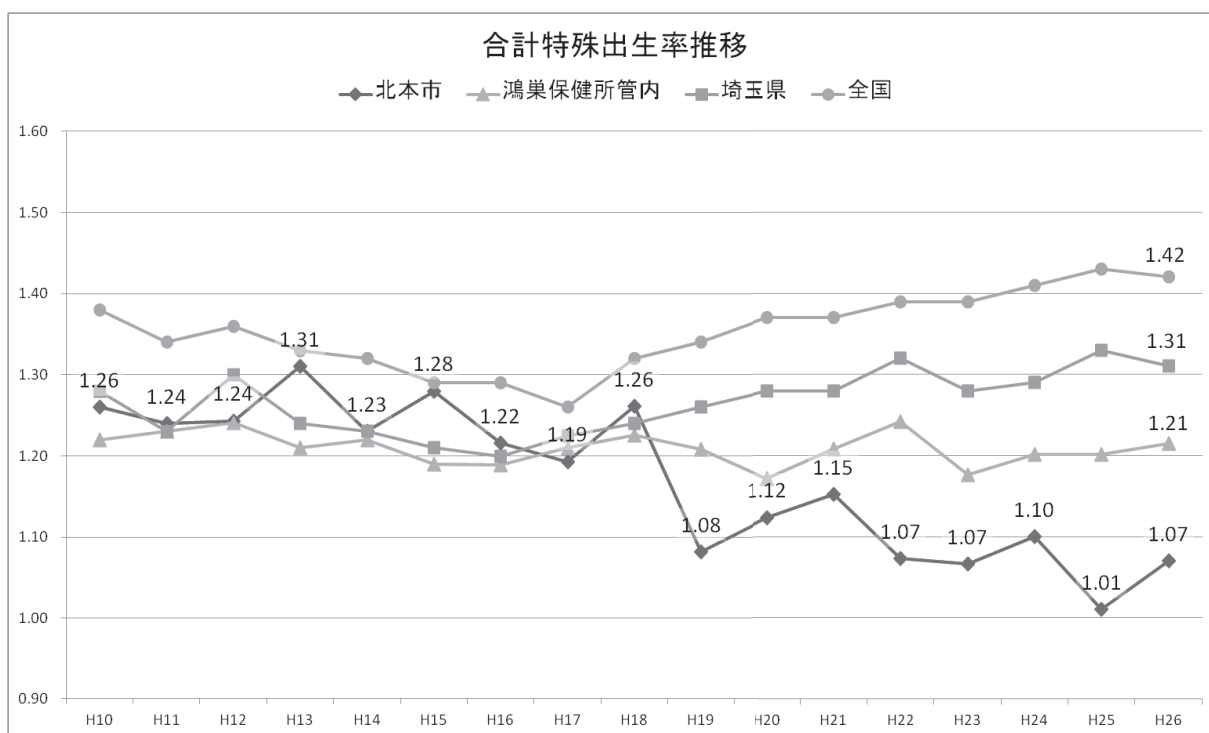
出所：北本市の統計、市民課資料

- 近年の社会増減の推移を見ると、20～29歳及び30歳～39歳の減少が顕著である。



出所：住民基本台帳

- 合計特殊出生率は、平成 18 年までは埼玉県及び鴻巣保健所管内と大きな差はなかったものの、平成 19 年に大きく減少して以降、全国や埼玉県では増加傾向にも関わらず、本市では 1.1 前後で推移している。

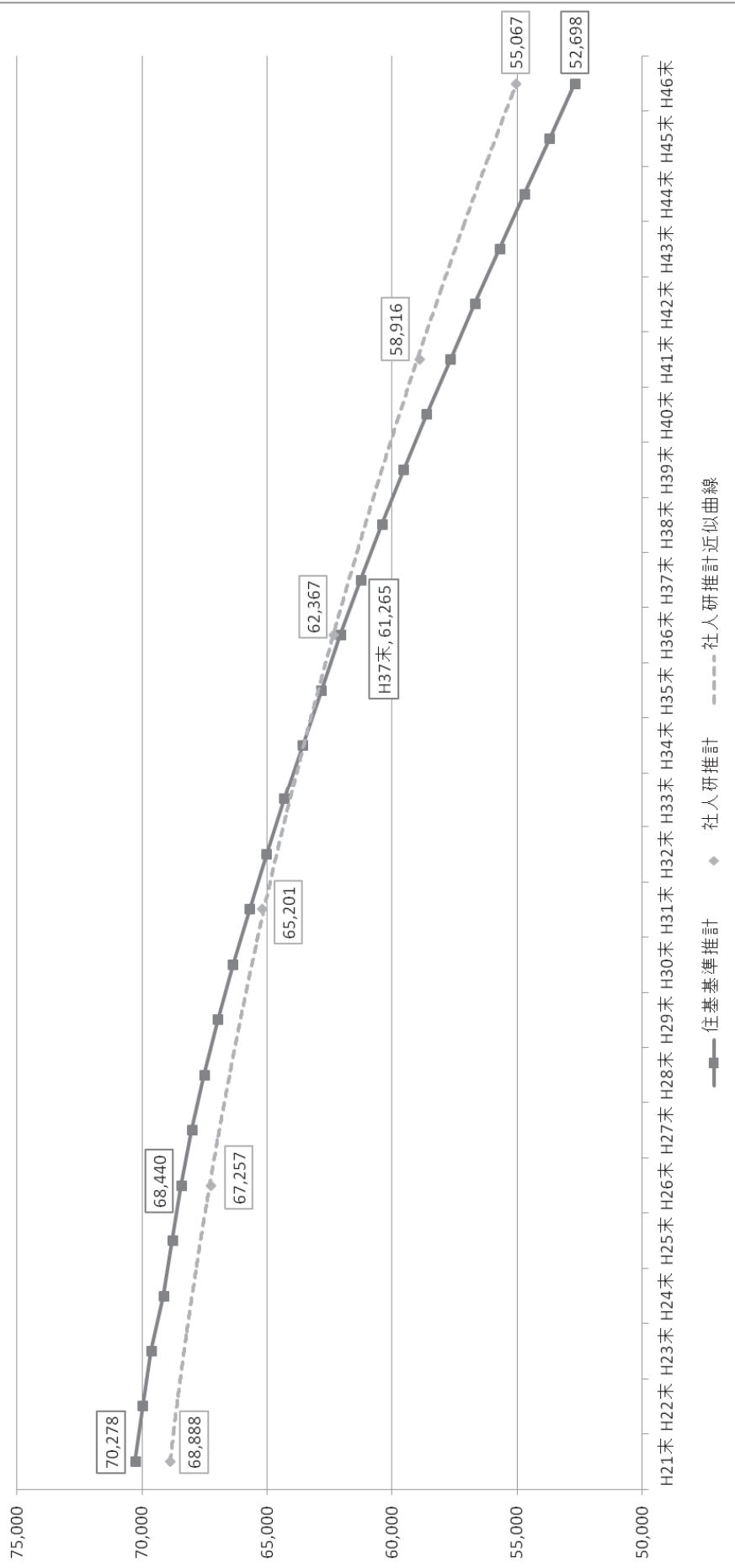


出所：埼玉県ホームページ

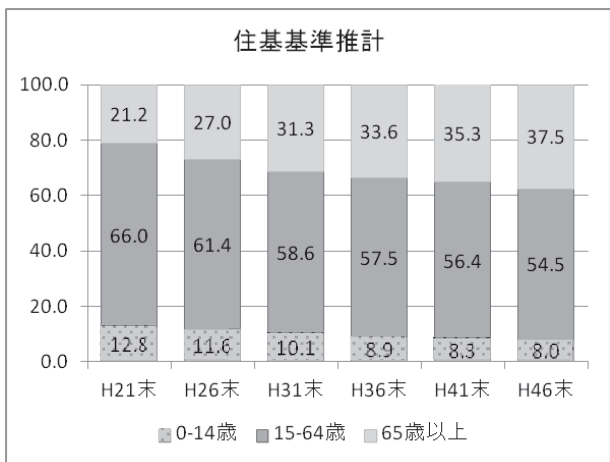
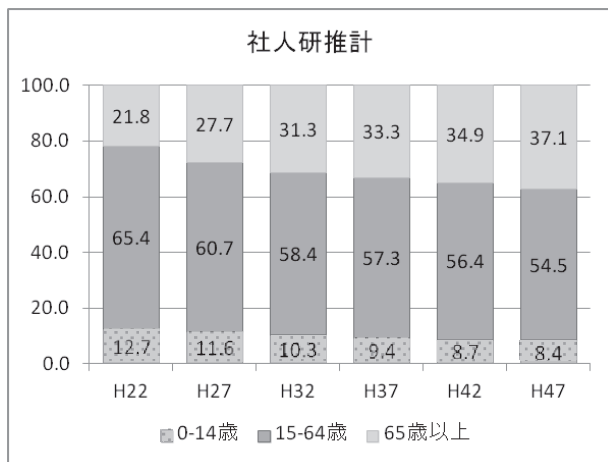
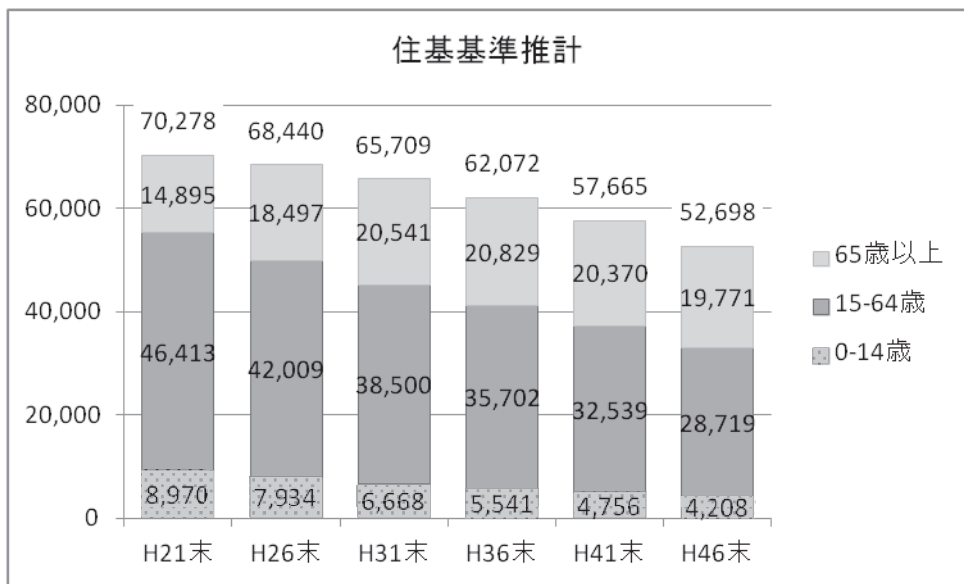
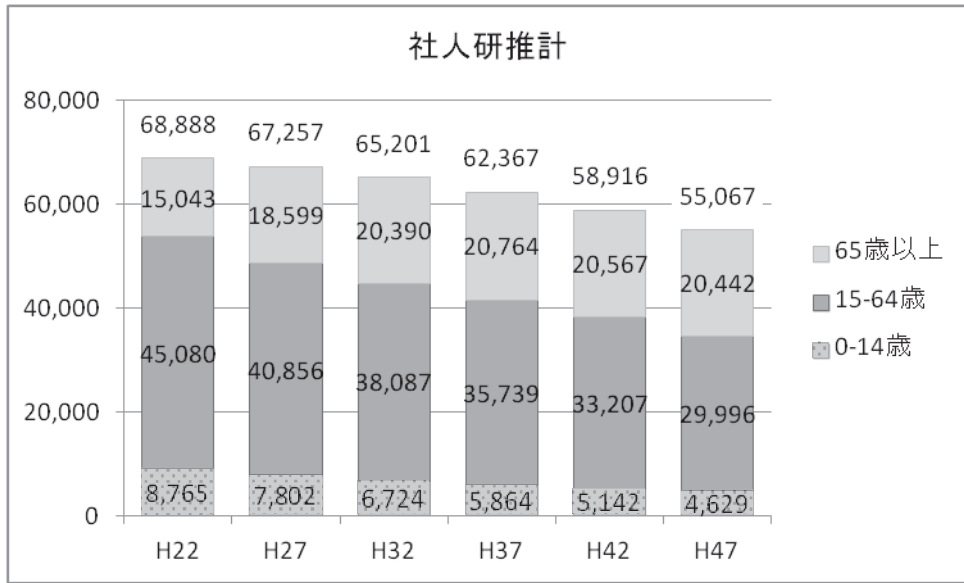
2 将来人口の推計

- 将来推計における人口減少のペースについては、転入・転出による移動率や出生率の設定により変動する。
- 平成 26 年度末の住民基本台帳人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が推計した平成 22 年から平成 27 年までの間の生残率の仮定値、平成 21 年度末人口と 26 年度末人口の比較により算出した移動率、平成 24 年から 26 年までの出生率を平均した出生率を設定し、埼玉県総務部統計課が公表している「市町村別将来人口推計ツール」を基本的を使用して将来人口の推計を行った。
- 社人研が平成 25 年 3 月に作成している平成 22 年国勢調査人口を基準とする推計との比較は以下のとおり。

住基人口を基準とする推計と社人研推計の比較



○ 年齢3階級別の社人研推計との比較は以下のとおり。



3 人口の変化による影響

○ 人口の減少及び年齢構成の変化が市民生活や市政運営に及ぼす影響として、以下のようなことが懸念される。

(1) 産業や経済の担い手の減少

- ・ 現状の出生率・移動率を使用した推計では、平成 26 年度末と平成 36 年度末の 10 年間で比較すると、75 歳以上の人口が 4,500 人以上増加するのに対し、生産年齢人口が 6,300 人減少する。その後の 10 年間では老年人口も若干の減少に転じるが、生産年齢人口はさらに 7,000 人減少することとなる。
- ・ 団塊の世代が既に 65 歳以上となり、今後、医療や介護サービスを必要とする人が急増することが見込まれるため、その担い手の確保が課題となるが、生産年齢人口の減少により大幅な人材不足が生じることが懸念される。
- ・ 医療や介護サービス以外の分野でも、各種産業の後継者不足・人手不足と市内経済を支える消費者の減少により、市内の産業・経済が停滞することが懸念される。

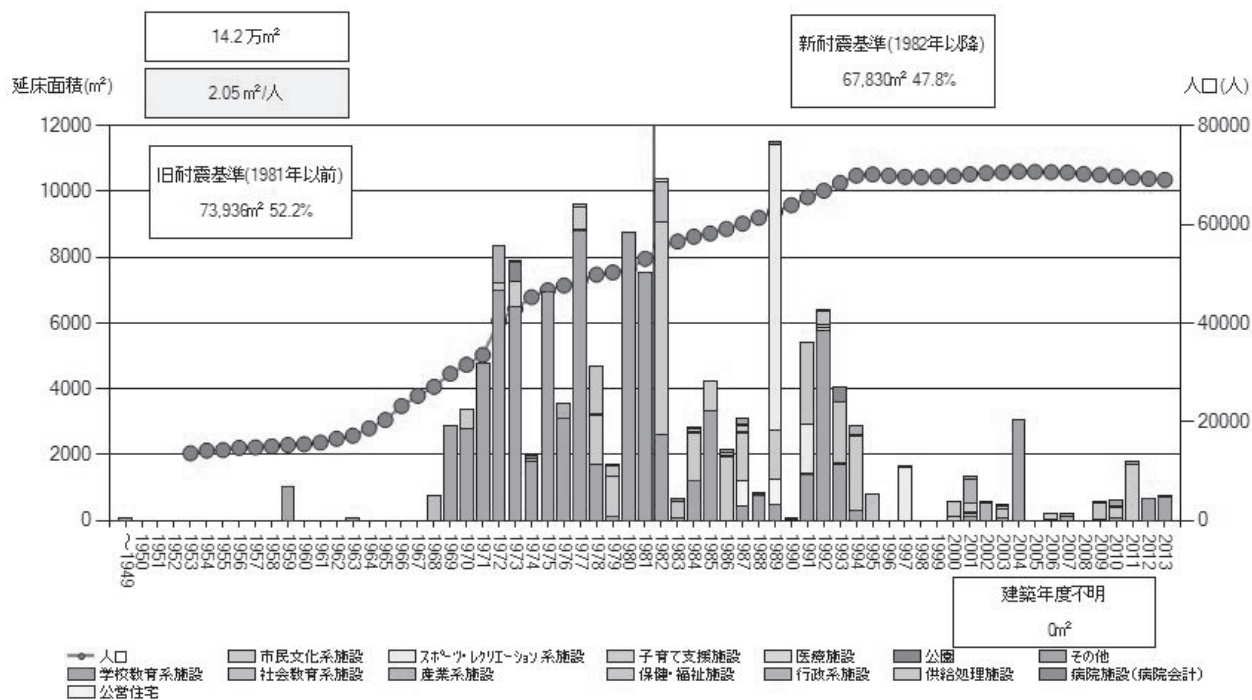
(2) 地域の活力（活動を生み出す力）の低下

- ・ 現状の出生率・移動率を使用した推計では、平成 26 年度末と平成 36 年度末の 10 年間で比較すると、老年人口が 2,300 人増加するのに対し、年少人口が 2,400 人減少し、総人口としては 9.3%、6,400 人の減少となる。その後の 10 年間ではさらに減少率が上がり、総人口で 15.1%、9,400 人の減少となる。
- ・ 現在でも既に、高齢化と参加率の低下により地域活動の継続が危ぶまれる状況である。今後、今以上に少子高齢化と総人口の減少傾向が続くと、地域活動の停滞と隣近の人間関係の希薄化が負の相乗効果を生み、地域の活力や福祉・防災・防犯等の共助の機能の低下が生じることが懸念される。

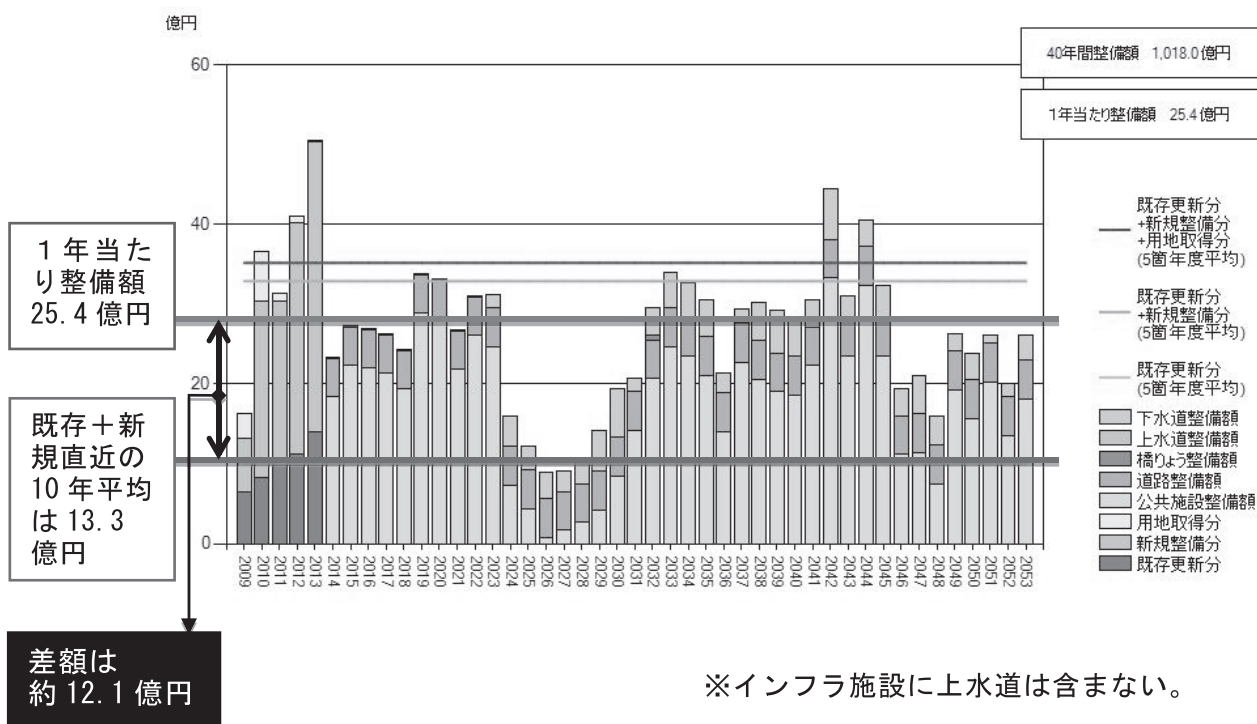
(3) 公共施設等の維持・更新への対応

- ・ 人口増加に合わせて整備してきた公共施設及びインフラ施設について、維持管理・更新への対応が必要となっている。未対応の施設については計画的に改修や建替えの対応が必要であり、対応が完了している施設は今後地方債の償還が発生する。
- ・ 平成 25 年度末を基準とする更新費用の試算では、現在の床面積を維持するためには今後 40 年の間、1 年当たり 25.4 億円の整備費用が必要となっている。直近 10 年の施設整備額の平均は 13.3 億円であり、約 2 倍の費用を支出し続ける必要があるという推計結果となった。
- ・ 人口の減少と年齢構成の変化により、今後必要な床面積が変動する可能性が高く、人口動向を踏まえた公共施設の再編を検討する必要がある。

〈年度別公共施設整備状況〉

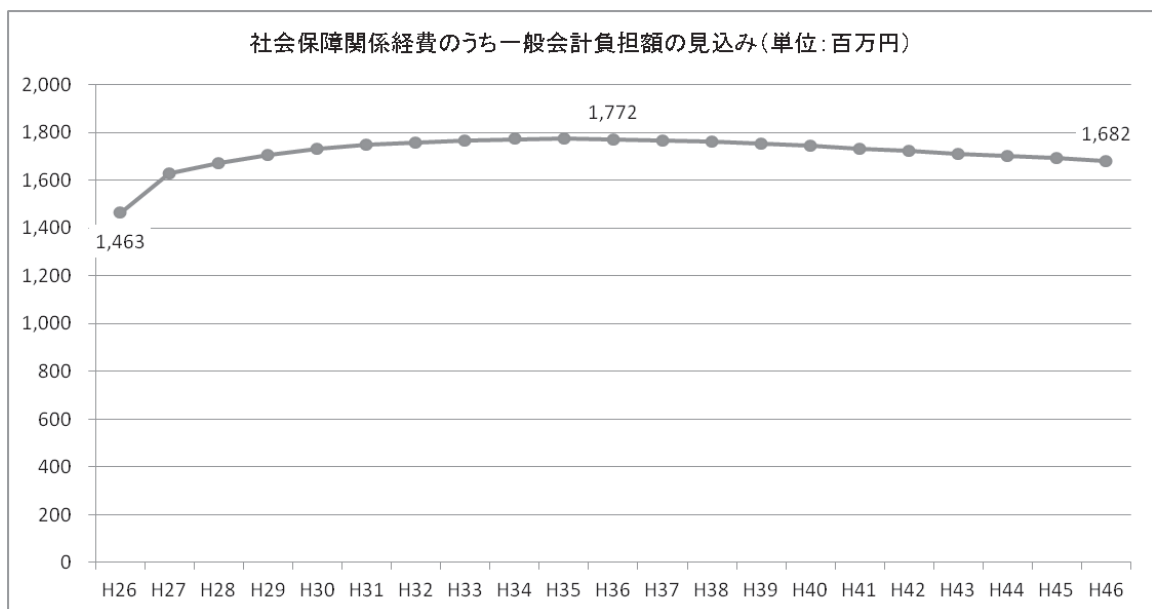
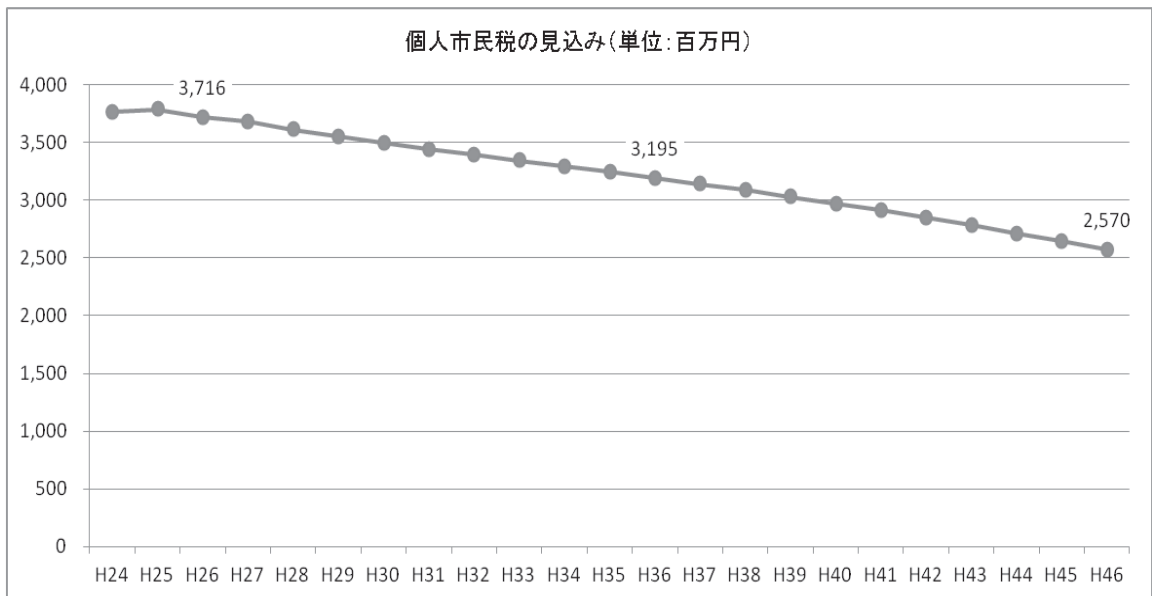


〈公共施設及びインフラ施設の更新費用の推計〉



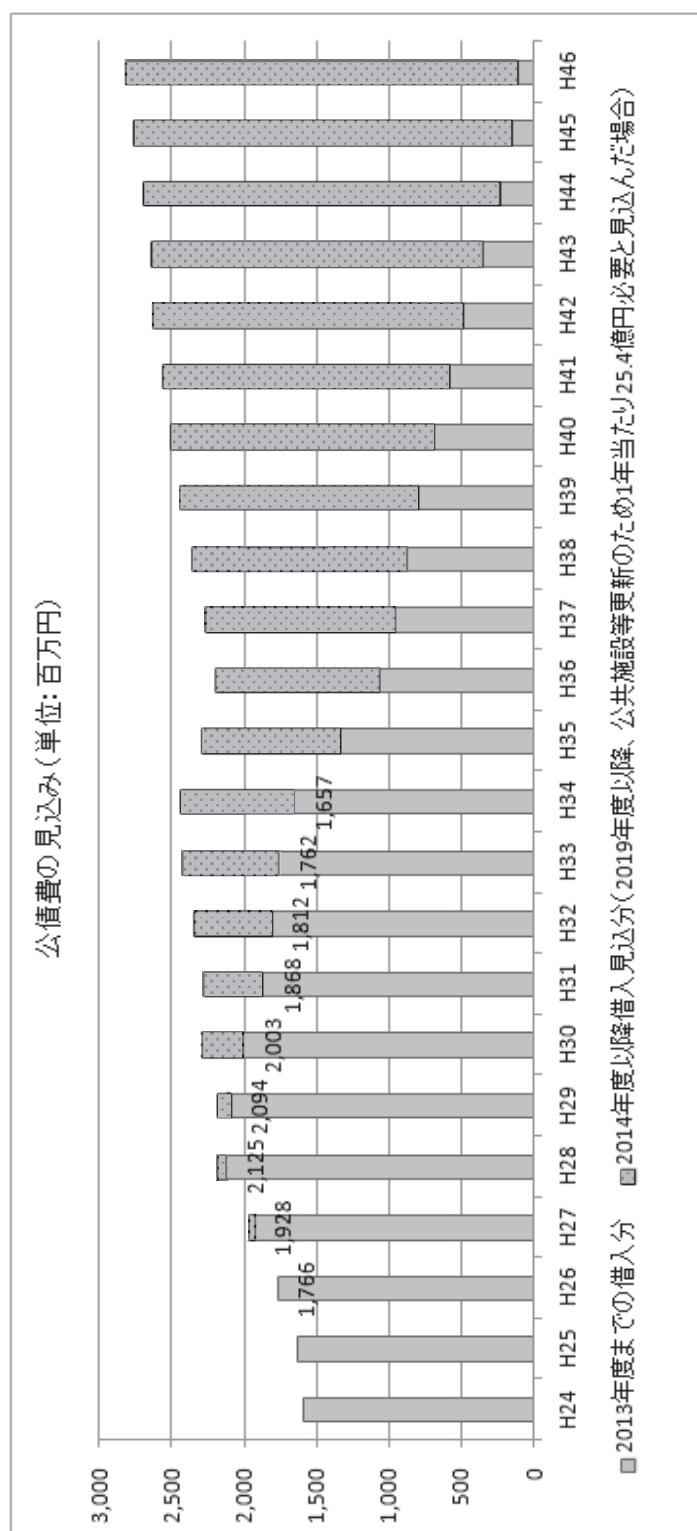
(4) 財政状況への影響

- 生産年齢人口の減少により、個人市民税は減少することが見込まれる。一方で、高齢者の増加により社会保障関係経費は増加することが見込まれる。後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の財政運営が厳しくなれば、保険料の上昇による市民負担の増大や、税収が減少する中での一般会計からの負担増が必要になる。



※平成 26 年度実績（社会保障関係経費総額の 11.7%）が今後も続くものと見込んだ場合

- ・ 〈参考〉今後、小・中学校の耐震化及び大規模改修並びに市庁舎の建替えに伴う、地方債償還額が急増するとともに、公共施設等の更新を実施した場合は地方債償還が発生するため、公債費は現在と比較して毎年度数億円規模を上乗せした予算額の確保が必要となる。また、公共施設の更新を行っていくと、後年度まで公債費が高い水準で推移することが見込まれる。

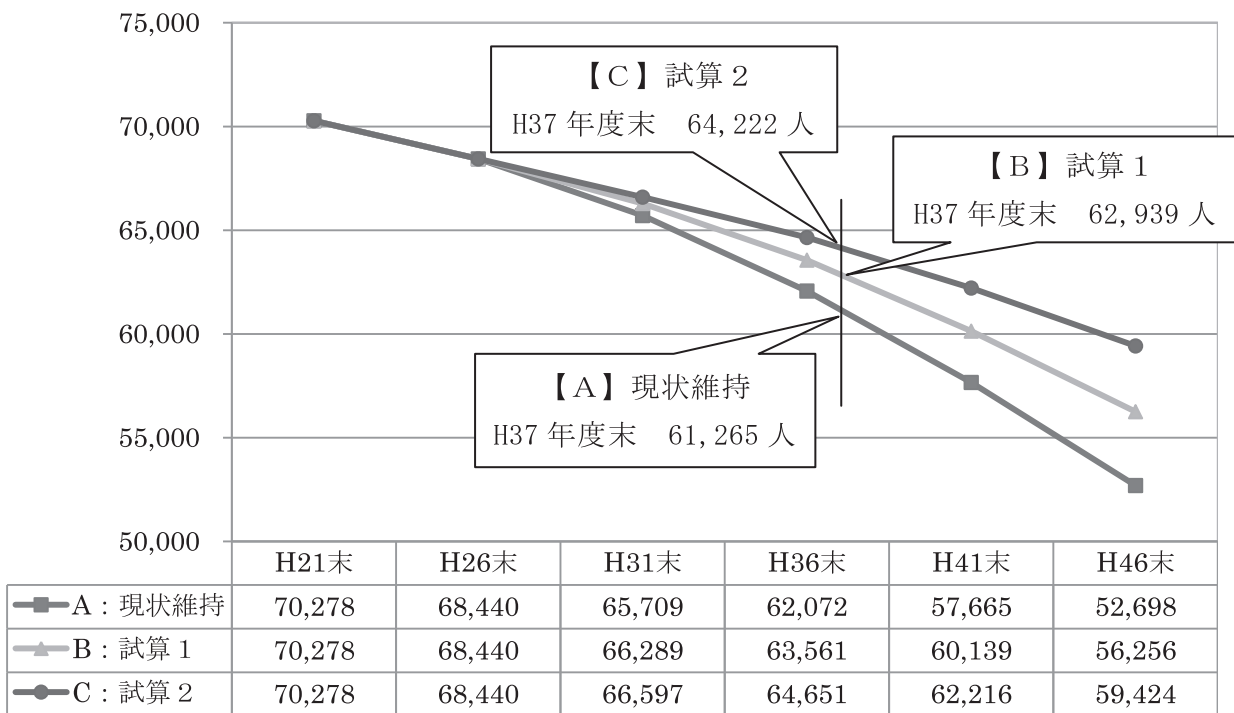


4 人口動態の変化による将来推計人口の変化

○ 出生率及び移動率の設定の変更により、将来の人口規模を試算した。

| | |
|-------------|--|
| 【A】 現状維持 | <ul style="list-style-type: none"> ■出生率：平成 24～26 年の出生率の平均値 1.06 ■移動率：平成 21 年度末人口と 26 年度末人口の比較により算出 ※ 3 ページの住民基本台帳人口を基準とする推計を使用 |
| 【B】 試算 1 | <ul style="list-style-type: none"> ■出生率：国の長期ビジョン（平成 52 年に 2.07）から -0.4 ポイントを維持（平成 37 年に 1.30、平成 47 年に 1.54 に向上） ■移動率：平成 32 年以降、15～49 歳の移動率（移動による減少率）を【A】の 5 割に改善 |
| 【C】 試算 2 | <ul style="list-style-type: none"> ■出生率：国の長期ビジョン（平成 52 年に 2.07）に追いつくように上昇させる（平成 37 年に 1.46、平成 47 年に 1.87 に向上） ■移動率：平成 32 年以降、15～49 歳の移動率（移動による減少率）を ±0 に改善 |

○ 推計結果は以下のとおり。

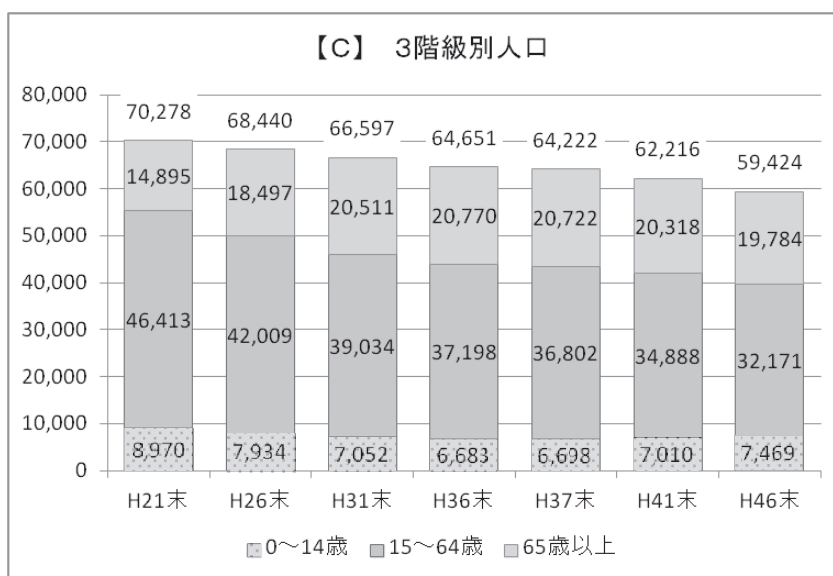
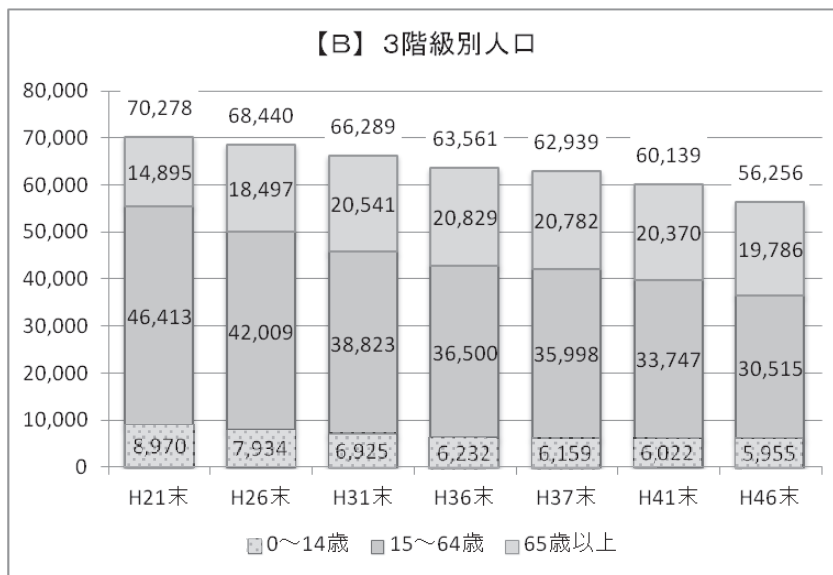
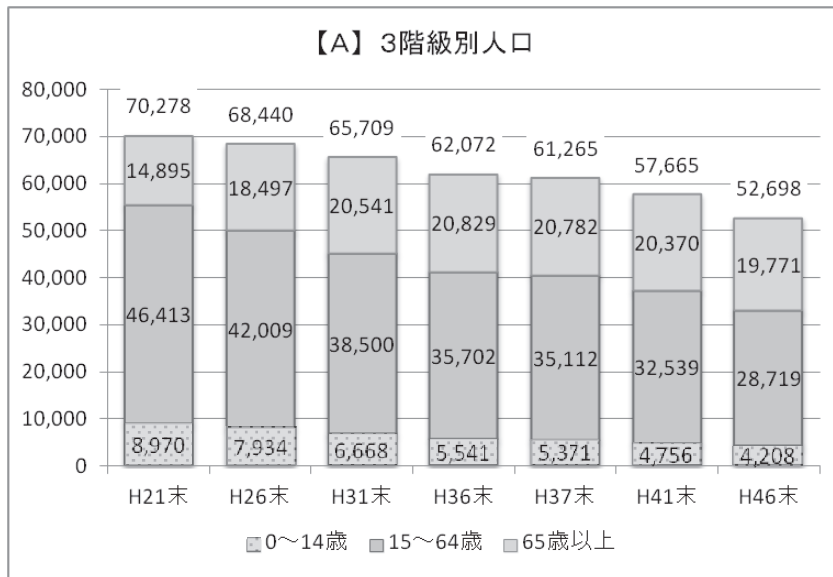


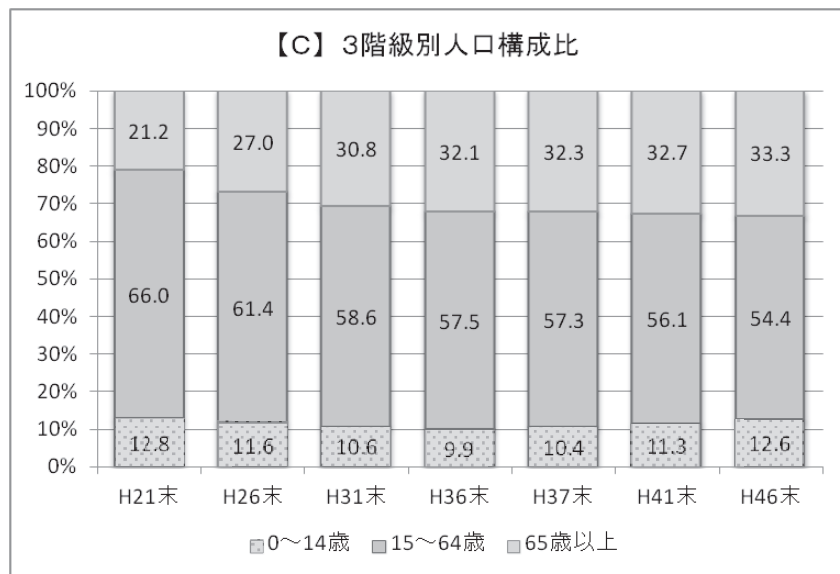
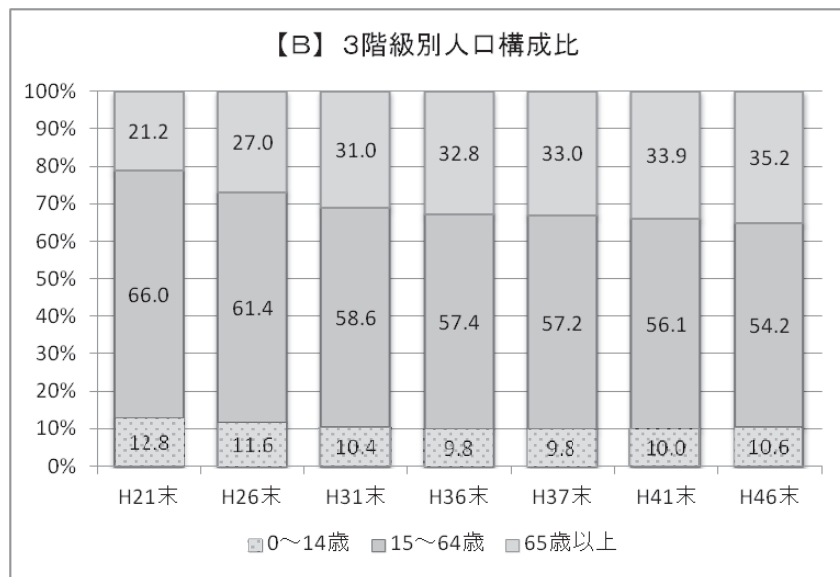
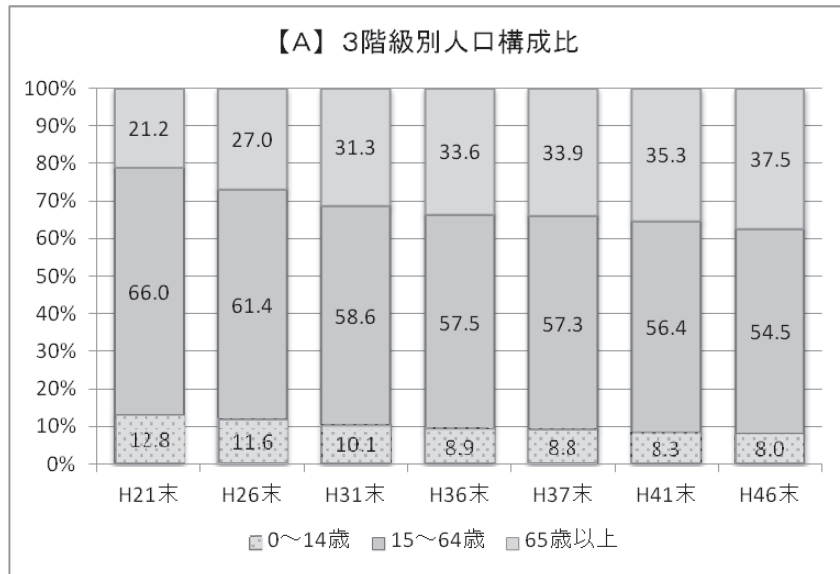
○ 平成 37 年度末時点の【A】と【B】の総人口の差は、約 1,600 人。差の内訳は、年少人口約 800 人、生産年齢人口約 800 人。

○ 平成 37 年度末時点の【A】と【C】の総人口の差は、約 3,000 人。差の内訳は、年少人口約 1,300 人、生産年齢人口約 1,700 人。

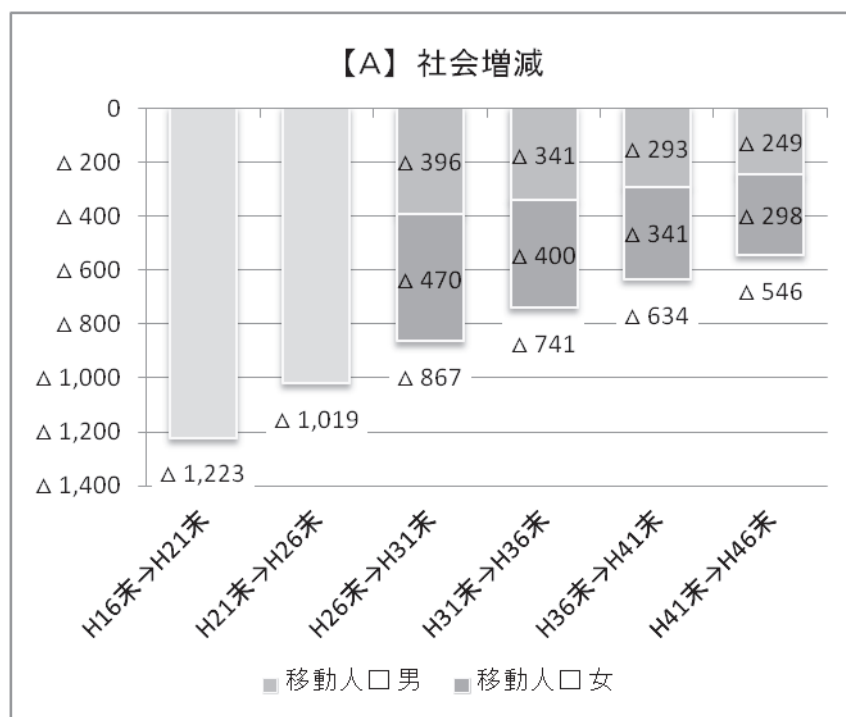
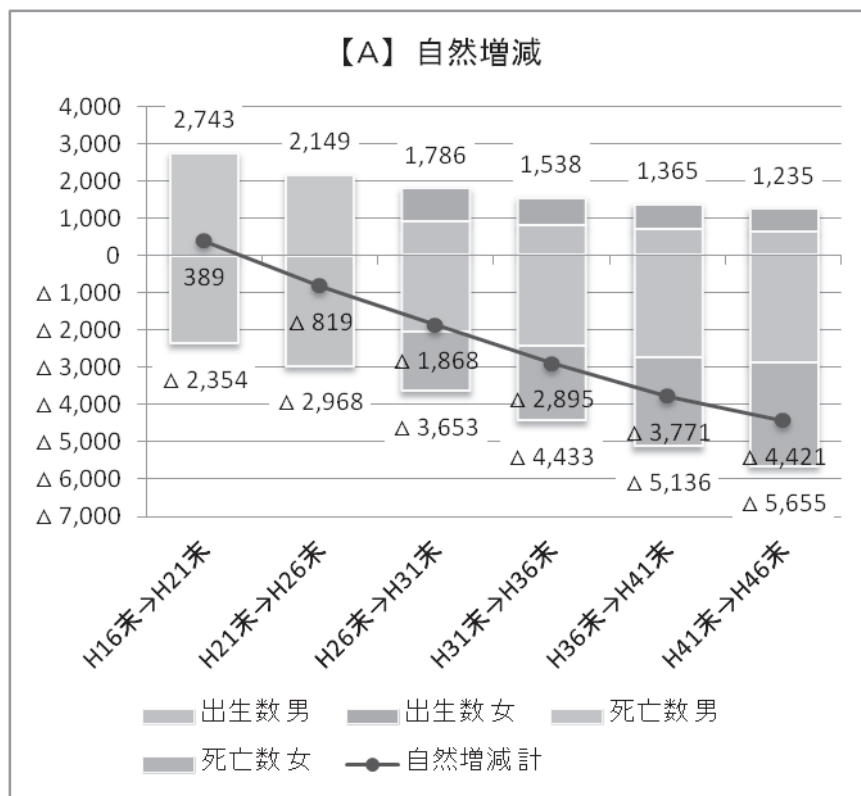
○ 平成 46 年度末には、【A】と【B】の総人口の差は、約 3,500 人、【A】と【C】の総人口の差は、約 6,700 人となり、年数が経つほど差が広がっていく。

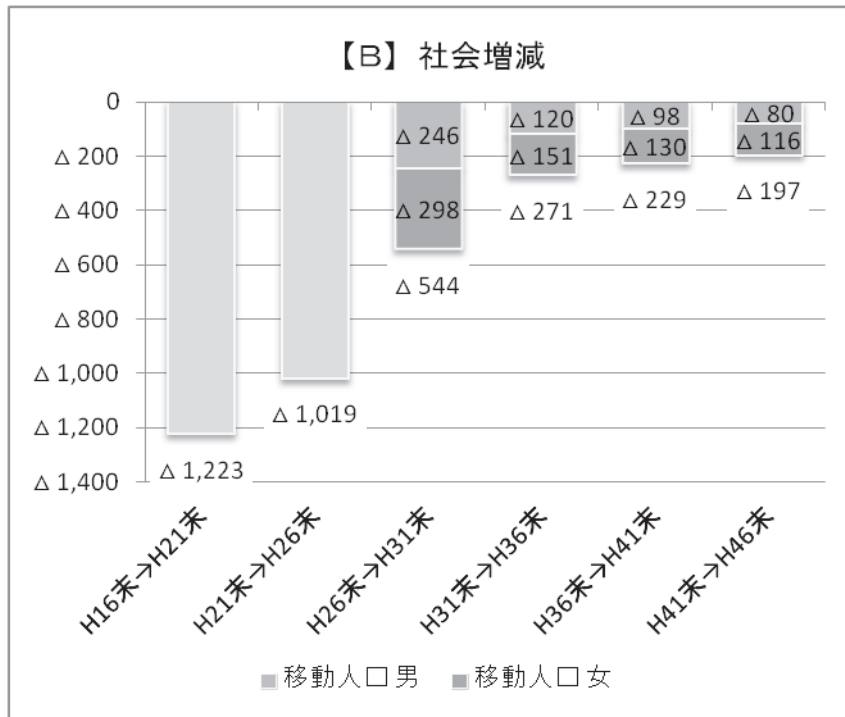
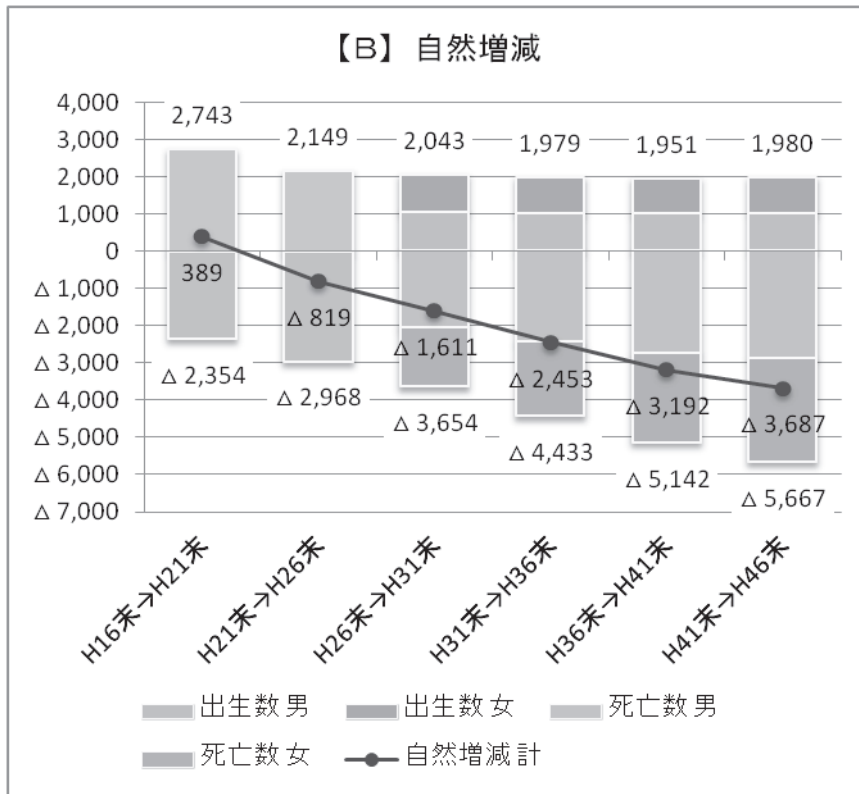
- 各パターンの人口構成の推移は以下のとおり。
 (【A】 = 現状維持、【B】 = 試算 1、【C】 = 試算 2)



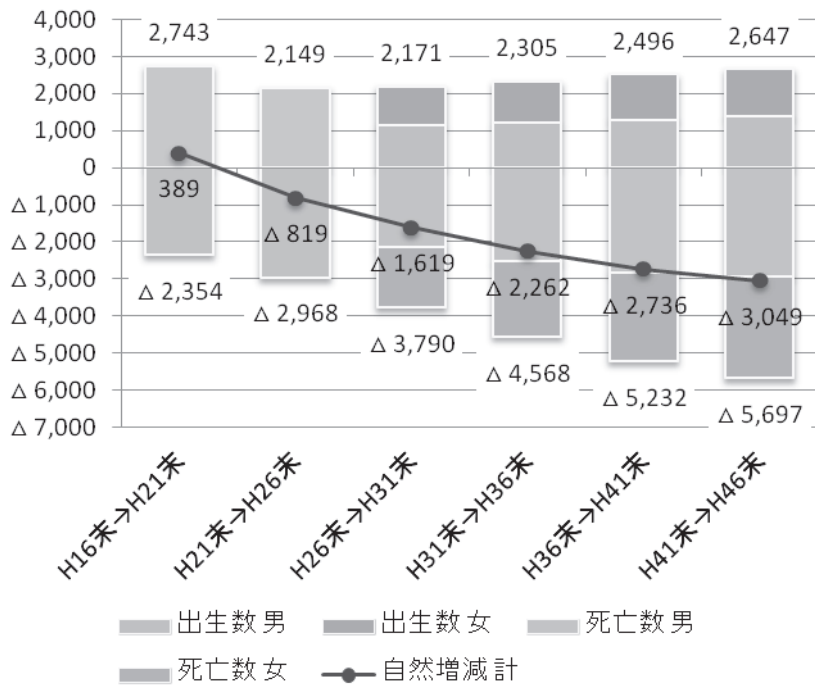


- 各パターンの人口動態の推移は以下のとおり。
 (【A】 = 現状維持、【B】 = 試算 1、【C】 = 試算 2)

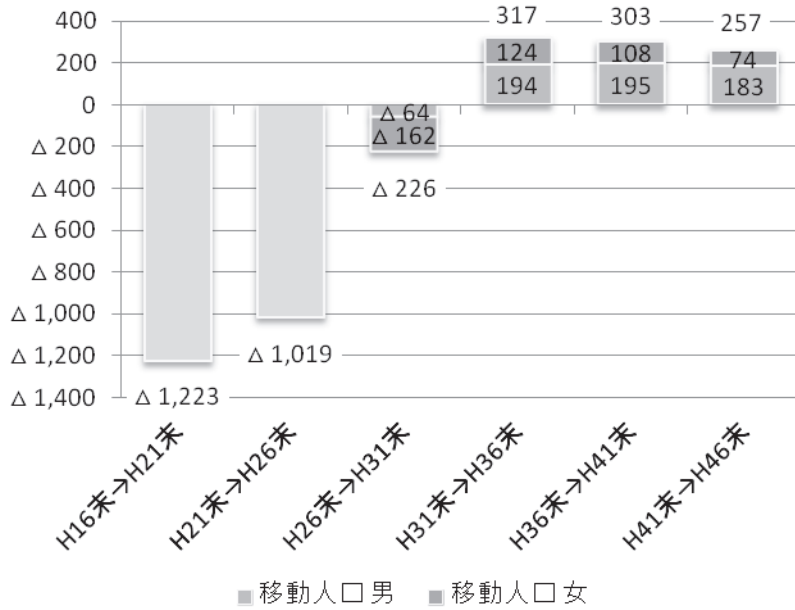




【C】自然増減

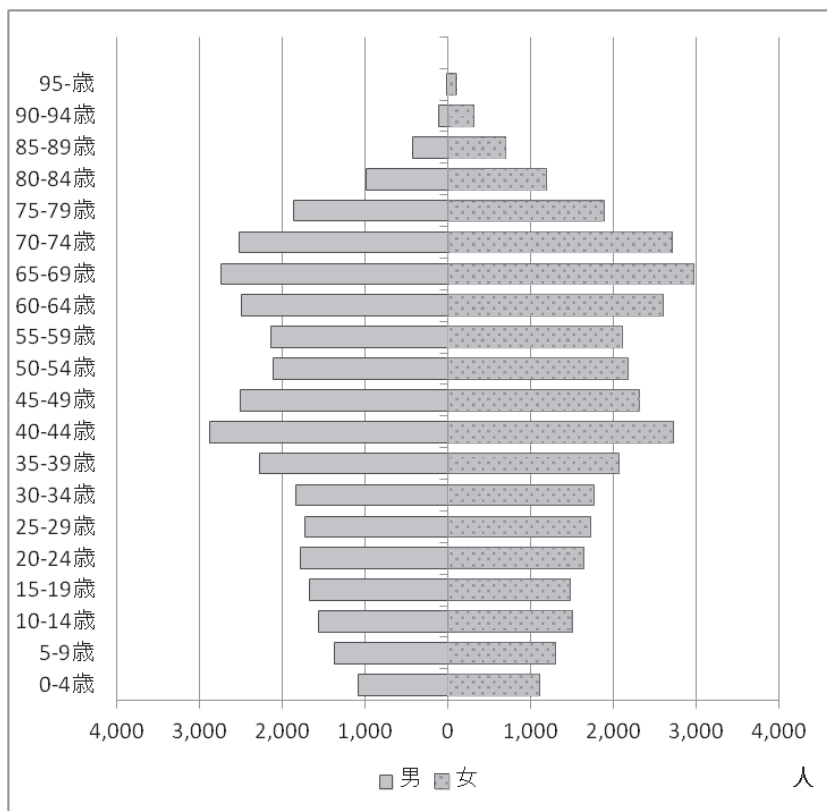


【C】社会増減

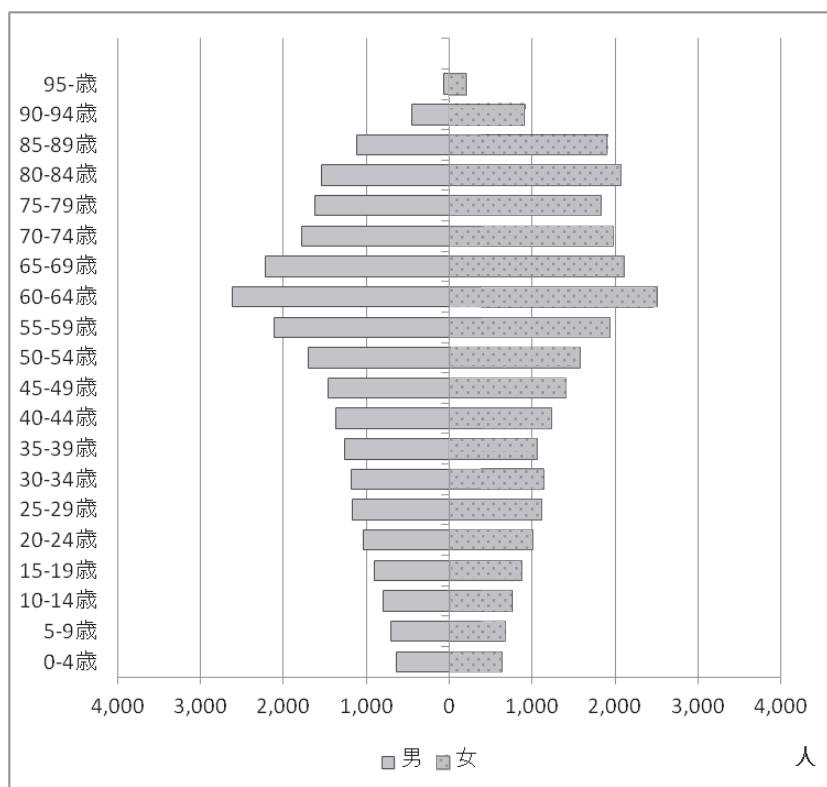


○ 各パターン的人口ピラミッドは以下のとおり。

H26 年度末現在



【A：現状維持】H46 年度末



序
論

基本
構想

前期
基本
計画

分野
別計
画の
見方

分野
別計
画

子
ども
の成
長を
支
える
まち

健
康で
いき
いきと
暮ら
せる
まち

み
ん
な
が
参
加し
育
てる
まち

快
適で
安心・
安全
なま
ち

活
力あ
ふれ
る
ま
ち

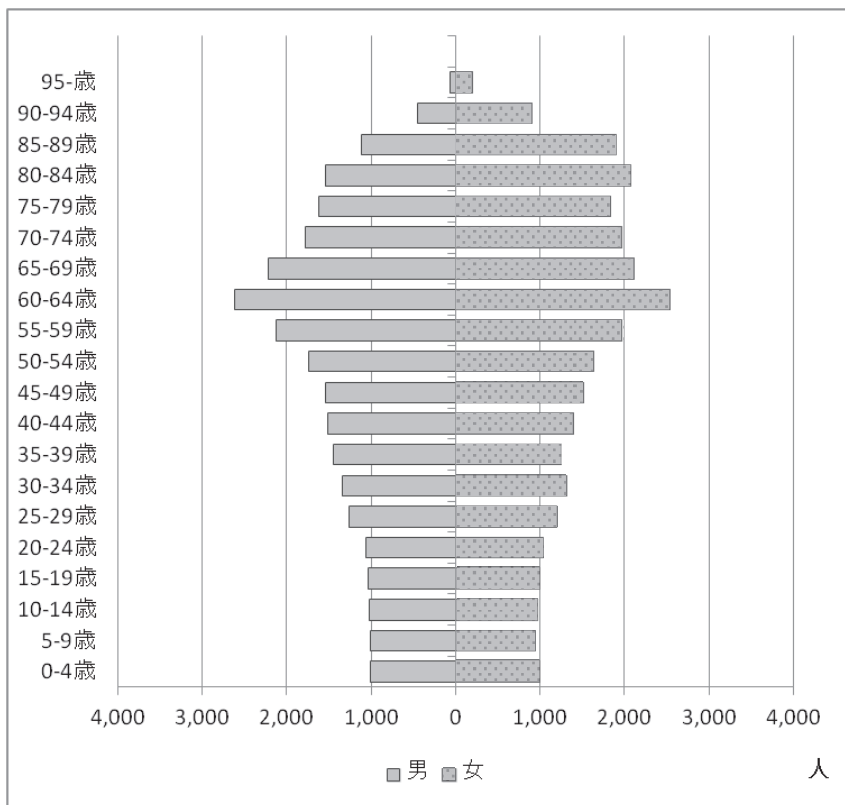
開
かれ
たま
ち 健
全で

人
口減
少に
対
応す
るた
めの
リ
テ
ン
ス
マ
チ

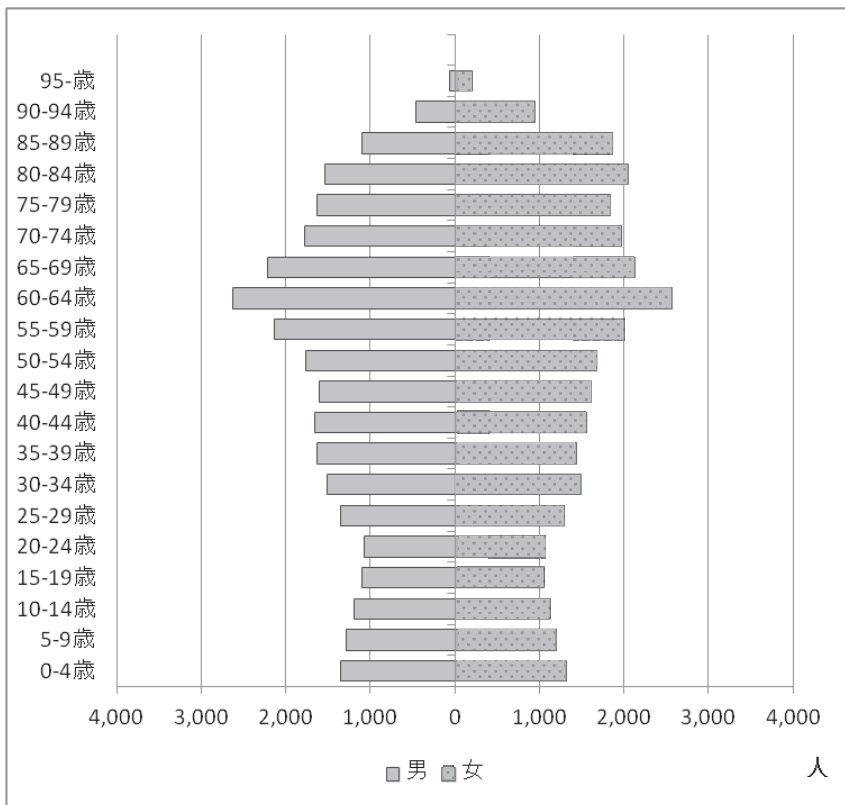
資
料
編

- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
- 分野別計画の方向
- 分野別計画
- 子どもの成長を支えるまち
- 健康でいきいきと暮らせるまち
- みんなが参加し育てるまち
- 快適で安心・安全なまち
- 活力あふれるまち
- 開かれたまち
- 人口減少に対応するためのアクションプラン

【B：試算1】H46年度末



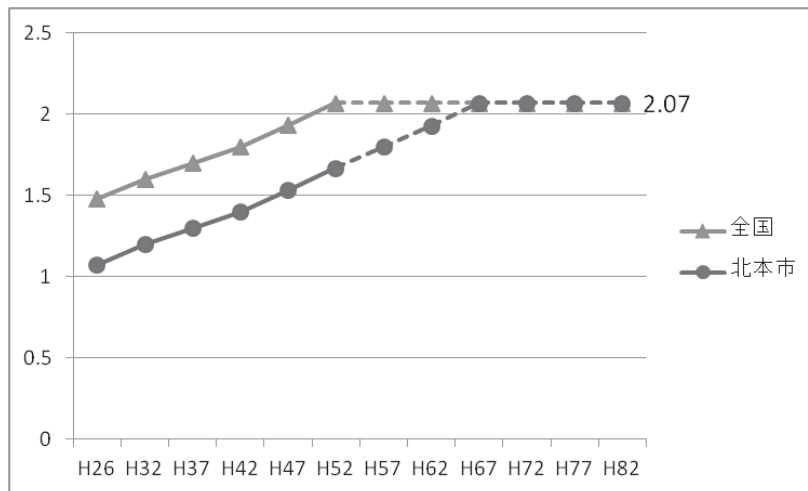
【C：試算2】H46年度末



5 将来人口の想定

- 現状の出生率・移動率を維持する推計【A】のままでは、少子高齢化が今以上に進行し、20年後、30年後には地域で支え合う共助が成り立たなくなったり、まちの活力が大きく低下したりすることが懸念される。このため、各種施策の展開を検討し、活気あるまちを維持することをめざす。
- 試算1の推計【B】に基づき、平成37年度末時点の将来人口を63,000人と想定する。
- 国の長期ビジョンでは、平成26年に1.48である合計特殊出生率が平成52年に人口置換水準2.07まで向上すると想定している。本市の平成26年の合計特殊出生率は1.07であり、国の数値との差は約0.4ポイントである。国の取組に併せて市でも各種施策を実施することにより、国の出生率の上昇と平行して市の出生率も上昇するものと想定する。この場合に、国の出生率が2.07に達した後も、本市の出生率が継続して上昇すると仮定すると、約15年遅れて市の出生率も2.07に達する見込みとなる。
- 【A】と【B】の今後10年間の出生数の差は約700人であり、平均すると1年当たり約70人の差となる。

〈出生率の上昇イメージ〉



- 社会動態については、15歳から49歳までの減少率を現状の5割まで減少させることを想定する。
- 【A】と【B】の今後10年間の転出入による減の差は約800人であり、平均すると1年当たり約80人の差となる。



第五次北本市総合振興計画

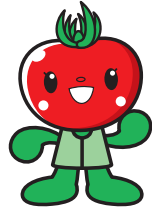
— 平成29年3月 発行 —

北 本 市

〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

【電話】048-591-1111(代表)

【FAX】048-592-5997(代表)



北本市
kitamoto city